序　文

大阪府大東市と四條畷市にまたがる飯盛山の山頂に築かれた戦国時代末期の山城である飯盛城跡は、当時の曲輪や石垣などの城郭遺構が良好な状態で残っており、「戦国時代の政治・軍事を知るうえで貴重」であるとして、令和３年 10 月 11 日に国史跡に指定されました。

この貴重な歴史遺産を良好な状態で後世に継承していくとともに、教育や文化面はもとより地域活性化などにも活用していくため、令和５年度に策定した『史跡飯盛城跡保存活用計画』を踏まえ、適切な整備と活用のあり方を具体的に示した『史跡飯盛城跡整備基本計画』を策定しました。

今後は本計画に基づき、史跡飯盛城跡の適切な整備を進めてまいります。

結びに、この計画を策定するにあたり多くのご指導、ご鞭撻を賜りました専門委員の皆様や、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課をはじめ関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和７年３月31日

大東市長　逢坂　伸子

四條畷市長　銭谷　翔

例　言

１．本書は、史跡飯盛城跡の整備基本計画である。

２．本事業は、大東市と四條畷市が令和６(2024)年度に国庫補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）の交付を受けて実施した。

３．本計画策定にあたっては、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言のもと、両市の「飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」をもとに設置した「史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員会」による協議、検討を経て策定した。

４．本事業の事務局は、大東市産業・文化部生涯学習課及び四條畷市教育委員会社会教育部文化財課に置いた。

５．本事業は、株式会社フジヤマに計画策定支援業務を委託して行った。

６．本書の編集は、同計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局が行った。

史跡飯盛城跡整備基本計画

目　次

第１章 計画策定の経緯と目的 1

１．計画策定の沿革・目的 1
２．計画対象区域 1
３．委員会の設置と経緯 3
４．上位計画・関連計画と本整備基本計画との関連 4
５．計画の実施 5

第２章 計画地と周辺の現状 6

１．大東市・四條畷市の概況 6
２．自然的環境 6
（１）地形・地質 6
（２）気候 7
（３）動植物 7
３．歴史的環境 9
４．社会的環境 12
（１）人口 12
（２）都市計画・土地利用 12
（３）交通 13
（４）産業 14
（５）大東市及び四條畷市の指定・登録文化財 14
（６）史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設 15
（７）防災 15
（８）法規制 16

第３章 史跡飯盛城跡の概要と課題 19

１．指定に至る経緯 19
２．指定と追加指定の状況 19
（１）指定告示 19
（２）管理団体告示 19
（３）指定説明文 19
３．指定範囲 22
４．史跡の概要 24
（１）本質的価値 26
（２）構成要素 27
５．史跡の公開活用のための諸条件の把握 30
（１）史跡の現状・課題及び保存・活用の大綱・基本方針・方法 30
（２）史跡指定・土地所有に関する現状 32
（３）土地利用 32
（４）市民意見 34
（５）アクセス道現況 35
（６）既存サイン現況 36
（７）便益施設・管理施設の現況 39
（８）建造物・工作物現況 42

（９）治山 42
(10) 史跡指定地内における降雨シミュレーション 46
(11) 地質の状況 47
(12) 広域関連整備計画 49
６．史跡の公開・活用に向けた課題 49
（１）史跡の課題 49

第４章 基本方針 54
１．整備の目標 54
２．整備の方針 54
３．整備の時代設定 55

第５章 基本計画 56
１．全体基本計画 56
（１）調査研究 56
（２）保存のための整備 56
（３）活用のための整備 56
（４）公開・活用 56
（５）体制整備 56
２．地区別基本計画 57
（１）ゾーン別整備の考え方 57
（２）各ゾーンの整備計画 57
３．項目別基本計画 59
（１）遺構保存に関する計画 59
（２）石垣・曲輪等の遺構修復に関する計画 66
（３）動線計画 67
（４）地形造成に関する計画 71
（５）防災に関する計画 72
（６）遺構の表現に関する計画 73
（７）修景及び植栽に関する計画 74
（８）案内・解説施設に関する計画 77
（９）管理施設及び便益施設に関する計画 81
(10) 公開・活用及びそのための施設に関する計画 81
(11) 周辺地域の環境保全に関する計画 82
(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画 82
(13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画 82
(14) 公開・活用に関する計画 83
(15) 管理・運営に関する計画 83
４．事業計画 84
（１）短期計画 84
（２）中期計画 84
（３）長期計画 84

第６章 完成予想図 86

第１章　計画策定の経緯と目的

１．計画策定の沿革・目的

史跡飯盛城跡は、生駒山地から派生する支脈の北端部、大東市・四條畷市にまたがる標高314mの飯盛山の山頂を中心に築かれた戦国時代末期の山城跡である。

飯盛城は享禄３年(1530)細川晴元の被官であった木沢長政の居城として文献上に初めて登場する。長政が天文６年(1537)に飯盛城で畠山在氏を河内守護として擁立し、その後見となったことで、飯盛城は守護の居城となった。その後、城主は安見宗房を経て、永禄３年(1560)に阿波国出身の三好長慶が入城した。当時の天下である五畿内及び首都京都を支配した長慶が居城としたことで、飯盛城は畿内政治の中心地となり、後継者の三好義継が若江城(大阪府東大阪市)に移る永禄12年(1569)頃まで飯盛城は城郭としての機能を維持していたと推定される。

大東市・四條畷市では平成28(2016)年度から３か年にわたり国史跡指定を目指した総合調査を実施した。飯盛山中に城郭遺構が良好な状態で遺存しており、織田信長から始まる織豊系城郭とは異なる特徴を持ちつつも石垣・礎石建物・瓦という３つの要素を取り入れた城郭史上の画期に位置付けられる貴重な山城であることが明らかになった。

史跡飯盛城跡は令和３年(2021)10月11日に国史跡に指定され、令和４年(2022)11月10日にはⅨ郭(南丸)が、令和５年(2023)３月20日にはⅠ郭(高櫓郭)からⅧ郭(千畳敷郭)が追加指定された。

近年は少子高齢化などによる担い手不足などを背景として、全国的に文化財の滅失などが喫緊の課題となっている。この課題に対応し、史跡飯盛城跡において、保存・活用に関する取り組みを計画的に進めていくために、令和４(2022)年度・令和５(2023)年度の２か年をかけて基本的な指針となる『史跡飯盛城跡保存活用計画』(以下、『保存活用計画』という。)を策定した。

この『保存活用計画』を踏まえ、史跡飯盛城跡を確実に保存し、未来へ継承するための適切な整備と活用のあり方を具体的に示し、整備の方向性を明らかにすることを目的として『史跡飯盛城跡整備基本計画』(以下、『整備基本計画』という。)を策定した。

２．計画対象区域

本計画は、史跡飯盛城跡の史跡指定範囲と今後保護を要する土地を計画対象区域とする。

また、史跡飯盛城跡の支城跡、推定登城道や周辺の街道、旧深野池の範囲を史跡と一体的に保存・活用を目指す範囲とする(図１－１・図１－２)。

図 1-1　史跡と一体的に保存・活用を目指す範囲
(概念図)

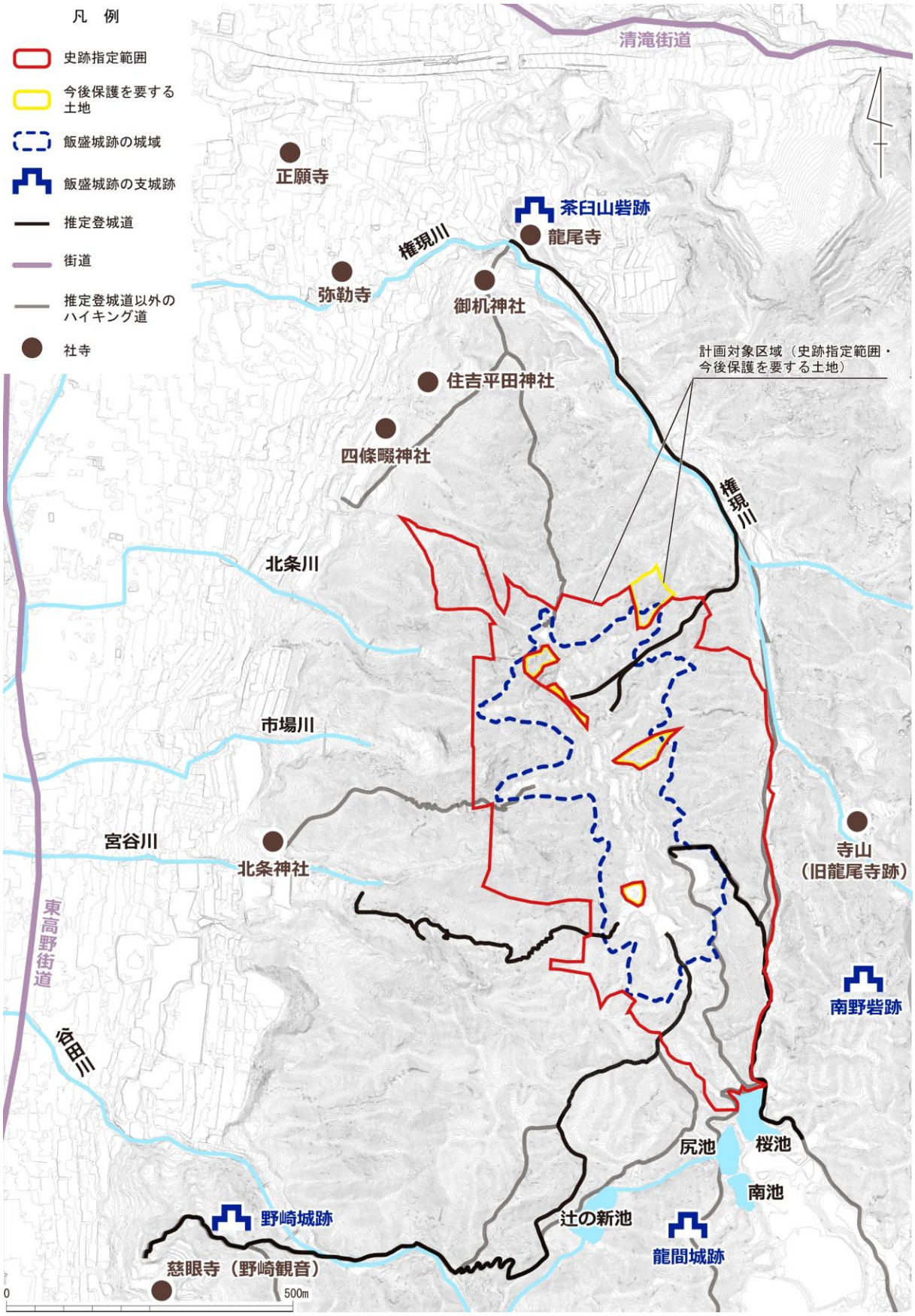
凡　例
史跡指定範囲
今後保護を要する土地
飯盛城跡の城域
飯盛城跡の支城跡
推定登城道
街道
推定登城道以外のハイキング道
社寺
清滝街道
正願寺
茶臼山砦跡
龍尾寺
権現川
弥勒寺
御机神社
住吉平田神社
四條畷神社
計画対象区域（史跡指定範囲・今後保護を要する土地）
北条川
市場川
宮谷川
北条神社
寺山
（旧龍尾寺跡）
東高野街道
谷田川
南野砦跡
尻池
桜池
南池
辻の新池
龍間城跡
野崎城跡
慈眼寺（野崎観音）
0
500m

図 1-2　計画対象区域

３．委員会の設置と経緯

大東市と四條畷市では、史跡飯盛城跡の歴史、構造などを解明し、その保存及び整備並びに活用に資するため、両市の条例に基づき、「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」、「四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」を平成 27 年(2015)に設置した。

本計画策定にあたっては、必要な事項の意見聴取及び検討を行うために、「史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員会」として、令和６(2024)年度に４回開催した(表１－１)。

表 1-1　史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員

氏　名	所　属	専　門
<会長> 中井　均	滋賀県立大学名誉教授	考古学
<副会長> 内田　和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡研究室シニアフェロー	史跡整備
西形　達明	協同組合　関西地盤環境研究センター　顧問 関西大学名誉教授	地盤工学
土井　裕介	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 環境研究部自然環境グループ　主任研究員	森林生態学
野島　稔	四條畷市立歴史民俗資料館　館長 四條畷市文化財保護審議会　委員	考古学
天野　忠幸	天理大学人文学部歴史文化学科教授 大東市文化財保護審議会　委員	日本中世史

オブザーバー

氏　名	所　属		備　考
小野　友記子	文化庁	文化資源活用課整備部門文化財調査官	
木村　啓章	大阪府	文化財保護課 総括主査	
田中　美玖	教育庁	文化財保護課 技師	

大東市事務局

氏　名	所　属		備　考
北田　哲也	大東市 産業・文化部	部長(～令和６年７月 15 日)	
中村　敬治		部長(令和６年７月 16 日～)	
家村　幸一		生涯学習課 課長	
三宅　慎吾		生涯学習課 課長補佐	
馬場　弘行		生涯学習課 上席主査	
佐々木　拓哉		生涯学習課 主査	
李　聖子		生涯学習課 係員	
黒田　淳		生涯学習課 係員	
松迫　寿		生涯学習課 係員	

四條畷市事務局

氏　名	所　属		備　考
山本　博資	四條畷市 教育委員会	教育長職務代理者	
藤岡　靖幸		社会教育部　部長	
神本　かおり		社会教育部　次長	
賀藤　久道		社会教育部　副参事	
西岡　充		文化財課　課長	
實盛　良彦		文化財課　課長代理兼主任	

氏　名	所　属		備　考
村上　始		文化財課　副主幹	
田中　香里		文化財課　事務職員	

第１回史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員会(四條畷市)

【開催日時】令和６年(2024)７月 30 日(火)13 時～15 時

【会　　場】四條畷市役所　第２付属棟大会議室

【主な議題】・整備基本計画の構成とスケジュール

・第１章から第４章について

第２回史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員会(大東市)

【開催日時】令和６年(2024)10 月 31 日(木)13 時～15 時

【会　　場】大東市立市民会館５階　会議室

【主な議題】・第１章から第４章の修正案

・第５章１節～３節７項案について

・石垣６・７保存整備の方向性について

第３回史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員会(四條畷市)

【開催日時】令和７年(2025)１月 20 日(月)14 時～16 時

【会　　場】四條畷市立歴史民俗資料館　研修室

【主な議題】・第５章１、２、３-（１）～（７）修正案の確認

・第５章３-（８）～（15）（案）、４(案)、第６章(案)、巻末資料(案)について

・石垣６・７保存整備実施設計について

第４回史跡飯盛城跡整備基本計画策定委員会(大東市)

【開催日時】令和７年(2025)２月 21 日(金)13 時～15 時

【会　　場】大東市役所南別館１階会議室

【主な議題】・第１章～第６章　修正について

・石垣６・７保存整備実施設計について

・総括

４．上位計画・関連計画と本整備基本計画との関連

本計画は大東市・四條畷市で策定する計画のため、両市の上位計画に則するとともに、関連計画と調整を図った。以下、各市における本計画の関連について記載する。

大東市では上位計画である『大東市総合計画』や、『大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、資源の磨き上げやその発信、エリア価値の向上などにより、文化や歴史に対する市民の誇りの醸成や継承を掲げている。

四條畷市では上位計画である『第６次四條畷市総合計画』の中で、[まちの将来像] 自然と歴史をいつくしみ やすらぎ ぬくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷～すべては住みよいまちづくりのために～ [分野：学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり] ≪施策５歴史、文化の保存と継承≫を明記している。

計画策定においては上位計画、関連計画と内容の整合を図り保存・活用計画で明示した史跡の本質的価値の確実な保存と保存・活用の大綱に則した適切な整備が図られるよう計画を策定する(図１-３・表１-２)。

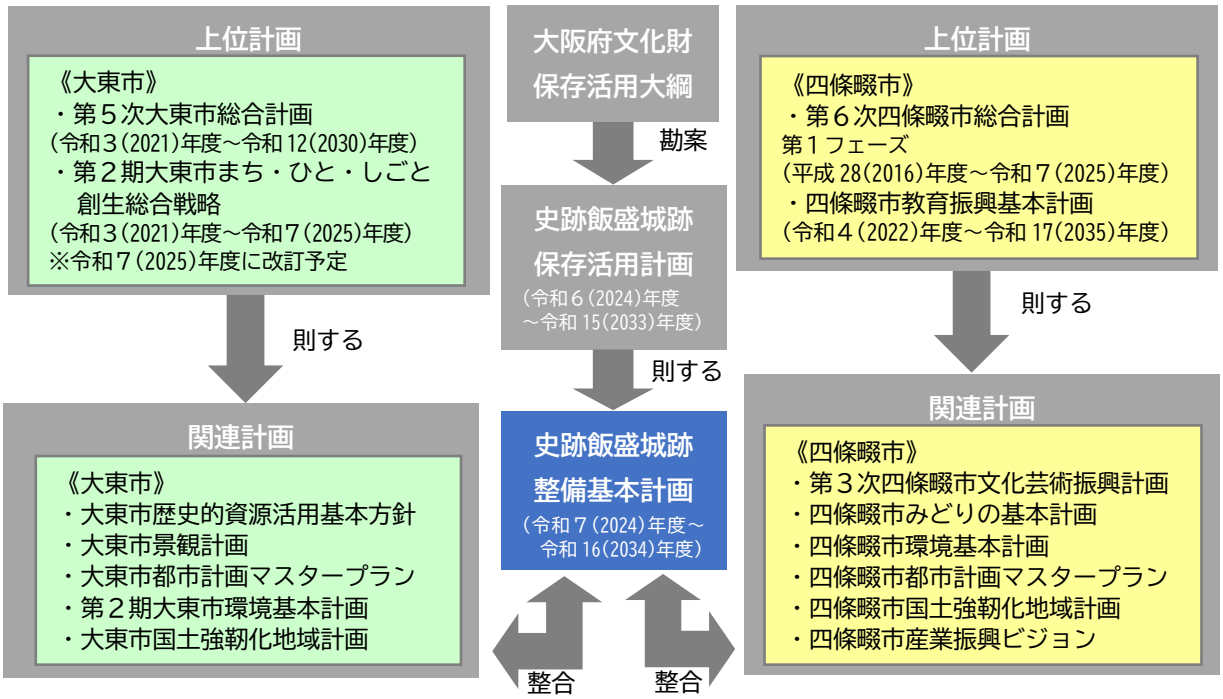

図 1-3　計画の位置付け

表 1-2　史跡飯盛城跡保存活用計画

史跡飯盛城跡保存活用計画
【保存・活用の大綱】 飯盛城跡の本質的価値を確実に守り次世代に伝えるとともに歴史から学び未来へ伝える地域・世代間交流の拠点としての公開・活用を行う。 【基本方針】 （１）保存管理の基本方針 ・調査研究を継続し、史跡飯盛城跡の本質的価値を明確化し周知する。 ・飯盛城跡の遺構の適正な保存・管理を図るため各種遺構の基本的な保存・管理の方法を定める。 ・現状変更等の取扱い基準を定めて適切な運用を図る。 （２）活用の基本方針 ・活用についての手法を研究し、生涯学習や学校教育、市民活動の場として提供し、世代間交流や地域づくりの拠点としての活用を図る。 ・飯盛城跡と周辺に位置する支城跡等を結び、飯盛城跡の特性と合わせて戦国時代を体感できる歴史空間やレクリエーションの場としての活用を図る。 （３）整備の基本方針 ・史跡の本質的価値を構成する諸要素については今後の管理や活用方法を検討したうえで遺構保存のための整備を検討する。 ・飯盛城跡の特性を活かし、学校教育や生涯学習の場としての活用、レクリエーションの場や観光資源としての活用など多面的な利用を想定した整備を検討する。 （４）運営・体制の基本方針 ・史跡の適切な保存・活用において関係者や市民・地域活動団体等の協働の取り組みを促進し、協力体制や人的ネットワークを構築する。 ・史跡の保存・活用に関わる庁内の連携体制を強化する。 ・史跡への理解を促進するため、関係団体と連携し飯盛城跡の情報提供や交流活動に努める。

５．計画の実施

本計画は令和７(2025)年度から令和 16(2034)年度までの10年間の計画とするが、史跡の現状や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うものとする。

第２章　計画地と周辺の現状

１．大東市・四條畷市の概況

史跡飯盛城跡の現状については令和６年(2024)３月策定の『保存活用計画』p.19～p.43に記載しているため、本計画では概要を述べるにとどめる。

大東市・四條畷市は大阪府の北東部、北河内地域に位置する。両市の東は大阪府と奈良県の府県境にあたり、金剛生駒紀泉国定公園に含まれる生駒山を最高点とする生駒山地が約25kmにわたり南北に連なる。東は奈良県生駒市、西は寝屋川市と門真市、大阪市、南は東大阪市、北は交野市と接している(図２－１)。

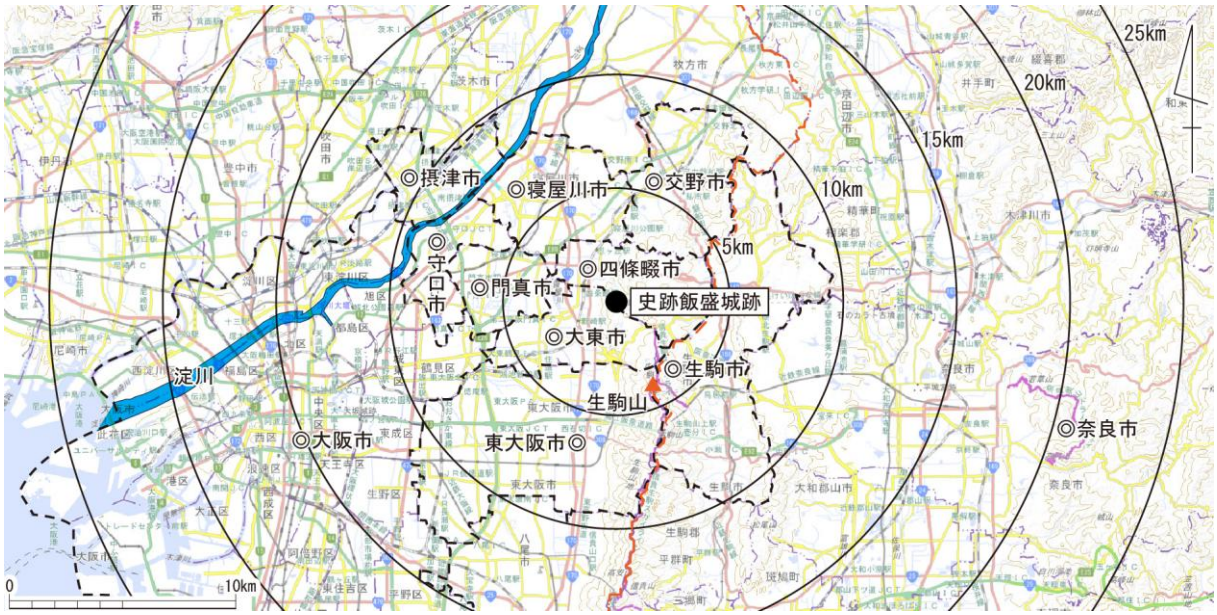

図 2-1　史跡飯盛城跡の位置(国土地理院 白地図及び標準地図に加筆)

２．自然的環境

（１）地形・地質

北河内地域の東側には、屏風状に切り立った生駒山系が位置する。生駒山系は大東市、四條畷市付近で標高 300m内外の山地となる。

生駒山地の西側には河内平野が広がっており、山地の西斜面は急傾斜となり、麓には谷筋を流れる中・小河川によって形成された扇状地性の段丘が広がる。

生駒山地西麓の東高野街道の西側は標高１～３mの氾濫原・低湿地となる(図２－２)。

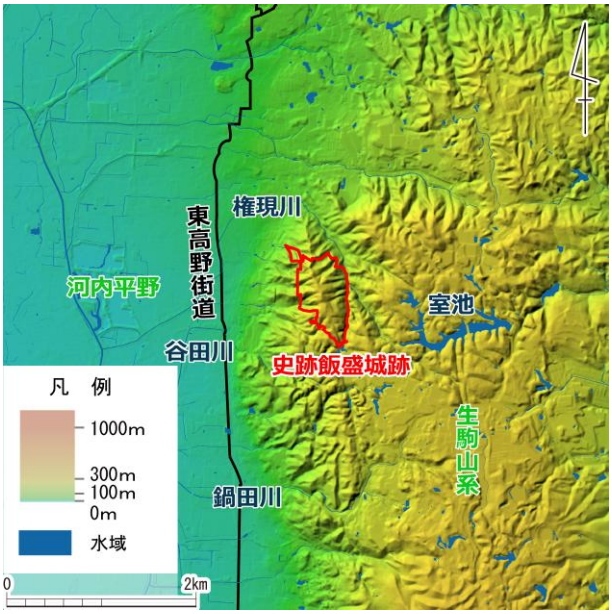

図 2-2　色別標高図(国土地理院色別標高図に加筆)

（２）気候

大東市・四條畷市は、温暖で年間を通じて降水量の少ない瀬戸内海式気候に属する。史跡飯盛城跡から最も近い気象観測地であるアメダス生駒山観測所(標高 626m)における平成３年(1991)～令和２年(2020)の 30 年平年値をみると、年平均気温は 12.1℃、年間平均降水量は 1527.7mm である(図２-３)。

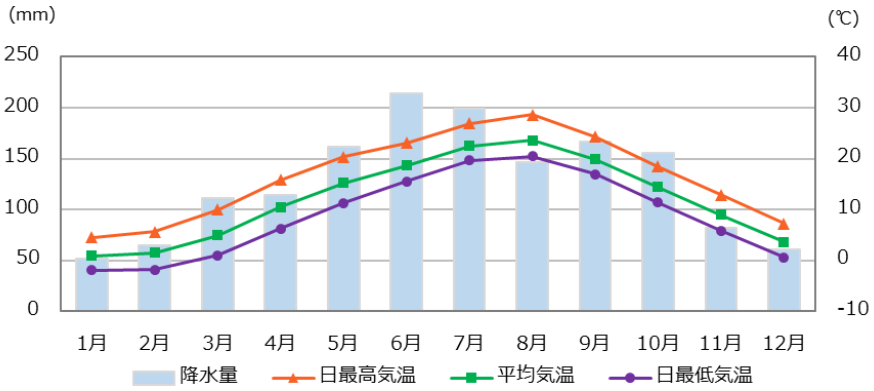

図 2-3　アメダス生駒山観測所(標高 626m)の 1991～2020 年の 30 年平年値

（３）動植物

１）植生

飯盛山にある史跡指定範囲は、西側斜面は主に人為的影響を受けた二次林である落葉広葉樹林(コナラやクヌギなど)が広く分布し、北東部を除く東側斜面は主に人工林である針葉樹林(スギ・ヒノキ)が分布する。北東部は常緑化が進んでいる広葉樹林(アラカシやヤブツバキなど)と一部が竹林となっている。基本的にはこれら「広葉樹」と「スギ」「ヒノキ」の植林地で全体面積の約 95%を占めている(図２-４～図２-７)。

飯盛山の人工林のうち、間伐などの手入れが行き届いていない部分では、林内が暗くなるほか、下層植生が衰退するなどして表土が流出しやすい状態になっている。また、適正管理されていない二次林の一部では遷移、荒廃により倒木なども見られるほか、枝張りや大径木化によって眺望や遺構の視認性を低下させている。樹根が石垣を巻き込み、遺構の崩落につながる恐れがある大径木も存在する。

図 2-4　西側斜面に広く分布する広葉樹林(二次林)

図 2-5　東側斜面に広く分布する針葉樹林(人工林)

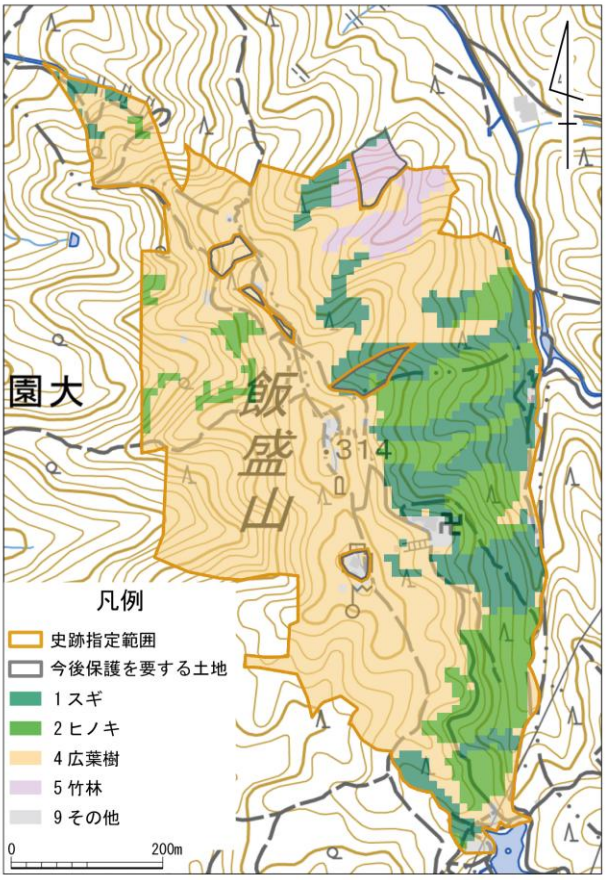

図 2-6　史跡指定範囲の植生図
（群落項目は林相区分図に準じる）

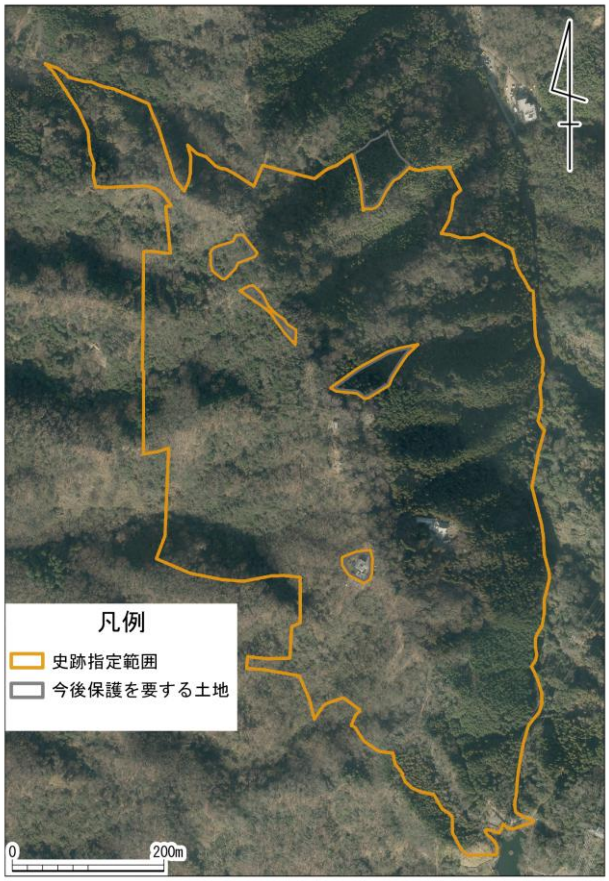

図 2-7　史跡指定範囲の空中写真(令和２年(2020))

２）動物・昆虫

飯盛山は生駒山系に属し、生駒山系と同様の自然環境がある。周辺には、大阪府レッドリストで生物多様性ホットスポットＢランクに選定されている室池などの水辺の環境もあり、様々な動物・昆虫が生息している。

飯盛山に近接している大阪府民の森「むろいけ園地」周辺を調査した『むろいけの自然』(ＮＰＯ法人里山サロン、平成 28 年(2016)刊行)によると、多種多様な動物・昆虫が確認されており、ほ乳類６種、鳥類 30 種、は虫類７種、両生類５種のほか、昆虫類も多く確認されている。

一方で、史跡飯盛城跡では野生のイノシシによって曲輪や石垣周辺が掘り返されていることから、曲輪や石垣遺構への被害が生じている。大阪府が作成した『大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第４期)』のもと、大東市では『大東市鳥獣被害防止計画』、四條畷市では『四條畷市鳥獣被害防止計画』に基づいて、イノシシの捕獲などの対策事業(罠の設置など)が行われているが、農作物などへの被害軽減が目的であり、遺構保護を目的とした捕獲などは行われていない。

３．歴史的環境

史跡飯盛城跡が所在する飯盛山の西部は、古来より水域が広がり平野部が狭く山岳が迫っているため、狭い範囲に旧石器時代に始まる数多くの遺跡が所在する。

旧石器時代　中垣内遺跡(大東市)からナイフ形石器、讃良川床遺跡(四條畷市)から握斧・ナイフ形石器・細石刃・削器・彫器、岡山南遺跡(四條畷市)から木葉形尖頭器が出土していることから、両市の歴史は２万８千年前に始まると考えられる。

縄文時代　草創期では、北条遺跡・鍋田川遺跡(大東市)や南山下遺跡・四條畷小学校内遺跡・木間池北方遺跡(四條畷市)、早期では田原遺跡(四條畷市)、中期では南山下遺跡(四條畷市)、中期から晩期では北新町遺跡・北条遺跡・鍋田川遺跡(大東市)、砂遺跡(四條畷市)、後期から晩期では更良岡山遺跡(四條畷市)ほか多くの遺跡から多数の祭祀用品、土器類・石器類が出土している。

弥生時代　讃良郡条里遺跡(四條畷市)では、弥生前期初頭の土器や炭化米が出土しており、北河内地域における稲作の初現を示している。中垣内遺跡・北条西遺跡・北条遺跡(大東市)や雁屋遺跡(四條畷市)などで確認された集落跡からは、この時代から人々が居住していたことがわかる。

古墳時代　忍岡古墳(四條畷市)、堂山１号墳(大東市)は、当時の有力な首長墓と考えられる。

集落跡として北新町遺跡(大東市)やメノコ遺跡(大東市)、中垣内遺跡(大東市)が挙げられる。北新町遺跡では中期の大型倉庫建物跡と水田跡を検出し、倉庫の戸口装置が出土している。忍ヶ丘駅前遺跡(四條畷市)から人物埴輪・子馬形埴輪・水鳥形埴輪、南山下遺跡(四條畷市)から馬形埴輪、岡山南遺跡(四條畷市)から家形埴輪など多くの形象埴輪が出土している。

飛鳥・奈良・平安時代　奈良時代の集落跡である北新町遺跡(大東市)では人面墨書土器が、寺川遺跡(大東市)では「白麻呂」の墨書土器が出土しており、この地に官衙の存在が推定される。北新町遺跡(大東市)の調査結果からは、10世紀後半から集落の形成が始まり、12～13世紀には溝囲いの屋敷地が出現し集落は最盛期を迎えたことがわかる。

正法寺跡(四條畷市)は７世紀に創建された寺院跡で、中門、塔、講堂などの存在が確認されている。讃良寺跡は７世紀の創建で、正法寺跡と同笵の素弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土している。讃良郡条里遺跡では小型海獣葡萄鏡が出土しており、有力者が祭祀に用いたとみられる。また同遺跡では奈良時代の条里制地割が検出されている。平安時代では中野遺跡や岡山南遺跡、讃良郡条里遺跡のほか、四條畷小学校内遺跡、木間池北方遺跡、蔀屋北遺跡などで集落を検出している。

鎌倉・南北朝時代　鎌倉時代では、両市ともに各所において集落跡を検出している。御領遺跡(大東市)は、13世紀中葉に集落が営まれはじめて14世紀中葉以降に存続を終える。坪井遺跡(四條畷市)では鎌倉時代の鍛冶炉・金床石を伴う鍛冶工房跡と土壙墓や井戸を検出している。

南北朝時代の正平３年・貞和４年(1348)には飯盛山麓一帯において北朝の高師直軍と南朝の楠木正行軍が、『太平記』にある「四條畷の合戦」を繰り広げる。御領遺跡で検出した建物群は、その周囲に半町ほどの方形溝を巡らせており、焼土の広がりや一括廃棄された土器集積遺構からこの戦との関わりが指摘されている。四條畷市には、「四條畷の合戦」において戦死した楠木正行のものと、その一族の和田賢秀のものと伝わる墓があり、いずれも大阪府指定史跡となっている。

室町・戦国時代　16世紀になると生駒山地の支脈である飯盛山の山頂に飯盛城が築かれる。飯盛城は、木沢長政の居城として文献上初めて登場する。城主は交野郡出身の安見宗房を経て阿波出身の武将三好長慶が永禄３年(1560)に居城とし、三好政権の政治・文化の中心として機能した。飯盛城は長慶の跡を継いだ三好義継が若江城に移った永禄12年(1569)頃に城としての機能を失ったと考えられる。飯盛城の周辺には支城である田原城や野崎城、龍間城が所在する。また、城郭

遺構は未発見であるが、深野池の微高地上には三箇城跡が所在していた。

飯盛城と関連のある城は近畿、四国東部にまで及ぶ。まず、飯盛城に関連する城として、飯盛城の西方には野崎城、東方には龍間城が位置している。野崎城は東の支脈が突き出した場所に築城されたことから、天然の要害として戦略上の要所とされていた。龍間城は、木沢長政が飯盛城を居城とした、天文５年(1536)～11年(1542)に築いた支城であり、木沢長政の時代は飯盛城南方の拠点、三好長慶の入城以降は、南方防衛の拠点として機能していたと考えられている(図２-８)。

次に、初代飯盛城主・木沢長政に関連する城として、木沢長政が築城した信貴山城や大和国と河内国の国境にある二上山の山上に築かれ木沢長政が改修を行った二上山城、山城・大和への勢力拡大を図るための拠点とした笠置城が挙げられる。中でも信貴山城は、三好長慶の配下である松永久秀とも関連のある城である。信貴山城は木沢長政が太平寺の戦いで敗れ、一度焼失しているが、永禄２年(1559)に松永久秀が入城し、整備したとされている。また、松永久秀が入城した翌年には、信貴山城で茶会が催された記録が残されており、昭和55年(1980)には城跡から石臼と茶臼が発見されている。飯盛城主の三好長慶に関連する城では、細川高国が築城を命じた越水城や芥川城が挙げられる。越水城は本来、瓦林城主瓦林政頼の居城であったが、細川家の内紛後に起こった城の争奪戦の末、三好長慶の居城となった。

芥川城は飯盛城と並ぶほど大阪府では大規模な城であり、三好長慶は天文22年(1553)から飯盛城に拠点を移す永禄３年(1560)までの７年間在城したとされている。そのほか、三好氏に関連する城としては、高屋城と徳島県の勝瑞城がある。高屋城は、明応２年(1493)以前に畠山氏によって築城され、天正３年(1575)の「高屋城の戦い」によって落城するまでの約96年間、畠山氏、三好氏によって争奪戦が繰り返されるなど、城主の入れ替わりの激しい城であった。一方の勝瑞城は、三好氏が長宗我部氏の阿波侵攻に対抗するために築城されたと考えられる勝瑞城と、三好氏の居館と推測されている勝瑞館から構成されている。勝瑞城は三好氏の本拠地であり、中世阿波の政治・経済・文化の中心となっていたと考えられている。

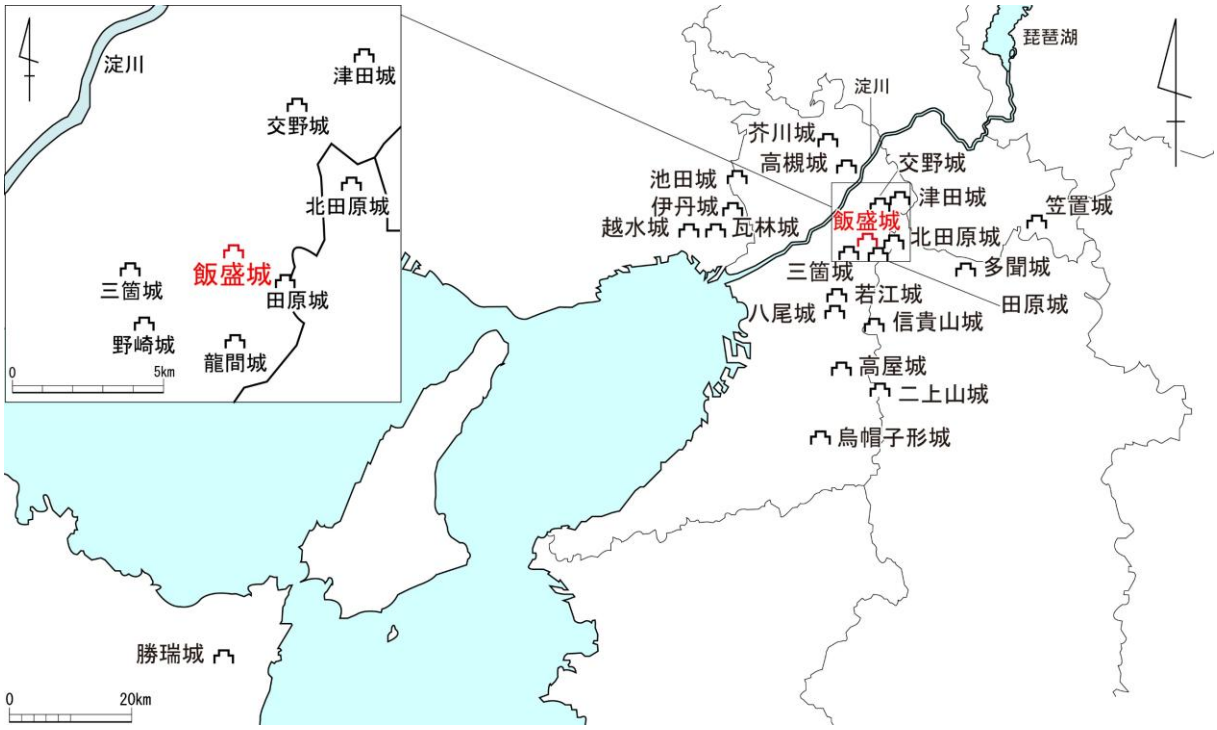

図 2-8　飯盛城に関連する城

大東市西部の低地部に位置する西諸福遺跡からは、天正13年(1585)銘の卒塔婆や荷札木簡が出土している。また、三好長慶が保護した河内キリシタンの一人である田原城主田原礼幡(レイマン)のキリシタン墓碑(天正九年銘)が、城主一族の菩提寺である四條畷市田原の千光寺跡から出土しており、大阪府指定有形文化財となっている(図２-９)。

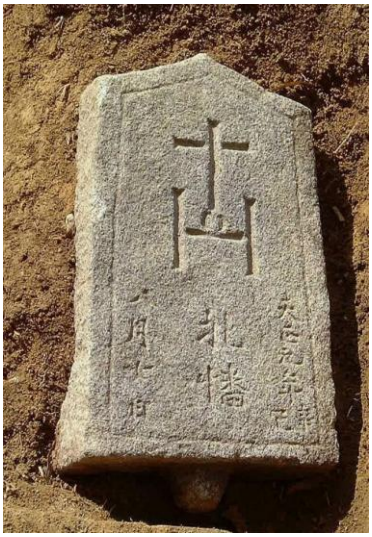

図 2-9　千光寺跡出土キリシタン墓碑(大阪府指定文化財)

四條畷市の讃良郡条里遺跡内において、16世紀中頃に大将軍社が創建され、明治44年(1911)に式内社の忍陵神社に合祀されるまで地域の尊崇を集めた。発掘調査では御正躰あるいは奉納されたとみられる柴垣柳樹双鳥鏡が出土したほか、近世から近代に属する大量の灯明皿が出土し、文献に記録されていた「百灯明」の祭りの存在が裏付けられている。

江戸時代　大東市の山地部には龍間石切場跡や北条石切場跡が確認されており、17世紀初頭には生駒山地西斜面の各谷筋で徳川大坂城石垣石材の採石が大規模に行われていたことが判明している。採石した石材は各谷筋を利用して搬出し、深野池から水運を利用して大坂城まで運ばれたとみられる。深野池は宝永元年(1704)に大和川の付け替えが行われたことで約300ヘクタールの広大な新田となった。

四條畷市は三好長慶の傍系にあたる三好為三が関ヶ原の合戦の頃から徳川氏に仕え、慶長９年(1604)に従五位下因幡守に任じられ「一任」と名乗っている。寛永２年(1625)に秀忠から南甲可村(四條畷市南野)・横小路村(東大阪市)・小山田村(河内長野市)・高向村(河内長野市)で二千二十七石を与えられ、その子孫が旗本として幕末まで領有した。南野の正願寺の山門には三好家の家紋である三階菱の瓦が葺かれている。また幕末には旗本三好家領の主要村落として南野村に代官所が置かれ、代官屋敷は『天保検地帳』から現在の雁屋南町に設けられたと考えられる。

明治以降　明治21年(1888)に公布された町村制法に基づき、大東市域では四條村、住道村、南郷村が成立する。昭和12年(1937)に住道村が住道町に、昭和21年(1946)には四條村が四条町となり、昭和31年(1956)に南郷村、住道町、四条町が合併し大東市が発足した。その間昭和23年(1948)に史跡飯盛城跡内に飯盛山妙法寺が建立され、その後池田勇人の命名で飯盛山楠公寺と名を改めた(同寺建立由来説明板による)。

四條畷市域では甲可村と田原村が成立する。明治23年(1890)に四條畷神社が楠木正行を主神として創建された。その参拝客の用に供するためもあり、明治28年(1895)に浪速鉄道株式会社により片町－四條畷間に鉄道が開業して多くの人が参詣した。昭和７年(1932)に甲可村は四條畷村に改称した。昭和22年(1947)に町制施行して四條畷町となり、昭和36年(1961)に四條畷町と田原村が合併し、昭和45年(1970)に市制施行して四條畷市が発足した。

４．社会的環境

（１）人口

１）大東市

大東市の人口は、令和２年(2020)の国勢調査で119,367人であり、年少人口割合は11.9%、高齢化率は27.1%である。人口推移をみると平成12年(2000)の128,917人をピークに減少傾向にある(図２-10)。

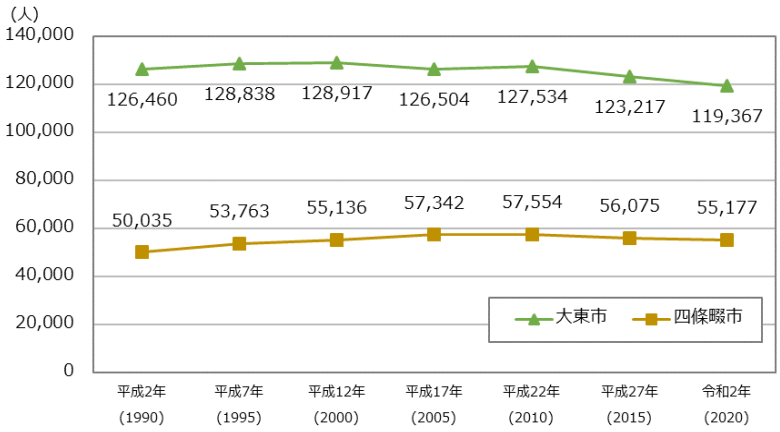

図 2-10　大東市及び四條畷市の人口推移(国勢調査)

２）四條畷市

四條畷市の人口は、令和２年(2020)の国勢調査で55,177人であり、年少人口割合は12.7%、高齢化率は27.7%である。人口推移をみると平成22年(2010)の57,554人をピークに減少傾向にある(図２-10)。

（２）都市計画・土地利用

大東市・四條畷市は北河内地域に属し、両市の東側には金剛生駒紀泉国定公園に含まれる生駒山地が南北に連なり大阪府と奈良県の府県境となっている。西側の平野部はＪＲ学研都市線沿線にあり、大阪都心へ約20分という立地から市街地として発展している。

両市ともに市全域を都市計画区域に指定しており、史跡飯盛城跡を含む一帯は市街化調整区域となっている(図２-11・図２-12)。

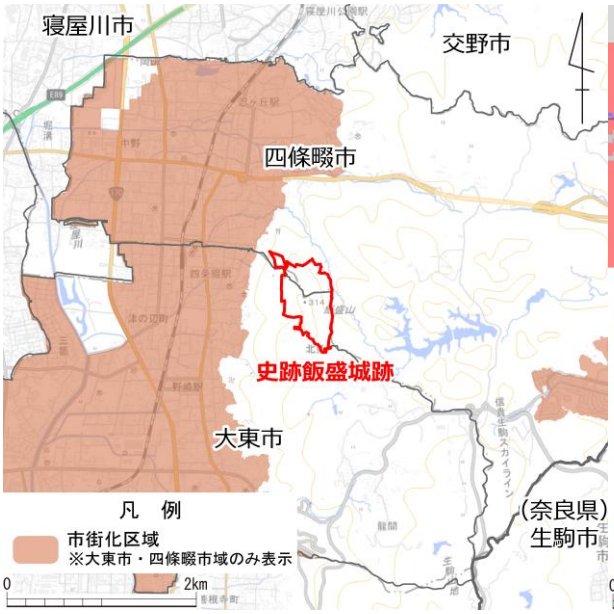

図 2-11　大東市及び四條畷市の市街化区域
(国土地理院標準地図に加筆)

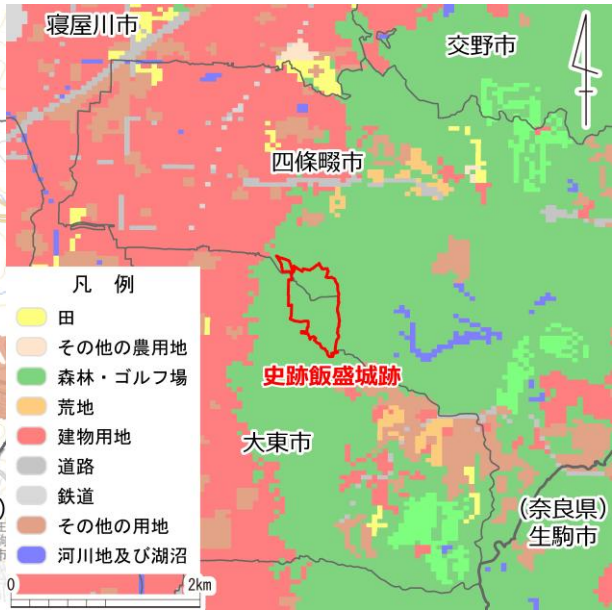

図 2-12　大東市及び四條畷市の土地利用現況
(令和３(2021)年度)
(国土数値情報　土地利用詳細メッシュデータ
[50ｍメッシュ]に加筆)

（３）交通

鉄道交通について、史跡飯盛城跡はＪＲ学研都市線のＪＲ四条畷駅とＪＲ野崎駅が最寄り駅であり、大阪市内からもアクセスが良好である。ＪＲ住道駅を発着する近鉄バス生駒登山口行きバスを利用すると、途中の竜間バス停から徒歩約40分で行くことができる。

道路交通について、飯盛山の西側には府道20号(枚方富田林泉佐野線、一部旧国道170号)及び国道170号(大阪外環状線)が南北、飯盛山の北側には国道163号が東西、飯盛山の南側には府道８号(阪奈道路)が東西に走っている。それぞれ、大阪府内や近畿地方の各都市を結ぶ幹線道路であり、広域的なネットワークを形成している(図２-13)。史跡には、南東側から史跡に近接する大東市立野外活動センターまで車でアクセスすることができ、史跡見学者用駐車場も整備されている。大東市立野外活動センターから飯盛山山頂までは徒歩約15分で行くことができる。

史跡飯盛城跡の所在する飯盛山を含む一帯は、自然豊かな金剛生駒紀泉国定公園の区域内にあり、ＪＲ学研都市線沿線という交通アクセスの良さや山頂からの眺望も良好であることから、ハイキングの利用が多くみられる。ハイキングコースを利用すると山頂までの徒歩での所要時間は、ＪＲ四条畷駅からは約100分、ＪＲ野崎駅からは約90分である(図２-14)。

図 2-13　史跡飯盛城跡周辺の交通ネットワーク(主に大東市・四條畷市域)（国土地理院標準地図に加筆）

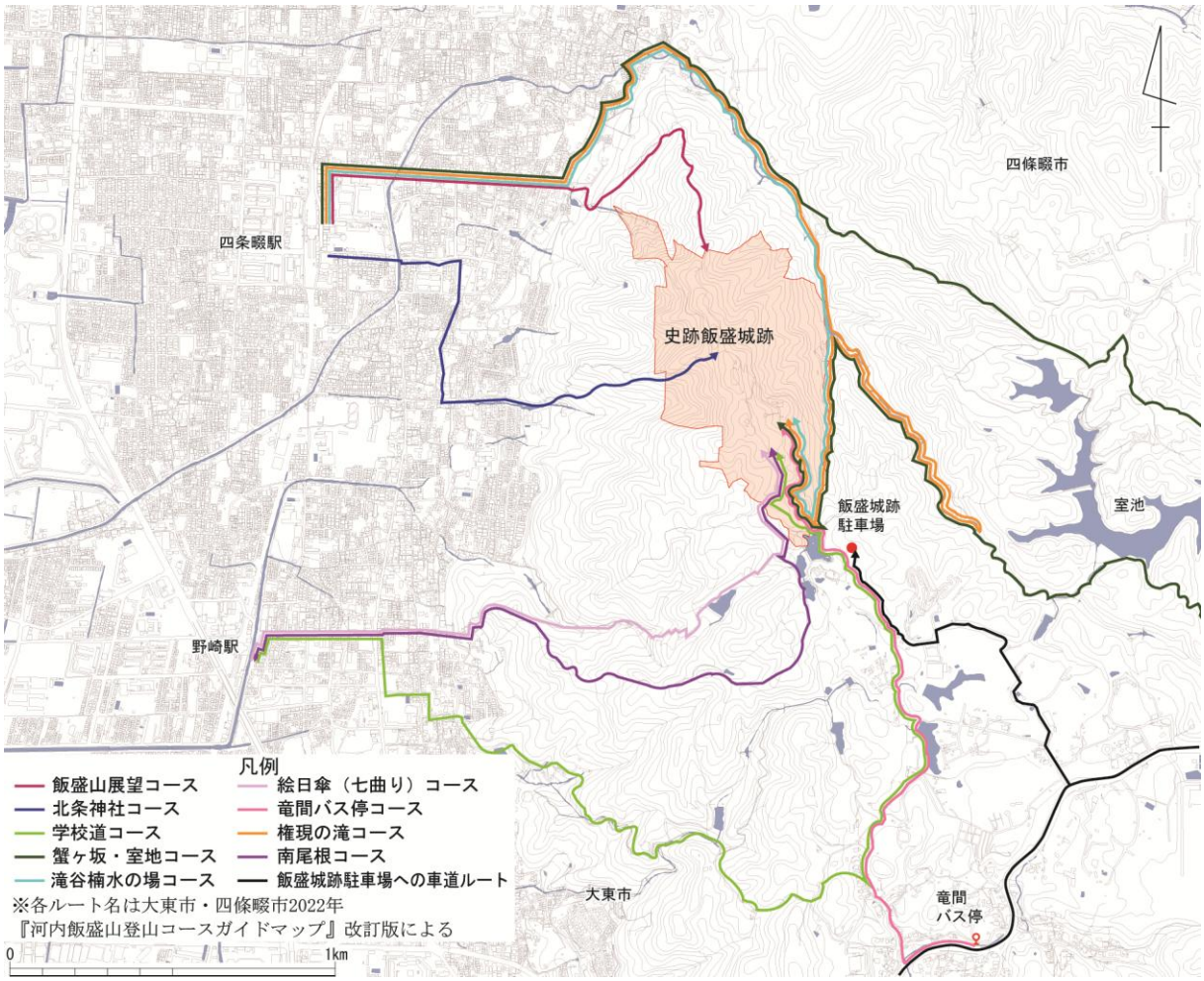

図 2-14　ハイキングルート位置図

（４）産業

大東市・四條畷市はともに大阪市近郊の住宅都市であるが、大東市は企業立地が多くみられることから、昼夜間人口比率は、ほかの近郊都市に比べ高い(令和２(2020)年度国勢調査)。

「平成28年経済センサス-活動調査」をみると、事業所総数は大東市が4,606件、四條畷市が1,862件、従業者数はそれぞれ51,173人、15,197人であり、大東市のストックが大きいが、両市ともにほとんどが従業者数30人未満の中小企業で占められる。第一次産業従業者数は両市ともに少なく、大東市は第二次産業従業者数の割合が四條畷市より高い。

飯盛山のふもとには、住宅整備と合わせてレストランやショップなど、デザイン性の高い施設整備を行った「ｍｏｒｉｎｅｋｉ」が広がり、多くの人で賑わっている。

（５）大東市及び四條畷市の指定・登録文化財

大東市には文化財保護法及び大阪府･大東市の文化財保護条例に係る指定・登録文化財が 40 件所在し、その内訳は国指定 13 件、府指定 1 件、市指定 23 件、国登録 1 件、市登録２件である。周知の埋蔵文化財包蔵地は 60 か所登録されている。

四條畷市には文化財保護法及び大阪府･四條畷市の文化財保護条例に係る指定･登録文化財が 27 件所在し、その内訳は国指定２件、府指定８件、市指定 15 件、国登録２件である。周知の埋蔵文化財包蔵地は 51 か所登録されている。

（６）史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設

史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設として、大東市には社会教育施設である大東市立歴史民俗資料館(歴史とスポーツふれあいセンター)と大東市立野外活動センター（キャンピィだいとう)、四條畷市には文化教育施設である四條畷市立歴史民俗資料館がある(図２-15)。

両市の歴史民俗資料館では歴史や文化財についての展示解説と情報発信を行っており、史跡飯盛城跡に関する解説なども行っている。大東市立野外活動センターはキャンプなどのレクリエーションを楽しめる施設であり、史跡飯盛城跡に近接していることから、史跡飯盛城跡に関する情報の紹介なども行っている。

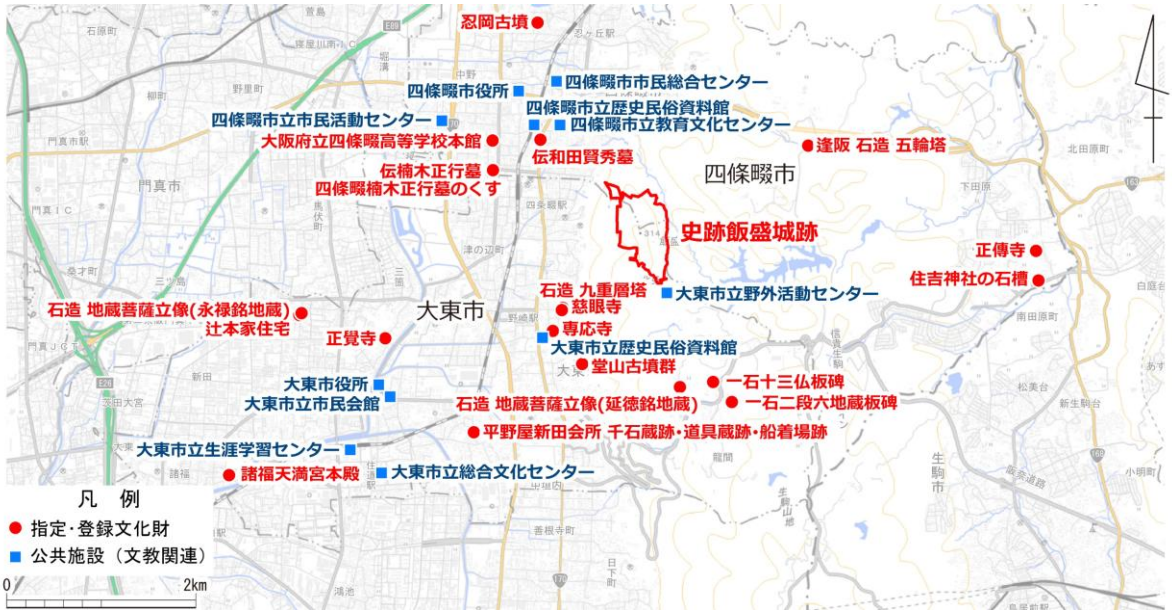

図 2-15　大東市及び四條畷市の指定・登録文化財及び公共施設(文教関連)の分布
(国土地理院標準地図に加筆)

（７）防災

史跡飯盛城跡の立地する飯盛山は山地であるため、大雨や強風などによる倒木やがけ崩れなどの自然災害の発生が危惧される。史跡飯盛城跡の一部区域には、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)及び土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)が指定されている(図２-16)。

飯盛山を含む生駒山系の西側山麓部を南北に走る生駒断層帯は活断層帯であり、30年以内にほぼ０～0.2%の確率で、M7.0～7.5程度の地震が発生するという可能性が指摘されている。また、南海トラフ地震や上町断層帯地震でも市域に影響を及ぼす可能性があり、それぞれ被害状況も想定されている。

地域防災計画では、災害発生時の応急対策として、両市ともに、速やかに文化財の被害調査を行い、文化財の所有者及び管理者に対しての必要な指示や大阪府教育庁への報告を行うことが記されている。

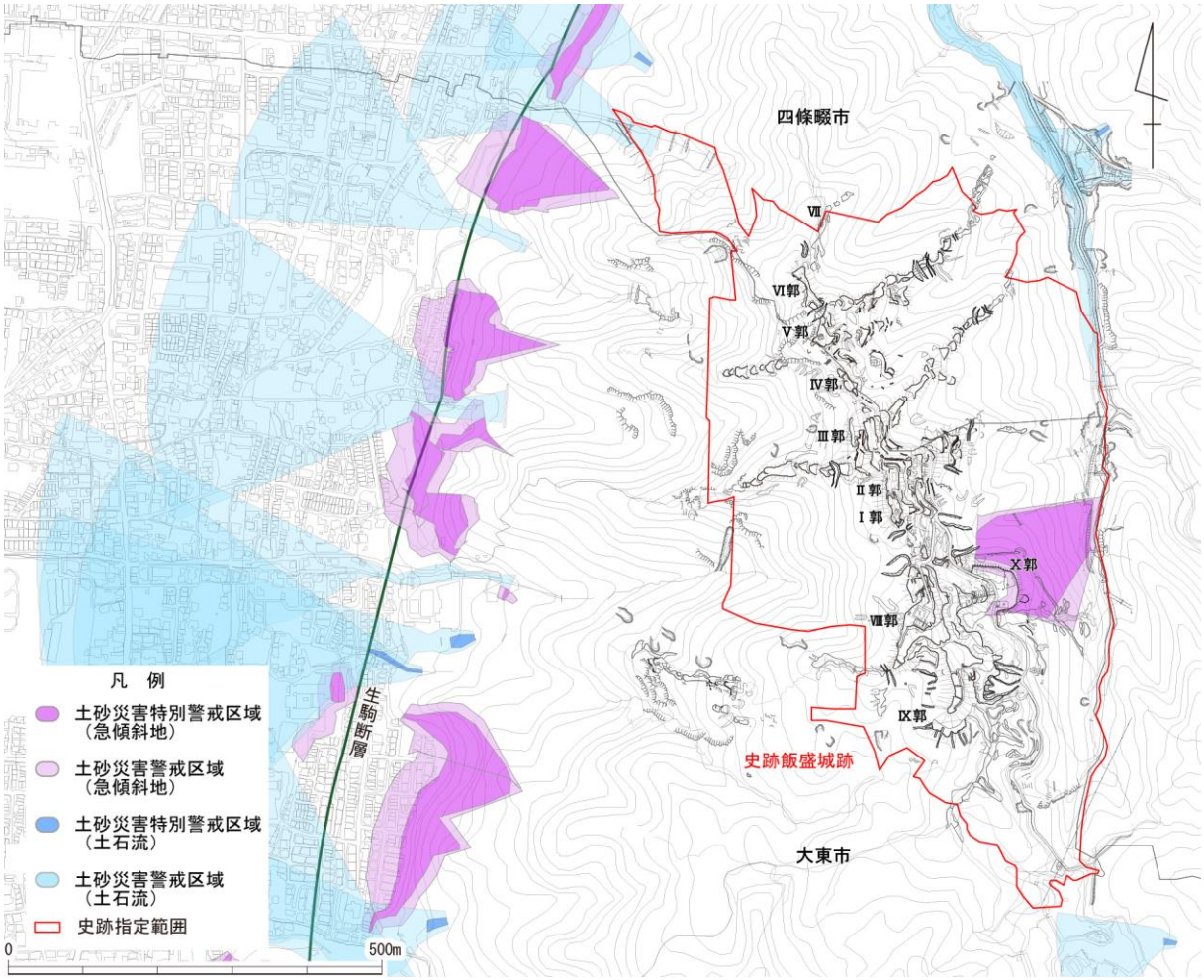

2-16　史跡飯盛城跡周辺のハザード状況

（８）法規制

史跡飯盛城跡には、次のような法令等による規制等がある（表２－１・図２－17）。

表 2-1　史跡飯盛城跡の法規制

法令等	指定区域等	史跡指定地内における指定範囲	前提条件の整理
文化財保護法	史跡	全域	史跡指定地において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更）を行おうとする場合、第125条に基づき、文化庁長官の許可が必要である。（※）
自然公園法	金剛生駒紀泉国定公園(特別地域)	全域	指定地内で建築物・工作物の新築・改築・増築や木竹の伐採、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形質の変更などを行う場合は大阪府知事の許可が必要である。
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	全域	区域内において以下の行為を行う場合、その旨を大阪府知事に届出なければならない。 １．建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ２．宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ３．木竹の伐採 ４．その他政令で定める行為

森林法	保安林	一部	立木の伐採や損傷、家畜の放牧、土石や樹根の採掘、開墾など土地の形質を変更する行為を行う場合は、府知事の許可が必要となる。また森林保有者が保安林の立木を伐採した場合、伐採跡地には当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い植栽をしなければならない。
	地域森林計画対象民有林	全域	１ヘクタールを超える森林を開発する場合、立木の伐採や土地の形質の変更には大阪府知事の許可が必要である。ただし、以下に該当する場合はこの限りではない。 １．国又は地方公共団体が行う場合 ２．火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急処置として行う場合 ３．森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	四條畷市域	環境大臣又は大阪府知事により、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため、当該区域では特別な場合を除いて狩猟が禁止されている。
	特定猟具使用禁止区域	大東市域	銃器又は環境省令で定めるわなを使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、区域内では特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等が禁止されている。
砂防法	砂防指定地	全域	砂防指定地では、建築物・工作物の新築・改築・増築・除去、木竹の伐採、地引による搬出、土石・砂礫・樹根・芝草などの採取、土地の形質の変更などを行う場合は府知事の許可が必要である。
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域	全域	危険な盛土等を包括的に規制するため、土地の用途に関わらず、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域が指定される。当該区域で切土や盛土を伴う宅地造成に関する工事を行う場合は府知事の許可が必要となる。
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域	全域	流域内では以下の行為で政令で定める規模以上のものを行う場合は府知事の許可が必要となる。 １．宅地などにするために行う土地の形質の変化 ２．土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材質で土地を覆うこと） ３．土地から流出雨水量（地下に浸透せず他の土地へ流出する雨水の量）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの
都市計画法	市街化調整区域	全域	開発行為を行う場合は大阪府知事の許可が必要となる。なお、観光資源等の有効利用上必要な建築物等のための開発行為等一定の開発行為以外は、認められない。
景観法及び景観条例	大東市景観計画区域 (※大東市景観条例)	大東市域	計画区域において以下に該当する場合は事前に市との協議を行ったうえで、これらの行為に着手する30日前までに大東市への届出が必要となる。 １．建築物の新築等：建築面積1,000平方メートル超または高さ15メートル超 ２．工作物の新築等：建築面積1,000平方メートル超または高さ15メートル超 ３．開発行為：開発面積1,500平方メートルを超えるもの
	大阪府景観計画区域 (生駒山系区域) (※大阪府景観条例)	四條畷市域	大規模建築物の建築行為等を行う際には事前に届出なければならない、規制誘導を行うものである。

※今後保護を有する土地は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、文化財保護法第 93 条第 1 項に基づき、発掘調査や土木工事などを行う場合は、60 日前までに大阪府教育庁への届出が必要となる。

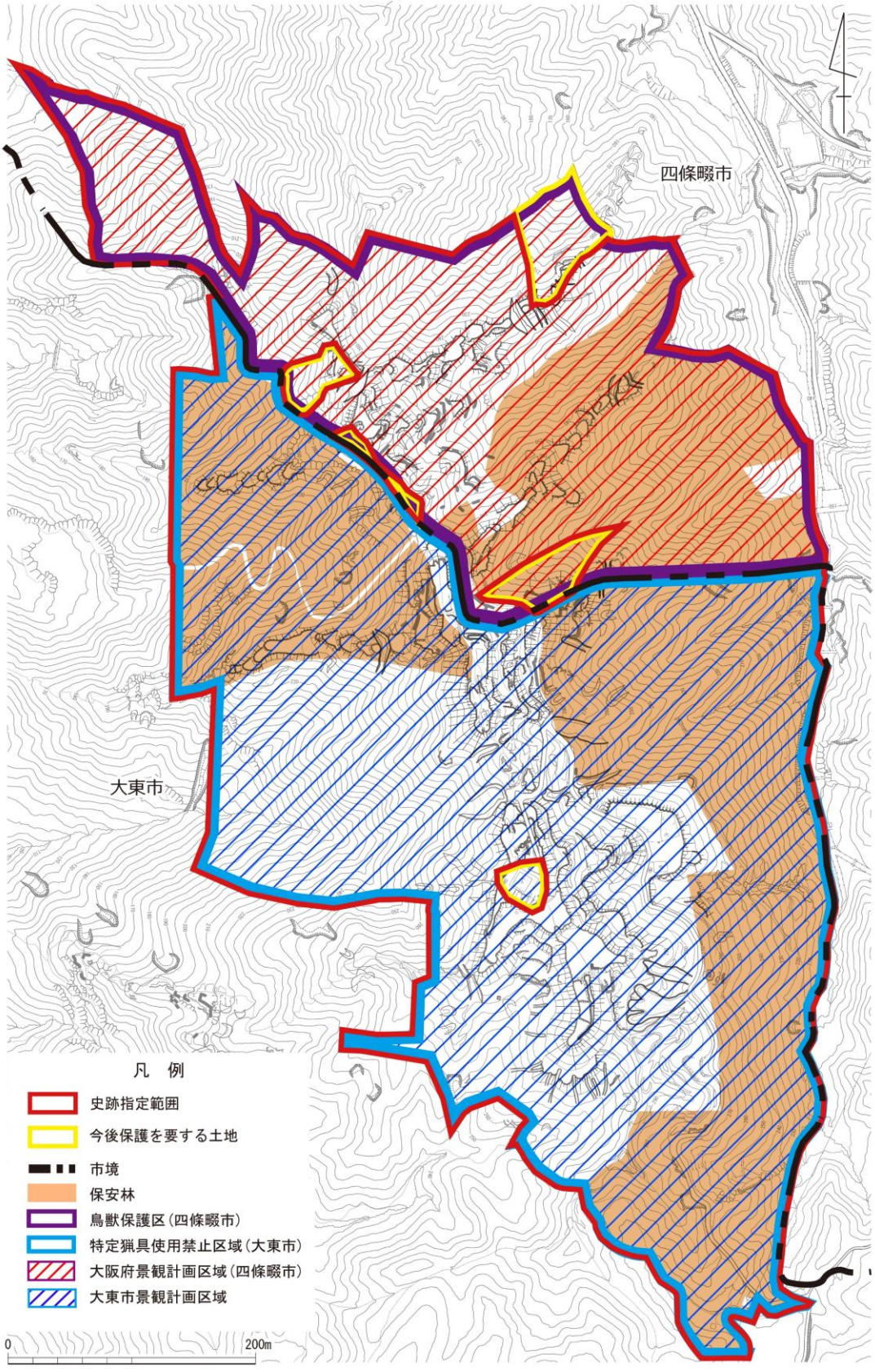

図2-17　史跡指定地内法適用地域現況図

第３章　史跡飯盛城跡の概要と課題

１．指定に至る経緯

大東市と四條畷市が共同で「飯盛城跡」の調査を実施した結果、城郭史上の画期に位置付けられる貴重な遺跡であることが判明したことから、両市では、令和２(2020)年度に国に対して「飯盛城跡」の国史跡指定について意見具申を行った。これを受けて、令和３年(2021)６月 18 日に開催された国の文化審議会において国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申され、令和３年(2021)10 月 11 日に史跡指定の官報告示がなされた。令和４年(2022)11 月にはⅨ郭(南丸)、令和５年(2023)３月にはⅠ郭(高櫓郭)からⅧ郭(千畳敷郭)が追加指定された。管理団体は大東市・四條畷市である(令和４年(2022)２月指定)。

２．指定と追加指定の状況

（１）指定告示

表 3-1　年度別指定告示

項　目	令和３(2021)年度指定	令和４(2022)年度指定	令和５(2023)年度指定
名　称	飯盛城跡(いいもりじょうあと)		
種　別	史跡		
指定基準	二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡		
指定日	令和３年(2021)10 月 11 日 文部科学省告示　第 164 号	令和４年(2022)11 月 10 日 文部科学省告示　第 144 号	令和５年(2023)３月 20 日 文部科学省告示　第 18 号
地　域	参考図のとおり	大阪府大東市大字北條 2260 番 1、2261 番	大阪府大東市大字北條 2215 番 1、2216 番 1、2377 番 10
備　考	参考図の詳細は大阪府文化財担当部局、大東市文化財担当部局及び四條畷市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	―	―

（２）管理団体告示

令和４年(2022)２月３日　文化庁告示　第３号
大東市　所在地　大阪府大東市谷川１丁目１番１号
四條畷市　所在地　大阪府四條畷市中野本町１番１号

（３）指定説明文

１）令和３(2021)年度指定

飯盛城跡は、大阪府と奈良県の境を南北に連なる生駒山地の北支脈である飯盛山(標高 314.3 メートル)に築かれた戦国時代(16 世紀中頃)の城跡であり、大阪府大東市・四條畷市にまたがって所在する。飯盛山の西斜面は生駒断層崖の急傾斜地形をなし、その麓には東高野街道が南北に走る。東斜面は緩傾斜の地形となり丘陵へ続く。山頂からは、北方向に比叡山・京都盆地、西には北摂の山並みから六甲山地、淡路島まで眺望でき、眼下には河内平野を一望できる要衝の地である。

飯盛城が記録に初めて現れるのは、享禄３年(1530)、細川晴元の被官で、北河内・北大和・南山城に勢力を及ぼした木沢長政の居城としてである。長政は畠山在氏を飯盛城に置いて河内守護に

擁立し、天文５年(1536)に自身は大和信貴山城に移り、飯盛城は守護の屋形として機能した。しかし、天文 11 年(1542)に長政が太平寺の戦いで討ち死にし、翌年、飯盛城も落城した。その後、河内最大の勢力となった遊佐長教によって安見宗房が飯盛城に置かれた。宗房は弘治４年(1558)、大和の筒井城を追われた筒井順慶を保護しその後見として大和に出兵したことから、三好長慶と対立するようになった。

三好氏は守護大名細川氏の被官として仕え、細川氏に従って畿内で活躍するようになった阿波の武家である。応仁の乱以降次第に主家をしのぐ権勢を有するようになり、長慶の代には、天文 18 年(1549)に細川晴元を追放して政権を領導するに至った。同 22 年(1553)には将軍足利義輝を近江朽木に追放し、摂津の芥川城に拠り、永禄元年(1558)に義輝と和睦して、次いで河内に勢力を伸ばした。長慶は永禄２年(1559)から翌３年(1560)にかけて度々飯盛城を攻め、宗房らを退けた。

同年 11 月、三好長慶が飯盛城に入城した後は、飯盛城は京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の当時最先端の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富な史料が残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。永禄７年(1564)、長慶は足利義輝との緊張が高まる中、飯盛城で死去し、後継ぎとなった義継は三好氏の内部抗争に翻弄され、三好三人衆により河内高屋城に移され、その後飯盛城に戻ることができたが、その政治的地位を喪失し、飯盛城も北河内から南摂津を治める城にすぎなくなった。義継が河内若江城に居城を移した永禄 12 年(1569)頃には、飯盛城は城郭の機能を失ったものと考えられる。

飯盛城跡に関する調査は、昭和初期の大阪府による史蹟名勝天然記念物調査を嚆矢とし、戦後の昭和 30 年代末～40 年代前半には大阪府立四條畷高等学校地歴考古学クラブによる発掘調査、昭和 63 年(1588)、平成元年(1989)の大東市教育委員会による発掘調査が実施されていた。その後、大東市・四條畷市両教育委員会では、飯盛城跡の保存活用の機運の高まりを受け、平成 24(2012)年度に城跡の測量調査を実施し、同 28(2016)年度から同 30(2018)年度にかけて地形測量調査、遺構分布調査、発掘調査、石垣調査、文献史料調査を実施した。

それらの調査成果によれば、城跡の範囲は山頂を中心として南北約 700 メートル、東西約 400 メートルの規模で、北・東・南側は堀切・竪堀、西側は自然地形によって城外と画されている。南北に延びる尾根沿いに展開する曲輪群はⅠ郭(高櫓郭)南側の堀切を境に南北のエリアに分けられる。北エリアでは、尾根沿いに北に向かってⅠ郭からⅦ郭の曲輪群が展開する。南エリアと比べ各曲輪の面積は狭く、曲輪間の比高も大きい。さらに南北尾根から東西に派生する尾根上にもＡ～Ｆの曲輪群が展開している。一方、南エリアでは、Ⅷ郭(千畳敷郭)・Ⅸ郭(南丸)とそれらの東方にあるＸ郭(馬場)のいずれも広大な面積を有する曲輪が築かれていることが特徴である。これらから、北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として機能していたと推定することができる。イエズス会宣教師が城を訪問した際の記録でも、山上に上って歓待を受けており、これと符合するものと思われる。飯盛城では山麓に居館が想定されず、山城に居住していたと考えられよう。城内の各曲輪は切岸で隔絶されており、明確に虎口といえる場所は、Ⅸ郭東側の石垣が築かれた箇所のみであり、その虎口にも線の折れなど、複雑な構造はみられない。

多くの曲輪の周囲には石垣が築かれており、粗密はあるが城の全域に分布している。特に北エリアの曲輪群ＢやⅤ郭付近、曲輪群Ｅに密集して築かれ、幾重にも大規模な石垣が築造されていた。石垣はⅡ郭周囲やⅢ郭西側にも密集して築かれている。南エリアの石垣は、Ⅸ郭虎口部分の石垣とⅧ郭曲輪 112 の南斜面部分の石垣の３か所であり、北エリアの曲輪群に比べ石垣の分布は希薄である。分布調査・測量調査の結果では、石垣に積み直しや破却の痕跡は確認されず、当時の遺構が

良好に遺存しているものと考えられる。石垣は山内で採れる花崗岩を使用し、おおむね平滑面を表にそろえた野面積である。基本的には部分的に横目地が通り、間詰石の使用は少量で、根石は築石よりも小ぶりなものを用いている石垣が多くみられた。明確な隅角部を持つものは３か所のみで、いずれも算木積みではない。石垣は垂直に近い勾配で、段築により高さを確保している。平面形状が直線にならず、自然地形に即して石垣を築いている。

Ⅴ郭(御体塚郭)では、外周に塀の側面を上に向けて並べて列状に立て並べ、その内側に小礫を敷き詰めた建物が検出された。出土遺物から、その構造は土壁で、瓦の出土量から棟のみに瓦を葺いた建物であったと想定される。Ⅴ郭以外にも城内のほぼ全域から少量ながら平瓦等が見つかっている。また、Ⅴ郭周辺では城内の移動路である城道も検出した。Ⅷ郭・Ⅸ郭では、曲輪内で礎石建物を検出し、日常用具が出土した。また、両郭では曲輪造成時の大規模な盛土を確認している。

このように、飯盛城跡は、戦国時代末期、初め木沢長政の居城として、その後は畿内とその周辺を押さえた三好長慶の居城となり、その重要な政治拠点・文化交流の場として機能していた城跡である。発掘調査等によって、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、山城居住を含む城内の機能を推定することも可能である。また、同期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例である。安土城に始まる高石垣や瓦葺で礎石建ちの天守をもつ織豊系城郭とは異なるものの、これに先行して石垣・礎石建物・瓦の３つの要素を導入した城郭としても希有である。我が国戦国時代末期の政治・軍事を知る上で重要なことから、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

（月刊文化財令和３年９月号より抜粋）
※横書き用に表記の一部を改めている。

２）令和４年(2022)追加指定

飯盛城跡は、戦国時代、畿内一円を支配した三好長慶が拠点とした山城跡である。標高 314 メートルの飯盛山に築かれ、東西約 400 メートル、南北約 700 メートルで西日本有数の規模を誇る。飯盛城は、享禄３年(1530)、木沢長政の居城として記録に初めて登場し、その後、永禄３年(1560)、三好長慶が入城した後は、京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する文献史料は、寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富に残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。長慶の死後、養子の義継が若江城に居城を移した永禄 12 年(1569)頃に城郭の機能を失ったものと考えられる。大東市及び四條畷市教育委員会による発掘調査等により、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、北エリアの防御空間の郭群と南エリアの居住空間の郭群からなることや、城の全域に石垣が多用されていたことが確認された。我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や、織豊系城郭の形成過程を知る上で貴重である。

今回、飯盛城跡南エリアの最南端に位置し、櫓と推定される建物跡が検出され、土塁や切岸、畝状空堀群があるⅨ郭のうち、既指定地に隣接し条件の整った範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（月刊文化財令和４年９月号より抜粋）
※横書き用に表記の一部を改めている。

３）令和５年(2023)追加指定

飯盛城跡は、戦国時代、畿内一円を支配した三好長慶が拠点とした山城跡である。標高 314 メートルの飯盛山に築かれ、東西約 400 メートル、南北約 700 メートルで西日本有数の規模を誇る。飯盛城は、享禄３年(1530)、木沢長政の居城として記録に初めて登場する。その後、永禄３年(1560)、三好長慶が入城した後は、京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する文献史料は、寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富に残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。長慶の死後、養子の義継が若江城に居城を移した永禄 12 年(1569)頃に城郭の機能を失ったものと考えられる。大東市及び四條畷市教育委員会による発掘調査等により、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、北エリアの防御空間の郭群と南エリアの居城空間の郭群からなることや、城の全域に石垣が多用されていたことが確認された。山麓や周辺に居館が見いだせず、山城の城郭内に居住空間があったことは、イエズス会宣教師の記録にも残されている。我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や、織豊系城郭の形成過程を知る上で重要であることから令和３年(2021)に史跡に指定された。

今回、南方からの入口となる虎口とその両脇にある石垣の箇所、南エリアで最大の郭であるⅧ郭(千畳敷郭)の主要部と西斜面、また北エリアの主郭であるⅠ郭とⅡ郭東斜面と石垣を含んだ帯曲輪、及び、北部のⅤ郭西斜面の、既指定地に隣接し条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（月刊文化財令和５年２月号より抜粋）
※横書き用に表記の一部を改めている。

３．指定範囲

史跡飯盛城跡は大東市大字北條と四條畷市大字南野に所在し、その指定範囲は次図のとおりである(図３－１)。

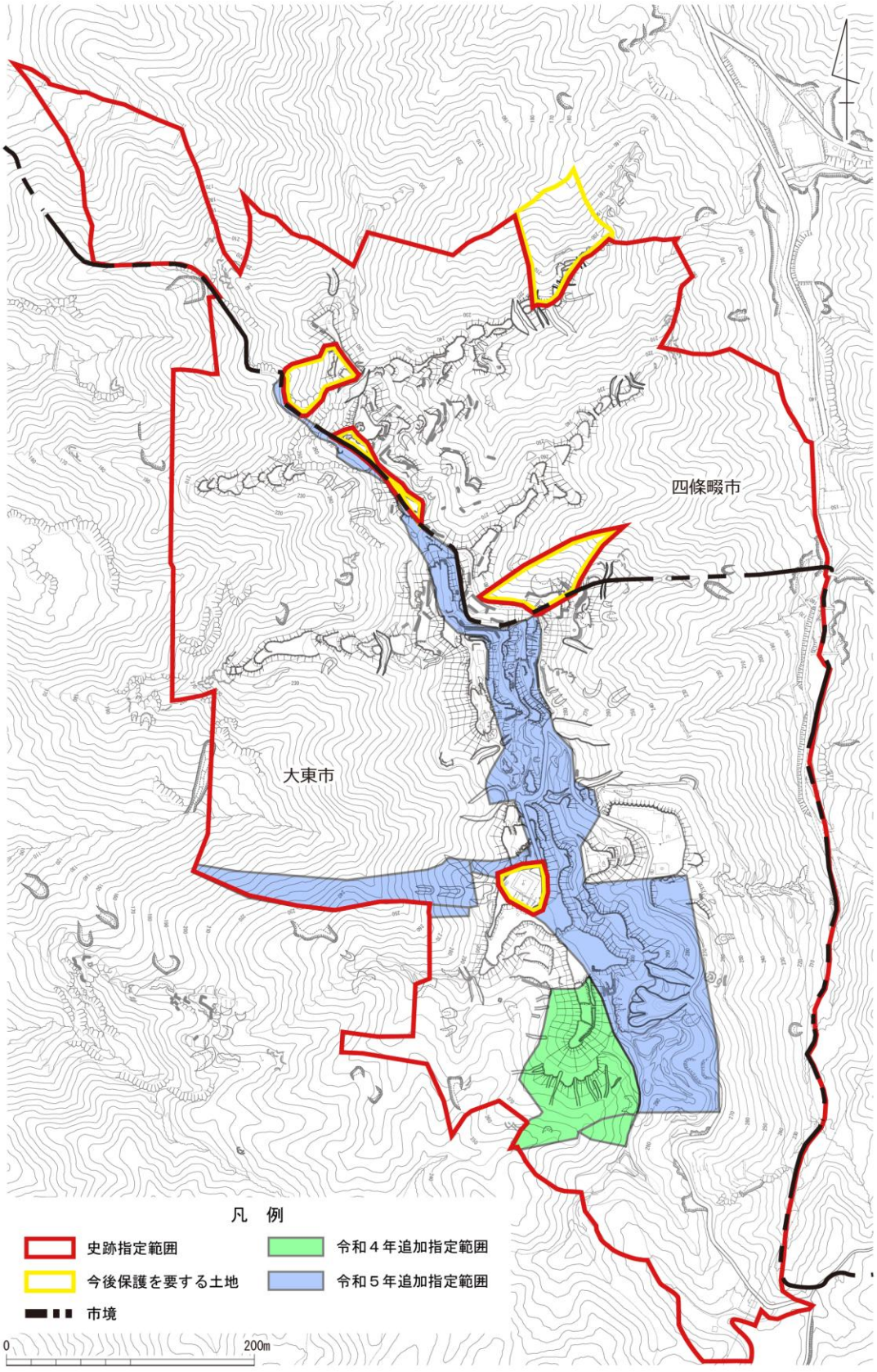

図 3-1　史跡飯盛城跡の指定範囲

４．史跡の概要

史跡飯盛城跡の国史跡指定にあたっては大東市・四條畷市共同で平成28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて国庫補助金を受けて事業を実施している。国史跡指定をめざした調査では、史跡飯盛城跡の歴史的価値を明らかにすることを目的として、考古学調査のほか、文献資料調査を含めた総合調査を実施し、その成果をとりまとめた『飯盛城跡総合調査報告書』を刊行した。

本節では総合調査で明らかになった史跡飯盛城跡の調査成果の要点を整理し記載する(図３-２・図３-３)。

図 3-2　史跡飯盛城跡の調査成果(史跡飯盛城跡保存活用計画 概要版)

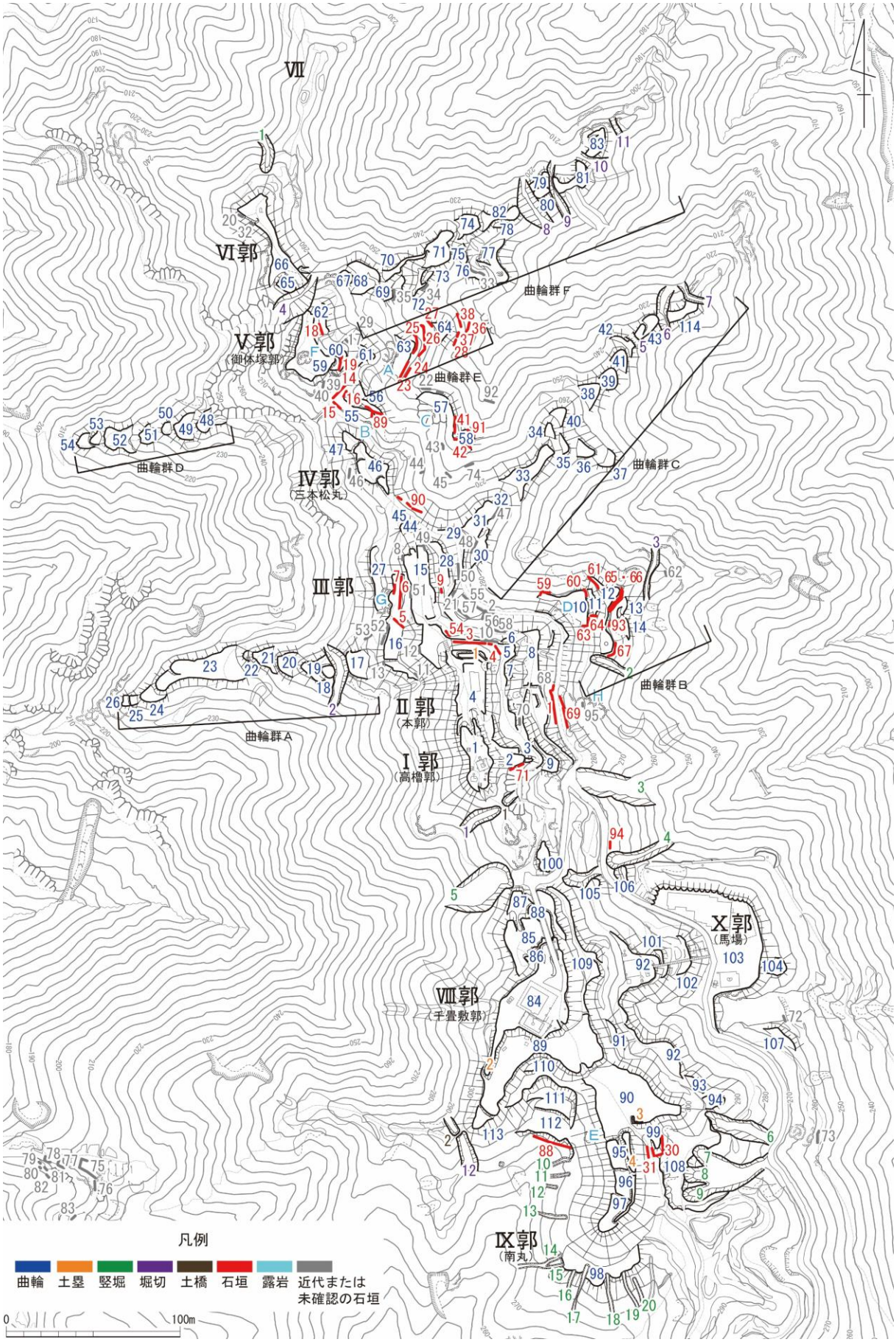

図 3-3　史跡飯盛城跡遺構現況図

（１）本質的価値

今後、史跡を適切に保存・活用するためには、関係者間で史跡等の指定するに値する「本質的価値」の共通理解を持つことが重要である。史跡飯盛城跡の本質的価値は、下記のとおり整理できる(図３-４)。

図 3-4　史跡飯盛城跡の本質的価値(史跡飯盛城跡保存活用計画 概要版)

（２）構成要素

史跡飯盛城跡は様々な要素で構成されており、本計画の対象範囲は史跡指定地と史跡指定地外に大別される。そのうち、史跡指定地内は「Ａ 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素」と「Ｂ 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素」、「Ｃ 史跡指定地内におけるその他の要素」、史跡指定地外は「Ｄ 周辺地における要素」に分けられる。また、「Ｃ 史跡指定地内におけるその他の要素」は「ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素」、「イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素」、「ウ 史跡の保存・活用に関わる要素」、「エ その他の要素」、さらに、「Ｄ 周辺地における要素」は、「オ 史跡の本質的価値に関連する要素」、「カ 史跡の歴史的経緯に関わる要素」、「キ 史跡の保存・活用に関わる要素」に分けられる（図３－５・表３－２）。

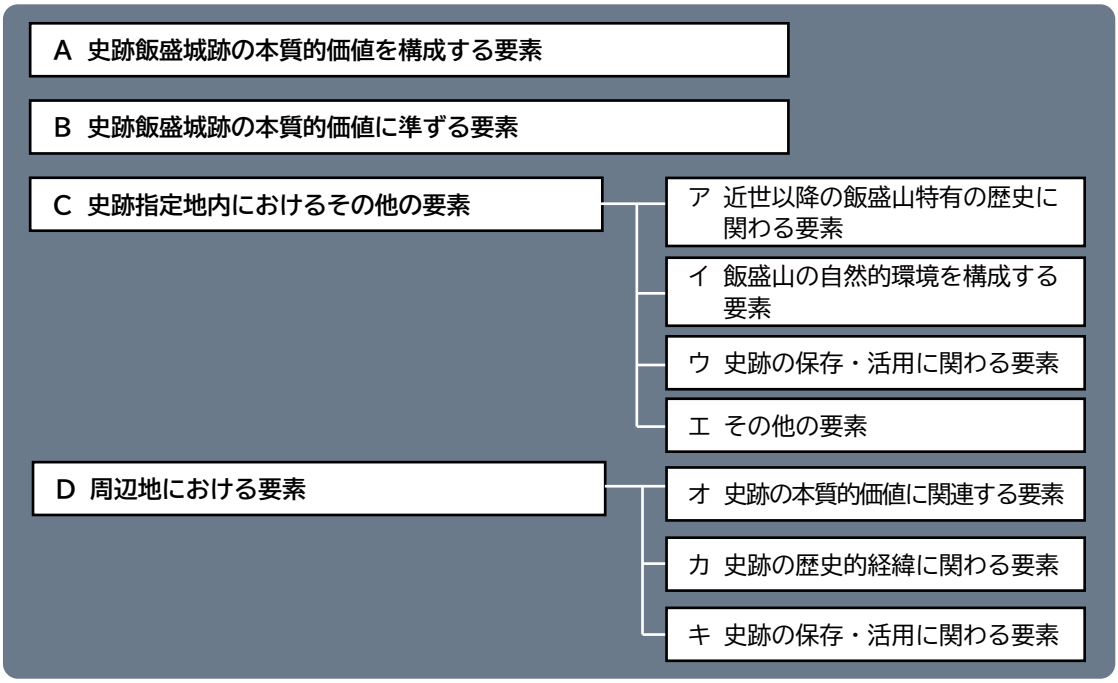

図 3-5　構成要素の分類

表 3-2　史跡飯盛城跡に関わる構成要素

項　目		諸要素	概　要
史跡指定地内	Ａ 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素	飯盛城の構造と機能を知るうえで根幹となる城域内の城郭遺構	・地上遺構として、曲輪(切岸を含む)、石垣、土塁、堀切、竪堀、畝状空堀群、土橋、虎口、露岩(磐座、採石場跡)が確認されている。
		土地に埋蔵されていると想定される地下遺構	・地下に埋蔵されている遺構があり、発掘調査によって礎石や塼列建物跡、石組遺構等の地下遺構が確認されている。
		史跡飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な発掘調査に伴う出土遺物と表採資料	・発掘調査によって出土した飯盛城が機能した時期の遺物と分布調査で得た表採資料
	Ｂ 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素	史跡飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な同時代の文献資料等	・三好長慶が居城としていた時期の文献資料として、「三好長慶書状」や「飯盛千句第十百韻写本」、「キサトゥス日本諸島実記日本図」等がある。
		発掘調査に伴う出土遺物と表採資料	飯盛城が機能した前後の時期の歴史的価値を説明するための出土遺物等がある。
		史跡飯盛城跡の眺望景観	・三好長慶が支配していた畿内を眺望できる景観が現在も継承されている。

項　目			諸要素		概　要
史跡指定地内	C　史跡指定地内におけるその他の要素	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料		・史跡飯盛城跡が重要な城跡として認識されていたことが分かる文献資料として、「河内国飯盛旧城絵図」等が挙げられる。
			近代の飯盛山開発に関する歴史遺産		・大正期の四條畷中学校による登山道整備に関わって設置されたものとして、登山 300 回記念碑(大正７年(1918))や飯盛山史蹟碑(大正13 年(1924))が挙げられる。 ・南朝顕彰事業として四條畷の戦いにおいて戦死した楠木正行を顕彰した小楠公銅像(昭和47年(1972)再建 ※台座は昭和 12 年(1937))や戦時供出された小楠公銅像を再建した田伐兼松の銅像、陣没勇士碑が挙げられる。また、戦争遺跡である国旗掲揚台(昭和 14 年(1939))がある。
			近代の飯盛山開発に関する資料類		・昭和初期の飯盛山上遊園地開発や近代の飯盛山の開発を示す資料として、絵はがきや飯盛山上遊園地案内、昭和５年(1930)頃に撮影された古写真等が挙げられる。
		イ　飯盛山の自然的環境を構成する要素	飯盛山の自然的環境		・史跡飯盛城跡を含む飯盛山は、金剛生駒紀泉国定公園に含まれ、地形・河川等の地形的環境や樹木等の植生環境、昆虫等の生物環境など豊かな自然的環境を有している。また、飯盛山の立地特性から眺望景観にも優れている。
		ウ　史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類	案内板	・公的に整備されたものとして、案内柱や保安林指定表示板、国定公園指定表示板、ハイキングの案内図が挙げられる。個人・団体等が設置した案内板も設置されている。
				説明板	・Ⅰ郭(高櫓郭)において、平成22 年(2010)に史跡飯盛城跡の説明板が設置されている。また、堀切・土橋や南丸等の個別遺構の説明板も設置されている。
				標柱	・Ⅰ郭(高櫓郭)において、「飯盛城址」と記された標柱が設置されている。
				注意看板	・山火事注意の看板が設置されている。
			便益施設	トイレ	・トイレは楠公寺の前に１か所整備されており、令和３年(2021)にバイオトイレに改修している。
				ベンチ	・Ⅵ郭及びⅤ郭(御体塚郭)において、擬木製のテーブルベンチが設置されている。
				展望台	・Ⅱ郭(本郭)において、大阪平野や大阪湾を一望できる展望台が整備されている。１階部は休憩場所として利用されている。
			管理施設	舗装道路	・史跡指定地南東部から楠公寺、ＦＭ送信所にかけての一部道路がコンクリートで舗装されている。
				登山道・階段	・ハイキング道として利用されている登山道や、石や丸太を使用した階段が整備されている。
				排水施設	・舗装道路沿いを中心に排水溝が整備されている。なお、近代の開発時に整備されたものには、排水施設として機能していないものがある。

項　目			諸要素		概　要
史跡指定地内	C　史跡指定地内におけるその他の要素	ウ　史跡の保存・活用に関わる要素	管理施設	柵・手すり	・道路沿いの一部箇所で落下防止の柵や手すりが設置されている。
				近現代の石垣及び擁壁	・近代の史跡飯盛城跡の開発に伴って整備されたと思われる近現代の石垣や擁壁が登山道沿いを中心に点在している。
				電信柱	・飯盛山東側の権現川沿いから楠公寺、ＦＭ送信所、大東市立野外活動センターにかけて電線が引かれており、登山道沿いに電信柱が設置されている。
				二級基準点	・平成 27(2015)年度に２か所に設置している。
			治山施設等	治山堰堤	・山地の荒廃防止のために、治山堰堤が複数箇所整備されている。
				土留め	・土砂流出によって崩壊した道路に対して、土留め工事が施されている。
		エ　その他の要素	公益施設等(付随する施設含む)	宗教施設	・史跡指定地内に楠公寺や八大龍王白龍大明神といった社寺や、露岩を祀った黒龍大明神が挙げられる。
				墓地	・楠公寺境内に墓地がある。
				FM 送信所	・Ⅷ郭(千畳敷郭)にあるＦＭラジオ(ＮＨＫ－ＦＭ、ＦＭ大阪、ＦM802)の基幹送信所で、送信アンテナや局舎、立入防止のフェンス等が設置されている。
				送電塔	・史跡指定地南東部において、送電塔が設置されている。
			個人･団体等が設置した工作物		・個人や団体等が活動の中で設置した工作物で、小屋やベンチ、照明施設、アマチュア無線設備、石碑、物置等がある。
史跡指定地外	D　周辺地における要素	オ　史跡の本質的価値に関連する要素	飯盛城の防御のために築かれた支城跡		・飯盛城を防御するために補助的な役割をもって築かれた支城や砦であり、茶臼山砦跡、龍間城跡、野崎城跡、南野砦跡、三箇城跡、田原城跡・千光寺跡、岡山城跡・砂寺内町が挙げられる。
			推定登城道		・飯盛城が城郭として機能していた当時に使用していたと推定される登城道で、４つのルートが考えられる。一部ハイキングコースとしても使用されている。
		カ　史跡の歴史的経緯に関わる要素	街道		・史跡飯盛城跡周辺にある街道で、清滝街道や東高野街道、中垣内越街道が挙げられる。
			旧深野池の範囲		・飯盛城が城郭として機能していた頃に西側の平野部にあった池で、現在の深北緑地周辺部一帯である。
		キ　史跡の保存・活用に関わる要素	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板		・飯盛山のハイキングコースとして利用されている登山道で、コース上には行先を示す案内板が設置されている。
			史跡見学者用駐車場		・令和４年(2022)に大東市立野外活動センターの近くに整備された史跡見学者用の駐車場である。
			生涯学習施設		・史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる生涯学習施設であり、大東市立野外活動センターや大東市立歴史民俗資料館、四條畷市立歴史民俗資料館が挙げられる。

５．史跡の公開活用のための諸条件の把握

（１）史跡の現状・課題及び保存・活用の大綱・基本方針・方法

史跡の現状・課題及び保存・活用の大綱・基本方針・方法については『保存活用計画』で以下のとおり整理している（図３－６）。

図 3-6　史跡の現状・課題及び保存・活用の大綱・基本方針・方法
（史跡飯盛城跡保存活用計画 概要版）

整　備

【現状】

・遺構保護の整備は十分に講じられていない
・遺構を見学するための公的な整備が十分にできていない
・トイレや見学者用駐車場を整備している
・史跡へのアクセス道の誘導看板が少なく、土砂流出や段木の損傷などがみられる

応急保護措置を施している石垣

バイオトイレ

【課題】

《保存のための整備》
遺構の復旧、遺構の保全･防災対策、樹木の維持･管理、危険な構造物等の撤去の検討

《公開･活用のための整備》
見学環境の整備、管理･便益施設の更新、サインの整備、史跡へのアクセス道の修復管理

運営・体制

【現状】

・史跡の保存･管理や整備等は、大東市･四條畷市が国･府･有識者の指導･助言を受けながら行っている
・活用については、地権者や関係部局、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施している
・連携体制として十分に構築できているとは言えない

専門委員会

文化庁調査官による現地視察

ボランティアによる城跡案内

【課題】

・史跡飯盛城跡を保存･活用する体制の構築

▼

歴史から学び未来へ伝える地域・世代間交流の拠点としての公開・活用を行う

▼

【基本方針】

・史跡の本質的価値を構成する諸要素については今後の管理や活用方法を検討したうえで遺構保存のための整備を検討します。
・飯盛城跡の特性を活かし、学校教育や生涯学習の場としての活用、レクリエーションの場や観光資源としての活用など多面的な利用を想定した整備を検討します。

【基本方針】

・史跡の保存･活用に関わる庁内の連携体制を強化します。
・史跡の適切な保存･活用において関係者や市民･地域活動団体等の協働の取り組みを促進し、協力体制や人的ネットワークを構築します。
・史跡への理解を促進するため、関係団体と連携し飯盛城跡の情報提供や交流活動に努めます。

▼

【方法】

《保存のための整備》
・遺構の段階的な復旧整備方法の検討
・遺構の保全･防災対策のための樹木の維持・管理
・危険な構造物･工作物等の撤去の検討

《活用のための整備》
・案内板･説明板の設置
・危険木の伐採
・活用に必要な施設（展望台など）の補修
・史跡へのアクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復など

【方法】

・地権者･地域住民･活動団体･研究教育機関･庁内関係部局等との連携体制の構築

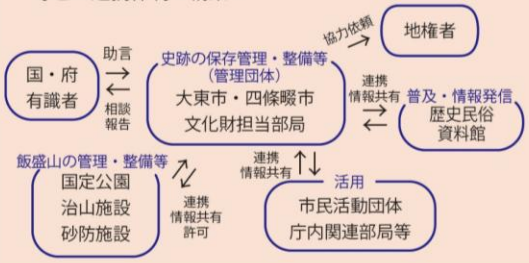

（２）史跡指定・土地所有に関する現状

史跡指定地内の土地所有は 99%以上が民有地であり、大東市が里道、四條畷市が里道と河川敷を所有している。土地所有者の同意を得ながら史跡指定を進めているが、今後保護を要する土地として同意が得られ次第、史跡追加指定を進める区域も一部残っている。史跡指定地内は、大東市域で地籍調査を実施中（令和８（2026）年度終了予定）である。地権者が多く事務手続きに時間を要し、全ての筆界が確定していないことと合わせて整備が進めにくい状況にある（表３－３・表３－４）。

表 3-3　大東市域の土地所有の状況（※今後保護を要する土地を含む）

所有者	面積（㎡）	構成比（%）	該当する地目
公有地（大東市所有）	267.30	0.05	里道
民有地（個人）	559,973.00	98.71	保安林、山林、雑種地
民有地（法人）	7,033.00	1.24	雑種地
合計	567,273.30	100.00	

表 3-4　四條畷市域の土地所有の状況（※今後保護を要する土地を含む）

所有者	面積（㎡）	構成比（%）	該当する地目
公有地（四條畷市）	1,941.90	1.48	里道、河川敷
民有地（個人）	129,342.00	98.52	保安林、山林
合計	131,283.90	100.00	

（３）土地利用

史跡指定地のほとんどは「山林」と「保安林」で占めており、一部「里道」や「河川敷」、「雑種地」が混じる土地利用となっている（表３－５・表３－６・図３－７）。また、樹木の伐採や土地の形質の変更などに規制が存在する。

表 3-5　大東市域の土地利用の状況

地目	面積（㎡）	構成比（%）
山林	86,821.00	15.30
保安林	442,140.00	77.94
里道	267.30	0.05
雑種地	38,045.00	6.71
合計	567,273.30	100.00

表 3-6　四條畷市域の土地利用の状況

地目	面積（㎡）	構成比（%）
山林	79,327.00	60.42
保安林	50,015.00	38.10
河川敷	1,487.00	1.13
里道	454.90	0.35
合計	131,283.90	100.00

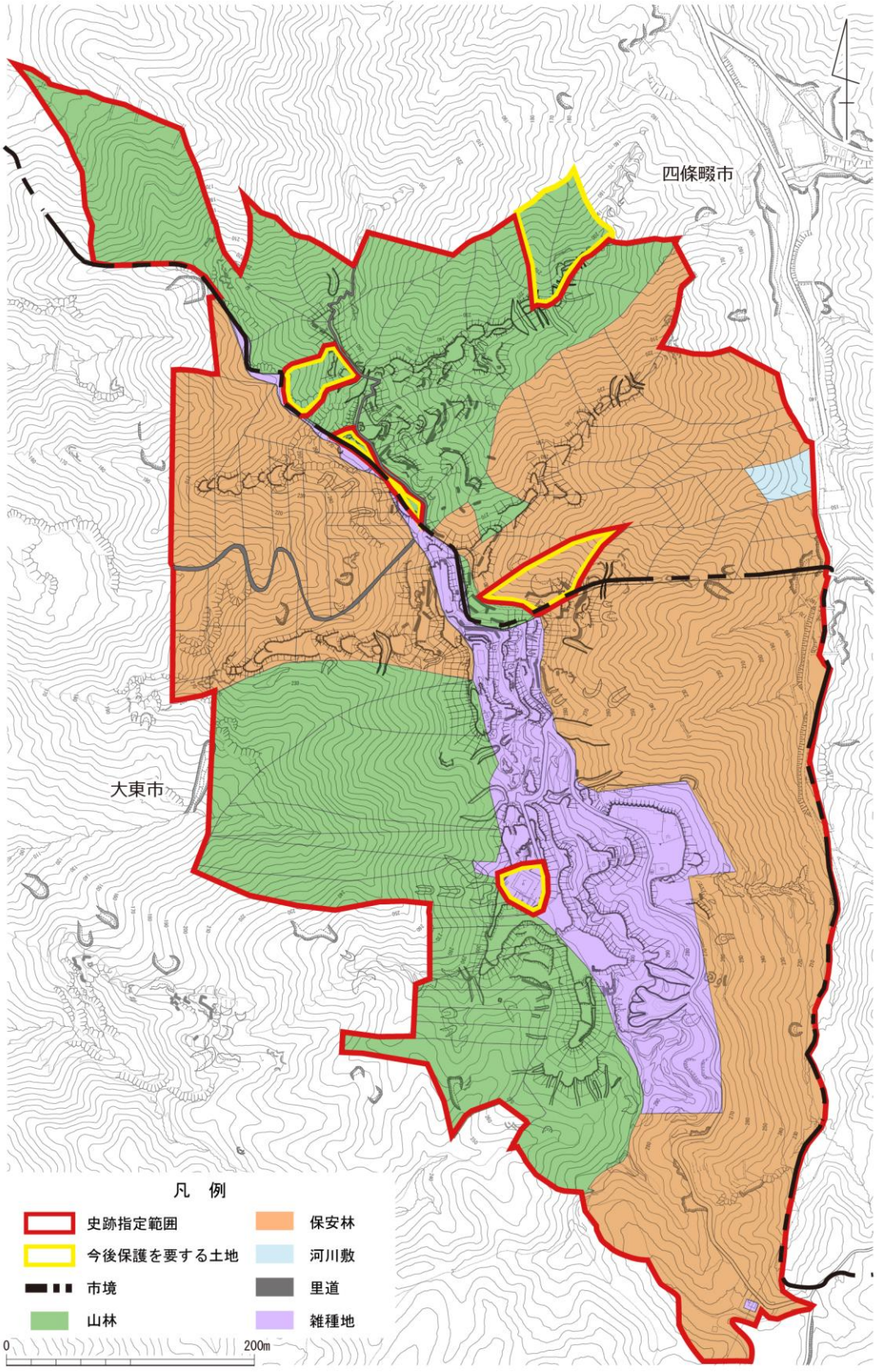

図 3-7　史跡飯盛城跡の土地利用(地目)の状況

（４）市民意見

クローズアップ飯盛城 2024 講演会の参加者へのアンケート(令和６年(2024)10 月 12 日実施、137 人回答)で寄せられた意見を整理し評価・分析を行った(図３-８)。以下に概要を示す。

来訪者は「歩いて」「史跡探訪」する層が多く、史跡に関する情報提供と歩行者に分かりやすい誘導案内が重要になる。自由意見では、飯盛城と支城との関係がよくわかり興味を持ったことや、飯盛城や支城の更なる研究の進展及び整備を期待する声などがあった。

史跡飯盛城跡への来訪の目的は、史跡探訪との回答が 60%を占め、健康・体力づくりや登山、自然観察との回答が続く。観光との回答は５%にとどまっており、観光地としての認知度が弱いことがうかがわれる。

見学に不足しているものとして、遺跡・遺構の説明板をあげる回答が最も多く、遺構復元表示、史跡紹介展示施設、説明する人との回答を含めて、展示・解説の充実に対する要望が高いと考えられる。

次いで、不足するものとして見学路誘導標識を挙げる回答が多い。ＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅からの徒歩による来訪者が 65%を占めることを考えると、歩行者動線のわかりにくさを反映しているものと考えられる。中には「２回の(来訪の)内１回、道をまちがえてたどりつかなかった」、「現地でのルート案内」という回答もみられた。

３番目に多い回答はトイレである。「トイレの案内標識が不足、不十分」との回答があり、既設トイレの設置場所を案内板などで周知する必要がある。

そのほか「「キャンピィだいとう」までのシャトルバス!」という回答があり、史跡駐車場までの狭く分かりにくいアクセス道路の改善や、公共交通の利便性の改善も必要と考えられる。「東斜面の石垣の見学通路」との回答もある。

史跡飯盛城跡の情報収集手段を見ると、市刊行物・パンフレットが最も多く、次いでインターネットとなっている。パンフレットは現地の配布場所で品切れになっていることもあり、データ化しＳＮＳ上から提供するなど、事前に情報入手できる環境を整えることに加え、徒歩による来訪者が入手しやすい情報提供手法を工夫する必要がある。

史跡飯盛城跡の歴史的背景の認知度を見ると、三好長慶のみとの回答が 45%で最も多い。歴史に興味関心を持っている層に向けて、歴代城主や築城～城郭の機能を失う背景など、より踏み込んだ知識や情報の提供が求められているといえる。

上記の講演会に加え、史跡の整備を実施するにあたり、市民の意見をひろく取り入れるため、大東・三好長慶会、やまびこ等の各団体をはじめ多くの方にご協力いただいた。アンケートや聞き取りでは、主に次のような意見が寄せられた。

史跡の一番の見所となる石垣は、雑草が繁茂し間近で見学しづらいため、観覧場所を設置するなど、貴重な石垣の迫力が伝わるようにしてもらいたいとの意見が多かった。また、史跡の魅力の一つである展望台からの眺望や、山頂での景観をよりよくするため、樹木の伐採を進めてほしいとの意見もいただいた。

ハイキングを目的とする人が多く訪れることも、史跡の特徴のひとつである。安全で歩きやすいハイキングコースの整備だけにとどまらず、ハイキングする人へ史跡の魅力がつたわるような仕組みがほしいとの意見が寄せられた。少なくとも、史跡の主要な見所を紹介する統一的なデザインによる説明板の設置は、多くの来訪者が望んでいる事がうかがえる。

それに加えて、ＶＲアプリへの要望もみられる。アプリのさまざまなスマートフォン機種への対応や、快適な利用のための通信環境の改善が求められている。

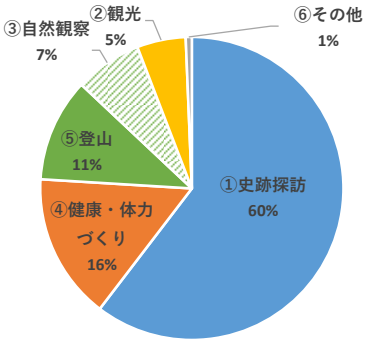

Q1　飯盛城跡への来訪の目的

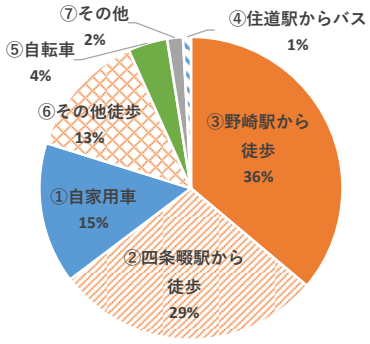

Q２　飯盛城跡への交通機関

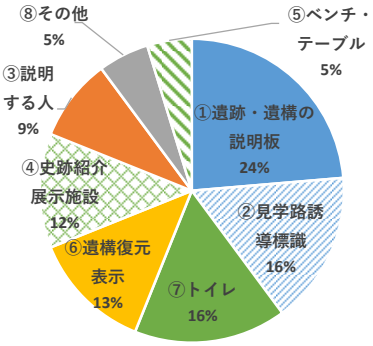

Q３　飯盛城跡見学に不足しているもの

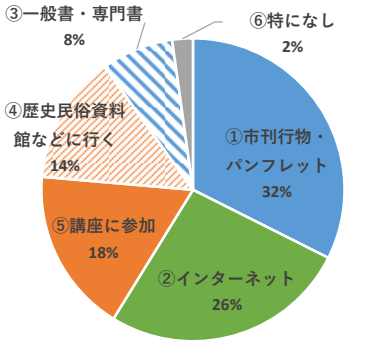

Q４　飯盛城跡の情報収集手段

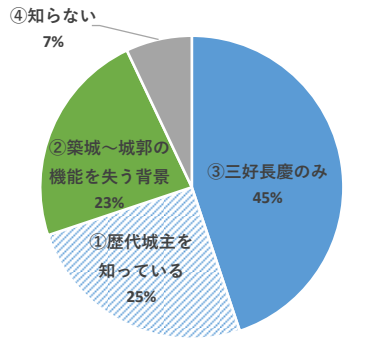

Q５　飯盛城跡の歴史的背景を知っているか

回答者の属性

・回答者数：137 人
・性　　別：女性 29 人、男性 95 人
・年　　代：10 代２人、20 代１人、30 代２人、
　　40 代６人、50 代 30 人、60 代 40 人、
　　70 代 45 人、80 代以上 11 人
・居住地域：大東市 30 人、四條畷市 20 人、
　　大阪府内 54 人、大阪府外 32 人
・飯盛城跡に行ったことがある：
　　はい　110 人、いいえ 27 人

図 3-8　アンケート集計結果の概要

（５）アクセス道現況

史跡飯盛城跡への車両によるアクセスは、地形の制約から南側の阪奈道路から飯盛城跡駐車場に至る推奨ルート１本しかない。阪奈道路からの入り口には大東市が史跡の交通標識及び誘導看板を設置しているが、駐車場までの経路がやや分かりにくい。駐車場からは徒歩 15 分程度で史跡飯盛城跡Ｘ郭(馬場)に至る。駐車場近くの大東市立野外活動センターでは、史跡飯盛城跡の散策マップなどが入手できる。

歩行者が史跡にアクセスする場合、ＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅を起点として設定されたハイキングコースが複数存在するが、急傾斜で危険なコースも存在する。飯盛山の麓の登り口となる慈眼寺(野崎観音)、四條畷神社には登山者専用の駐車場はない。

バス利用の場合、阪奈道路沿いの竜間停留所で降車し、徒歩 40 分程度でＸ郭(馬場)に至る。竜間バス停及び駐車場から史跡へのアクセス道は誘導看板が少なく、駐車場から史跡までは法面や路肩の崩落、柵の破損などにより危険な箇所がある。

アンケートの結果から、アクセス拠点から史跡まで最も多く利用されているのはＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅から徒歩である。また、少数ながらＪＲ住道駅から史跡までのバス利用がある。

市街地周辺のアクセス道とハイキングコースの現状については、第２章４.（３）交通に記載している。

（６）既存サイン現況

多くのハイキング客のアクセス拠点となるＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅において、ＪＲ四条畷駅には史跡飯盛城跡のサインや誘導看板は設置されていない。ＪＲ野崎駅前には大東市が設置した史跡飯盛城跡の総合案内板があり、駅構内などに史跡飯盛城跡の幟がたてられている。またＪＲ住道駅からバスを利用した史跡のアクセス方法もあるが、ＪＲ住道駅に史跡の情報を提示するサインは未整備である。

史跡内やその周辺には史跡飯盛城跡や国定公園などの総合案内板や名称サイン、解説サイン、誘導サインなどが設置されている。板面が劣化し表示が読みにくいものや、破損しているものなどがみられる。また、デザインや表示内容は統一されていない。地域住民による手作りのサインが各所に設置されており、樹木に取り付けられているサインのほか、史跡指定地内に立地する楠公寺により設置された施設の名称サイン、解説サイン、誘導サインがみられる。また、文化財保護法に則った史跡標識は設置していない。

そのほかハイキングコース沿いには、コース図を載せたサインや、目的地への距離や時間を表示したサインが整備されている。ＪＲ四条畷駅から権現川沿いを通るハイキング道にも、飯盛山へ案内する誘導板や案内板が設置されている（図３-９・図３-10・表３-７）。

図 3-9　現況サイン位置図（1）

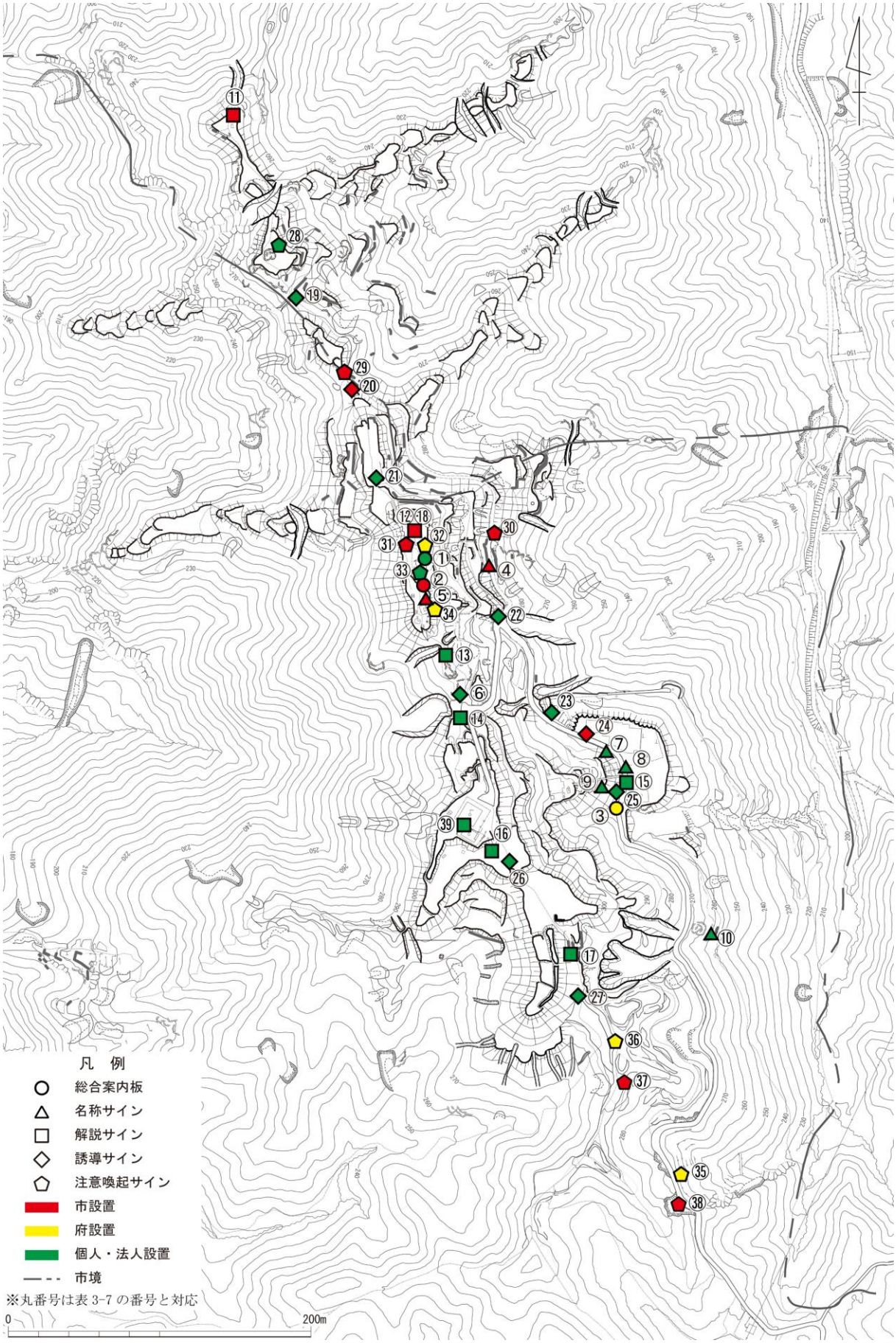

図 3-10　現況サイン位置図(２)

表 3-7　史跡指定地内のサインの写真一覧

種　別	内　容
総　合 案内板	
名　称 サイン	
解　説 サイン	
誘　導 サイン	

種　別	内　容
注意喚起サイン	

（７）便益施設・管理施設の現況

便益施設は大東市・四條畷市が整備した駐車場、展望台、一部のハイキング道、テーブル・ベンチ、トイレのほか、ボランティアによって設置された手作りのベンチ、テーブルなどがある（図３-11）。

展望台は史跡飯盛城跡の中心部であるⅡ郭に整備され、建物屋上から大阪都心部方向への雄大な景観が見通せる。また、休憩所や待避所の機能のほか、説明看板等が設置され史跡の情報提供の場となっている。

史跡指定地内のハイキング道の階段部分や、遺構上の通行・見学園路になっている箇所で雨水や人の通行により園路部分が削られて歩行困難な箇所はボランティアにより階段状に簡易に整備されたり、ロープが設置されたが、一部倒れて破損し通行に危険な箇所が存在する。

四條畷市が設置したテーブル・ベンチは状態が良く現状のまま利用可能である。

楠公寺駐車場脇に大東市が設置したバイオトイレがある（表３-８）。

史跡指定地内にガイダンス施設はなく、両市の歴史民俗資料館で史跡飯盛城跡の展示を行っているほか、展望台・バイオトイレにはパンフレットボックスを設置しており、大東市立野外活動センター、四條畷神社、ＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅でパンフレットを配布している。

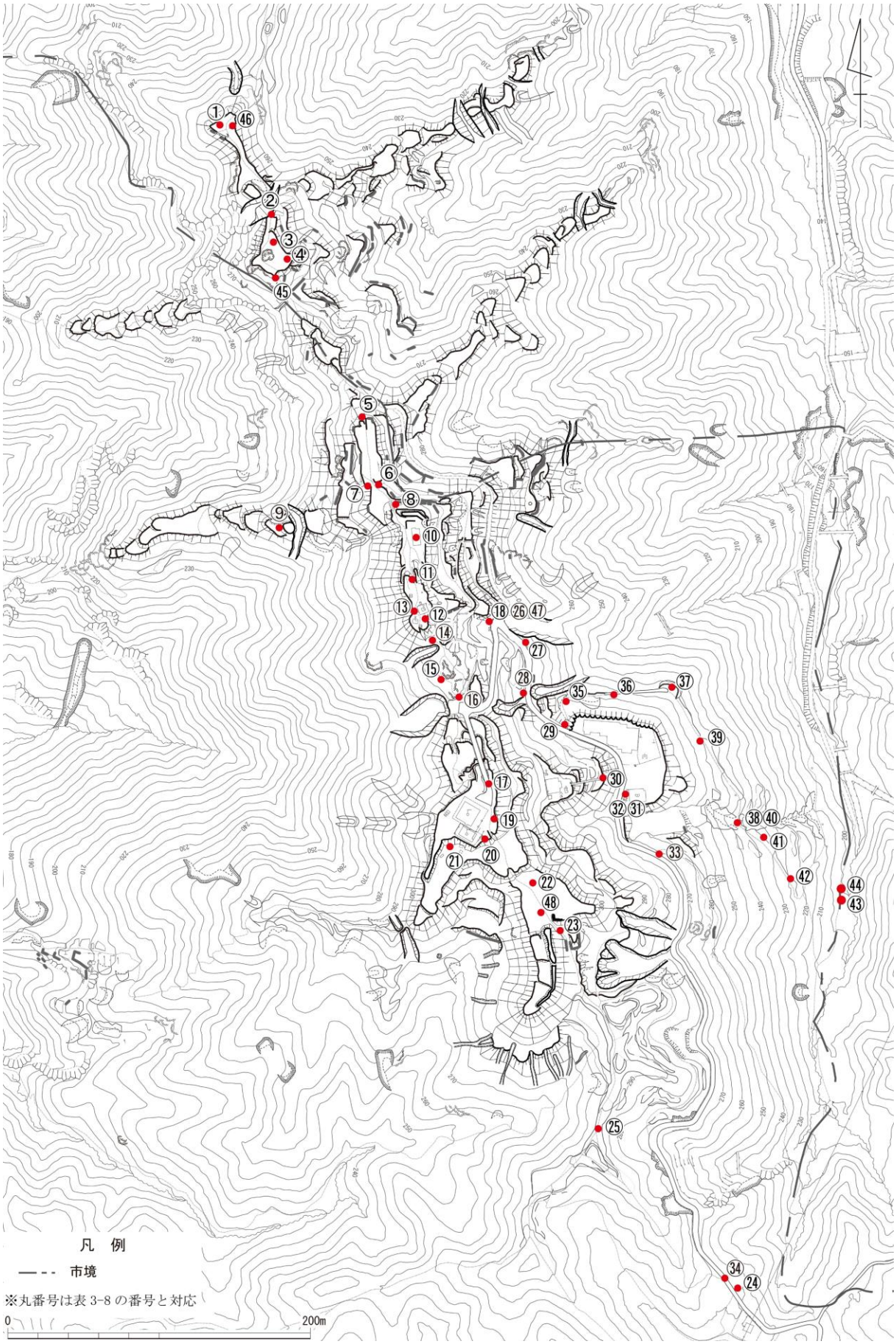

図 3-11　便益施設・管理施設位置図

表 3-8　便益施設・管理施設の写真一覧

種　別		内　容
便益施設	ベンチ・テーブル	
	階段・ハイキング道	
	展望台	
	アマチュア無線設備	
	照明設備	
	トイレ・掲示板	
	階段・手すり	

種　別		内　容
便益施設	ハイキング沿いの手作り施設	
管理施設	電柱	

（８）建造物・工作物現況

城郭と直接関係のない近現代に設置された建造物・土木工作物として、現代の石積み、擁壁、側溝のほか、石碑、銅像、現在は使われていない施設などがみられる（図３-12・表３-９）。これらは老朽化しているものも確認できることから、設置者・管理者を確認して取扱いを調整する必要がある。また、建築物には公益施設としてＮＨＫ・ＦＭ大阪・ＦＭ802 が管理するＮＨＫ・ＦＭ送信所や楠公寺が所有する施設がある。

（９）治山

史跡指定地内には、土砂災害警戒区域や砂防指定地等があり、 災害発生時の登山道の崩壊に対する土留め工事等は行われているが、遺構保存を目的とした防災整備工事は実施していない。（図３-13）。

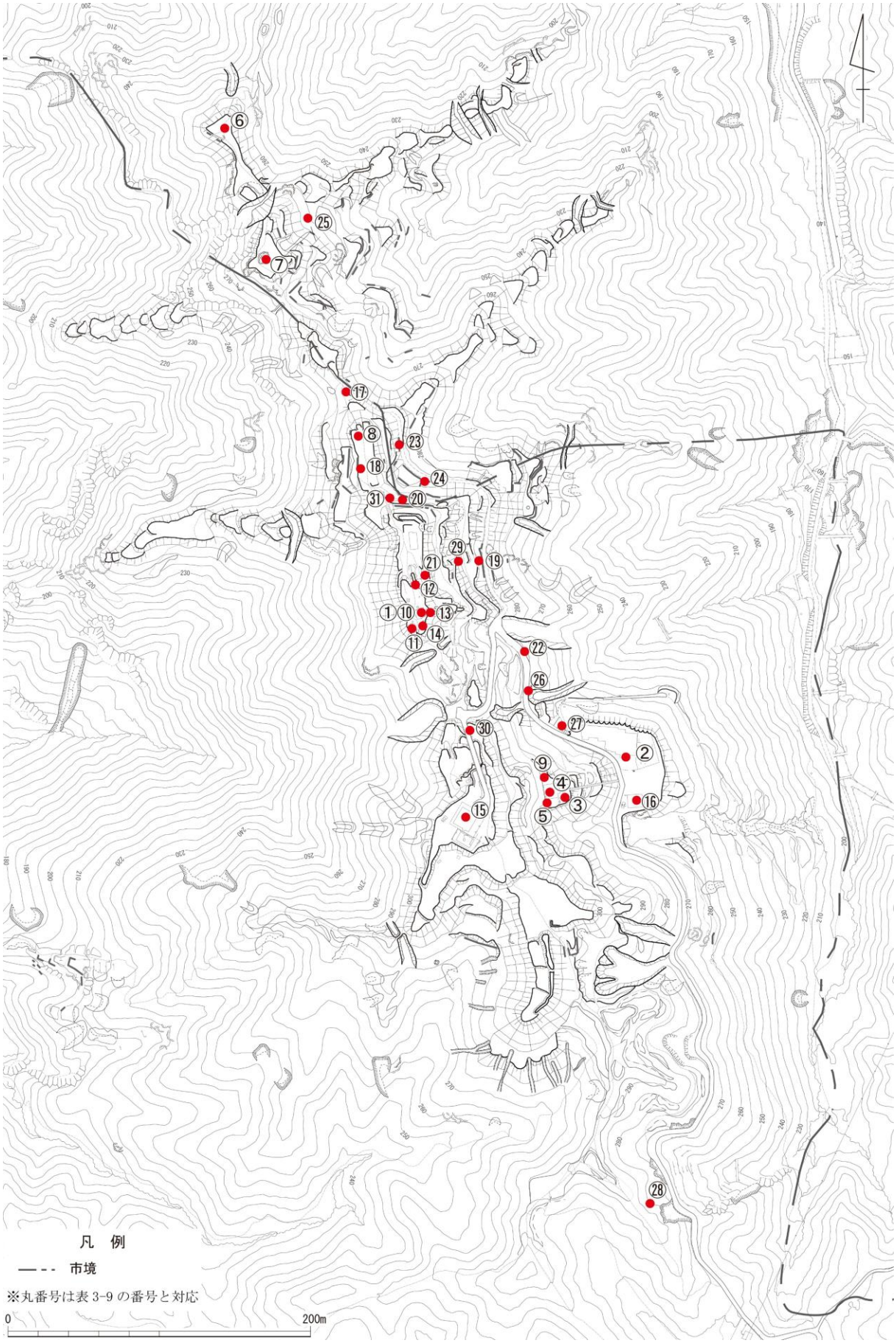

図 3-12　建造物・土木工作物位置図

表 3-9　建造物・工作物位置図

種　別		内　容				
建造物	寺社・小祠等					
	石造物					
	銅像					
	建築物					
工作物	工作物					
	擁壁					
	土留め等					
	側溝			桝		

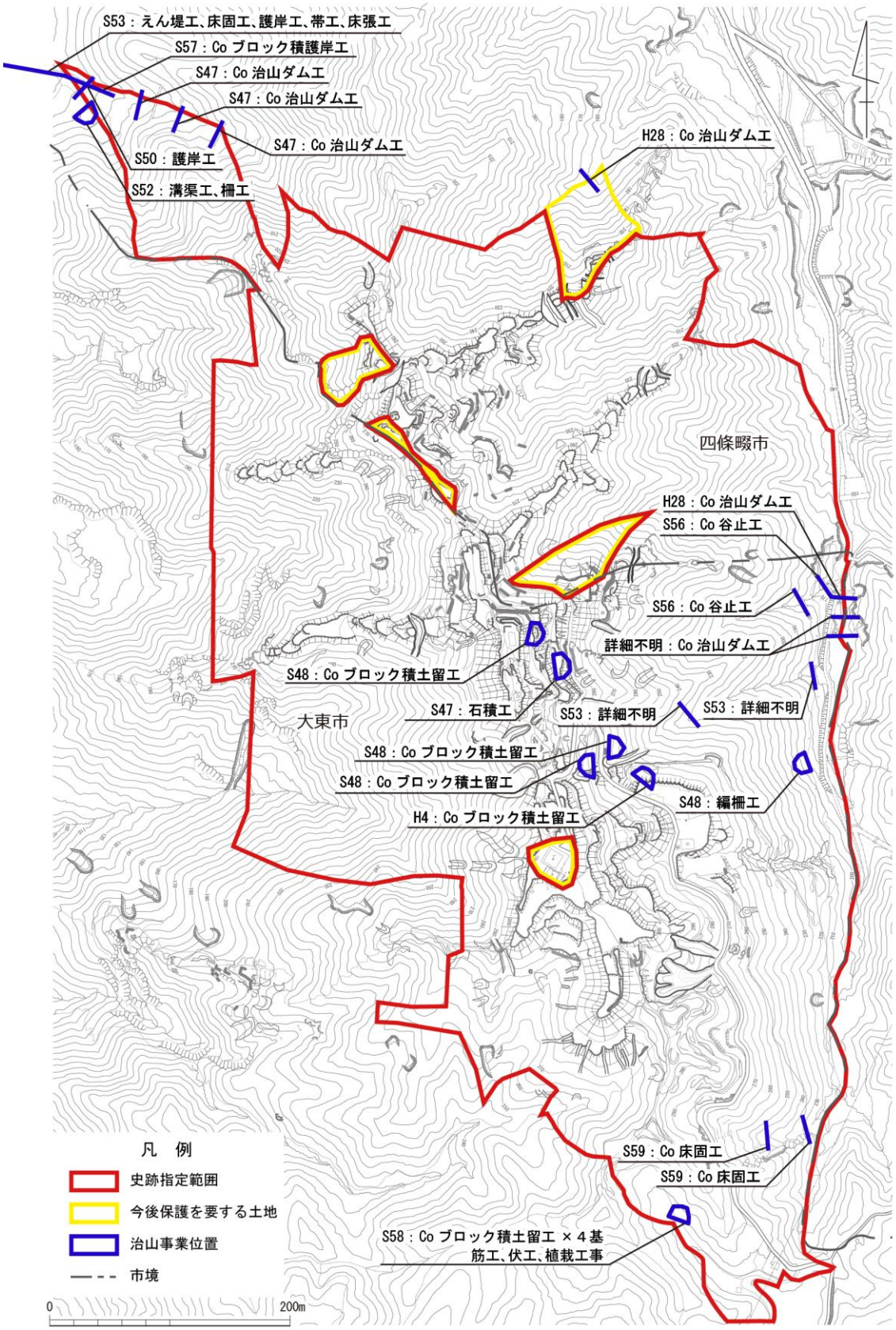

図 3-13　史跡指定地内における治山事業の位置

（10）史跡指定地内における降雨シミュレーション

１ｍメッシュの精度で地形図の等高線データを解析し、降雨時に水流が発生すると考えられる場所を図示した(図３-14～図３-17)。降雨シミュレーション調査の結果を活用して、降雨による土壌流失が懸念されているⅠ・Ⅱ・Ⅴ郭とⅧ郭の石垣 88 周辺について、曲輪の集水域と想定集水量から必要な洗掘対策を検討することが可能である。

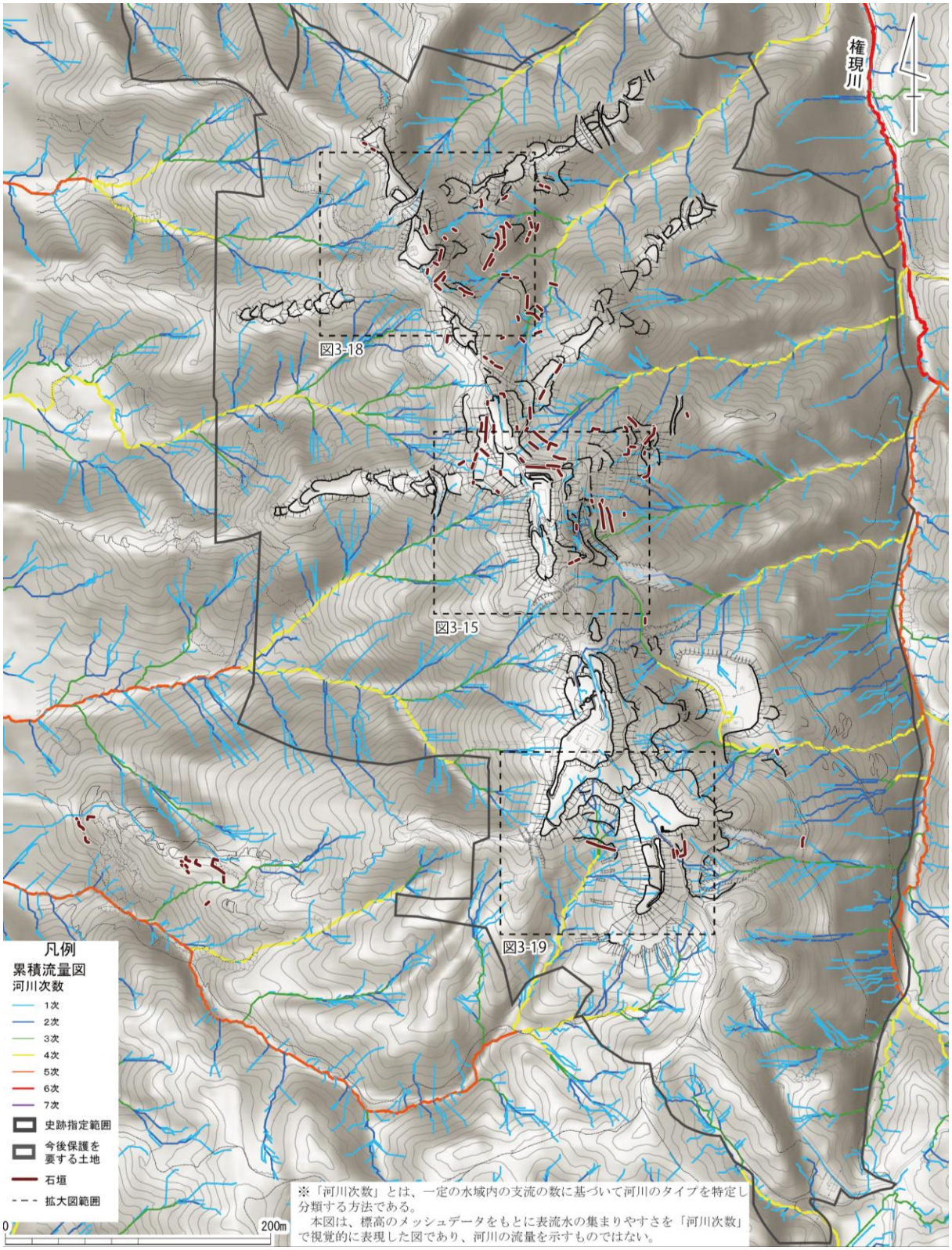

図 3-14　流水シミュレーションによる想定される水流位置図

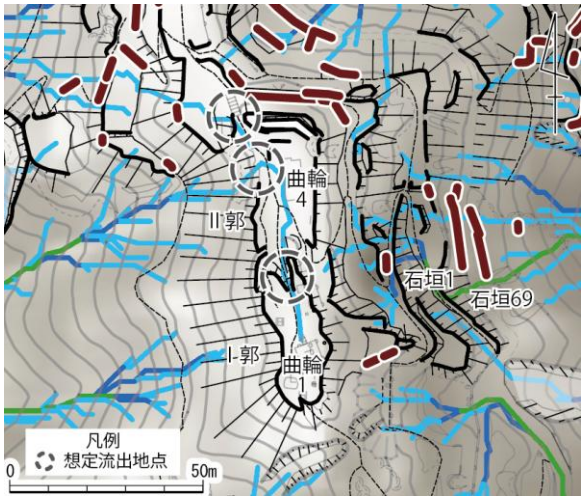

図 3-15　Ⅰ・Ⅱ郭付近拡大図

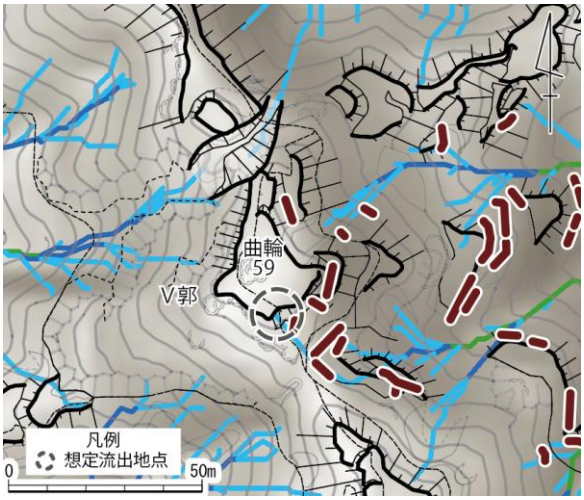

図 3-18　Ⅴ郭付近拡大図

図 3-16　降雨流水による洗掘状況（曲輪１北から）

図 3-17　降雨によるとみられる石垣崩壊箇所（石垣 69 北東から）

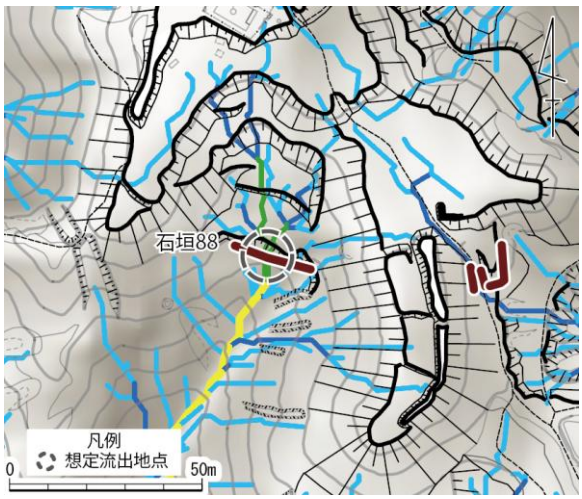

図 3-19　石垣 88 付近拡大図

Ⅰ郭とⅤ郭では、降雨時の水流の想定流出地点が１か所しかないため、出口に曲輪全体の水流が集中している。またⅡ郭では、Ⅰ郭の全水流が展望台の前を流下している。さらにⅡ郭の北端からⅢ郭に流出する水流も示されている。これらは現地の洗掘被害の位置にほぼ合致している。石垣 88 では、谷地形の直上に位置するため、水流が石垣の中央を通過した結果、洗掘被害が起こっていると考えられる。

（11）地質の状況

１）発掘調査

発掘調査は、Ⅴ郭(御体塚郭)、Ⅷ郭(千畳敷郭)、Ⅺ郭(南丸)で行われている。

Ⅴ郭の曲輪 59(第 17-１トレンチ)では、浅い箇所で地表面から 25 ㎝、深い箇所では 40 ㎝で地山の花崗岩を確認した。

Ⅷ郭の曲輪 89(第 18-３トレンチ)では、地表面から基盤層までは 1.1m程ある。しかし、西に２m程離れたトレンチでは、地表面から岩盤までの深さが 50 ㎝(第 18-２トレンチ)で、さらに西側のトレンチでは 10 ㎝(第 18-１トレンチ)と浅くなっており、造成の状況によって曲輪内でも地質が異なることを確認している。(図３-20)。

表土層が薄く、地表面から基盤層までが浅いため、サインの基礎を設置するために深く掘削することが困難な場所がある。

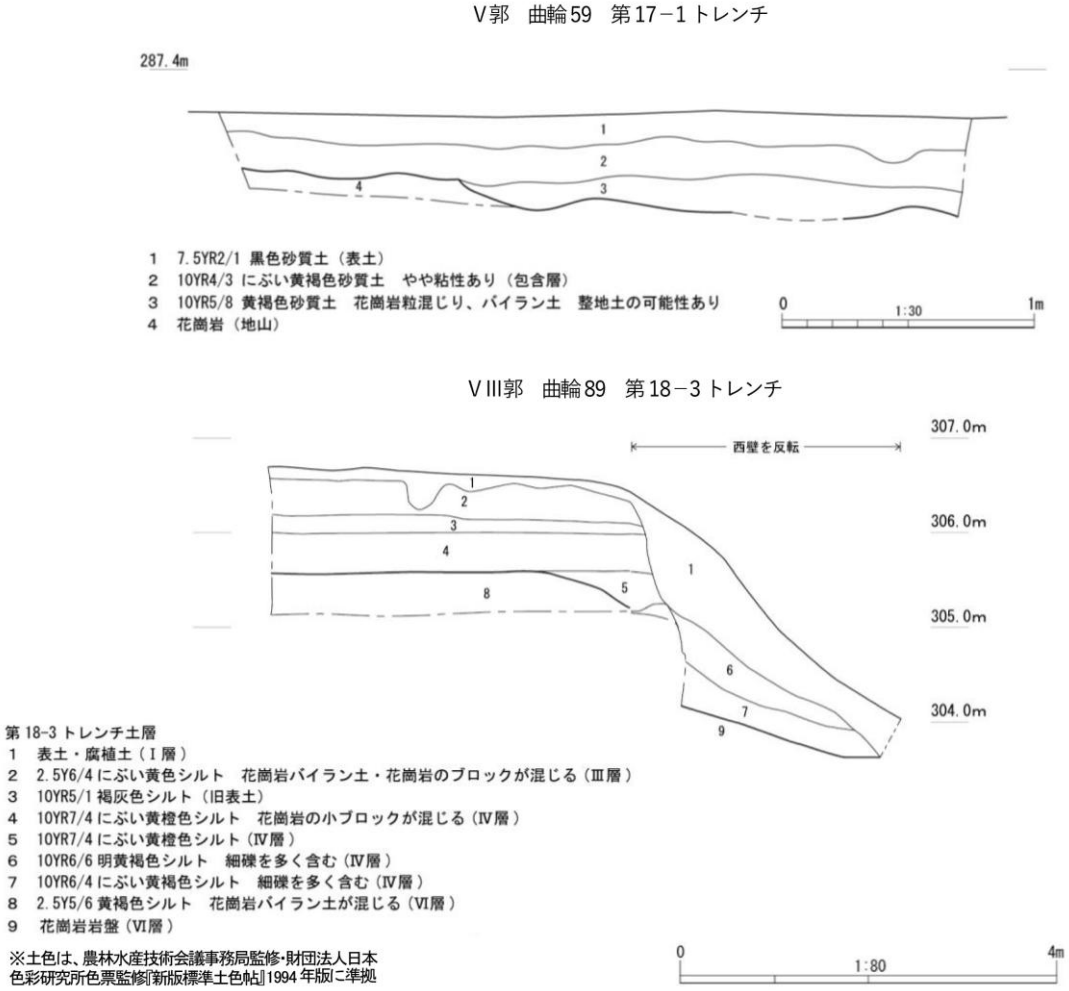

図3-20　Ⅴ郭・Ⅷ郭トレンチ土層断面図

２）地質調査

令和６年(2024)に石垣６・７の崩落個所の付近で、地層の状況を把握するため簡易動的コーン貫入試験を実施した。調査の結果は次の図のとおりである。石垣上部の曲輪付近は１～２m程度の表層土と盛土が堆積し、その下に砂礫状風化岩が１m程度、さらに下に風化岩と岩(岩盤)があることが判明した(図３-21)。

石垣６・７付近の斜面は、30度以上の勾配があり、１～２m厚の土砂が堆積しているため、現状で放置すると今後の大雨により崩壊箇所の侵食が拡大する危険性が高い。また、地質調査結果と斜面勾配の状況から斜面崩壊しやすい地形であることがわかる。

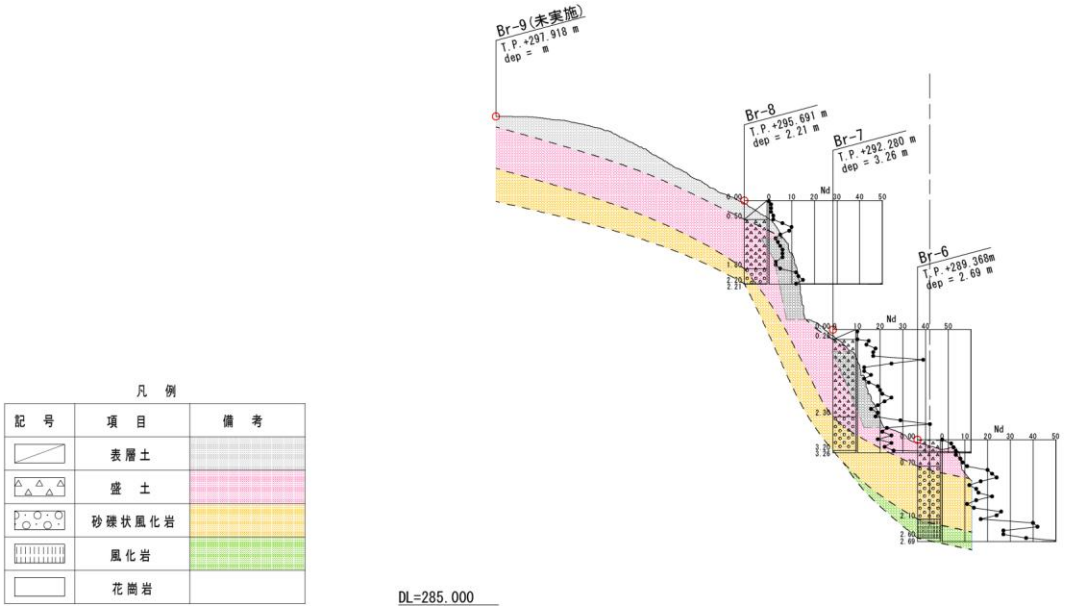

図 3-21　石垣６・７付近の地層推定断面図

（12）広域関連整備計画

大東市、四條畷市では、連携して史跡飯盛城跡の整備基本計画作成を実施しており、整備に向けて情報交換をしながら共催で史跡の普及活動を行うほか、協力して各種事業を展開している。なお、最寄り駅から史跡飯盛城跡を結ぶハイキングコースが設定されているが、周辺自治体の駅や歴史文化資源を結ぶルートはなく、周辺自治体と連携した活用は目立っていない。また、三好長慶を活用の軸とした市民団体間の交流は活発に行われているが、長慶以外の歴代城主である木沢長政、安見宗房ゆかりの自治体との情報発信や広域交流は行われていないため、検討の余地がある。大東市は飯盛山をハイキングしながら飯盛城の歴史を学ぶ歴史山歩(ソトアソ・四條畷市・大阪府)を四者共同で実施している。そのほか、随時城郭を有する自治体や三好長慶関連の自治体のイベントを共同で行っている。

６．史跡の公開・活用に向けた課題

前提条件の整理で挙げた現状に対する課題を以下に整理した。また、史跡飯盛城跡現地踏査による主要な課題を課題図にとりまとめた(図３-22)。

（１）史跡の課題

１）『保存活用計画』で抽出した課題

『保存活用計画』で示した史跡の課題は次のとおりである(表３-10)。

表 3-10　保存活用計画で示した史跡の課題

区　分	内　容
保存管理の課題	【調査・研究に関する課題】 ◆遺構把握のための分布調査の継続 未踏査・未測量の遺構について、分布調査を継続し飯盛城跡の状況をより詳細に把握する必要がある。 ◆石垣調査の継続 石垣の構造把握と分類のため調査を継続する必要がある。また、調査成果を踏まえて、今後、石垣台帳を作成・更新していくことが求められる。

保存管理の課題	◆遺構保存に関する調査の実施 保全対策の方針を検討するため、遺構保存のための地質調査や遺構の構造把握等の調査等を早期に実施する必要がある。 ◆考古学調査の実施 飯盛城跡の状況を解明するために特定区域の発掘調査について検討する必要がある。 【遺構保存に関する課題】 ◆遺構き損部分の復旧方法の検討 既にき損している遺構の復旧方法について検討する必要がある。 ◆遺構の保全やき損時の対応策の検討 今後遺構のき損が進まないようにするために、遺構の保全対策方針を策定し、保全方法やき損時の対応策を検討する必要がある。 ◆遺構保存のための樹木・森林管理の検討 遺構をき損しかねない樹木の伐採や表土流出を生じにくくする森林管理の考え方について検討する必要がある。 【日常管理・防災対策に関する課題】 ◆石垣台帳の作成 石垣の特性や現況を踏まえて適切に維持管理するために、石垣台帳を作成する必要がある。 ◆遺構保存のための定期的な管理 遺構やその周辺部の現況を把握し、遺構保存のための早期対応ができるように、見廻り等の定期的な管理が必要である。 ◆土地所有者や活動団体等への遺構保存に関する理解促進 史跡を適切に管理するため、土地所有者や活動団体等に遺構保存に関する理解促進を進める必要がある。 ◆遺構の防災対策の検討 史跡指定地内には治山施設(治山堰堤)等が含まれており、土砂災害時の対応の検討が必要である。 【自然環境・景観保全に関する課題】 ◆樹木・森林環境の管理 将来的に遺構のき損を防ぎ、安全に散策・見学できるように、危険木の伐採や林床を明るくする間伐等の樹木・森林管理が必要である。 ◆眺望景観の維持 三好長慶も眺めた優れた眺望景観を維持するための樹木管理が必要である。 【獣害対応に関する課題】 ◆獣害対策の検討 イノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する必要がある。 【史跡指定・土地所有に関する課題】 ◆追加指定・公有化への対応 飯盛城跡の未指定地について追加指定を検討する必要がある。また、史跡指定地の地籍調査や公有化を検討する必要がある。
活用の課題	【価値の普及・情報発信に関する課題】 ◆講演会や刊行物作成等の継続 広く情報発信することで史跡の本質的価値の理解促進につなげるために、展覧会・講演会や定期講座の開催、周知用刊行物の作成を継続的に実施する必要がある。 ◆ガイダンス施設整備の検討 飯盛城跡の価値の普及を促進するために、史跡飯盛城跡の解説に特化した施設整備の検討が必要である。 【周辺施設・文化財等とのネットワークに関する課題】 ◆関連文化財を活かした見学ルートの設定 飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるために、両市の歴史民俗資料館や支城跡、文化財等とのネットワークの構築が必要である。

活用の課題	【教育的活用に関する課題】 ◆教育での現地案内・出張授業等の積極的な取り入れ 飯盛城跡をわがまちの歴史遺産として認識し、シビックプライド・郷土愛の醸成につなげるために、学校での郷土教育や社会教育の展開等を進める必要がある。 【観光活用・シティプロモーションに関する課題】 ◆三好長慶など飯盛城跡の歴史ストーリーを活かした取り組みの推進 より多くの人に飯盛城跡の価値や魅力を認知してもらうため、三好長慶など飯盛城跡の歴史ストーリーを魅力資源として、観光活用やシティプロモーションに資する情報発信や観光活用等を進める必要がある。 【地域のまちづくり資源としての活用に関する課題】 ◆地域のまちづくり資源としての活用の促進 身近な文化財を活用することは地域コミュニティの活性化や保存・活用の意識醸成につながることが期待できるため、地域のまちづくり資源としての飯盛城跡の活用を促進することが求められる。
整備の課題	【保存のための整備の課題】 ◆遺構の復旧 史跡飯盛城跡の本質的価値を保存するために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める必要がある。 ◆遺構の保全・防災対策 今後遺構のき損が進まないようにするために、遺構の保存状態や立地等によって対応の違いを検討しつつ、石垣の腰回りの強化や遺構法面の土留めなど保全・防災対策の整備を進める必要がある。 ◆樹木の維持・管理 遺構をき損しかねない危険木を調査し、伐採等の対応を進める必要がある。また、表土流出を生じにくくするために、林床を明るくする間伐等の森林整備を進める必要がある。 ◆危険な構造物等の撤去の検討 史跡の保存と来訪者の安全を守るために、安全管理上問題のある擁壁や個人設置の工作物等の撤去を検討する必要がある。 【公開・活用のための整備の課題】 ◆見学環境の整備 史跡の価値を理解しつつ、安全に見学してもらうために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて来訪者に見せる遺構を検討し、安全に見学できる環境を整備する必要がある。 ◆管理・便益施設の更新 飯盛城跡を安全で快適な見学環境にするために、機能不全や老朽化している管理・便益施設の撤去・更新・移設等を検討する必要がある。 ◆サインの整備 来訪者に史跡の価値や魅力を効果的に伝えるため、案内板・説明板を整備する必要がある。また、飯盛城跡のアクセス道についても、説明板や見学ルートのサイン設置が必要である。 ◆史跡へのアクセス道の修復管理 山麓から史跡指定地へ安全にアクセスしてもらうために、アクセス道の定期的な点検とともに、道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。
運営･体制の課題	◆史跡飯盛城跡を保存・活用する体制の構築 大東市・四條畷市は史跡飯盛城跡の管理団体の指定をうけているため、今後は保存・整備を中心的に担う必要がある。そして、国・府・有識者の指導・助言を受けながら、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・庁内関係部局等との連携・協力を強化し、事業を推進する新しい体制を構築することが必要である。

2）『整備基本計画』作成で抽出した課題

整備基本計画作成にあたり、整備にかかる現状調査から抽出した課題は以下のとおりである。

表 3-11　整備基本計画作成にあたって抽出した課題一覧

項目	課題	詳細
史跡指定・土地所有に関する現状	追加指定	・今後保護を要する土地の史跡追加指定
	土地境界の確定	・地籍調査実施の検討 ・境界柱の設置（文化財保護法第 115 条）
	土地所有者との連携	・史跡整備等の同意取得の迅速化
土地利用	関係法令の周知	・現状変更等許可申請者への関連法令の遵守についての周知方法
	国・府との協議	・関係法令申請に係る協議・連携
市民意見	アクセス機能強化	・公共交通機関利便性の向上 ・車両アクセス利便性の向上
	サイン不足	・アクセス拠点から史跡までの誘導標識 ・史跡指定地内見学園路の誘導標識 ・史跡指定地内便益施設の案内標識
	展示解説の充実	・眺望確保の樹木管理と遺構の顕在化 ・遺構解説板の設置 ・解説ボランティアとの連携 ・飯盛城跡情報提供方法の工夫 ・ガイダンス施設 ・電波状況が良くない
アクセス道	アクセス機能強化	・車両アクセス道の誘導標識の再検討 ・歩行者のアクセス機能強化の検討
	維持・管理	・アクセス道の法面・路肩崩落対応 ・見学者の安全に影響を与える危険木の管理 ・不要工作物の撤去
サイン	デザイン統一	・新規設置サインのデザイン統一 ・掲示物が煩雑
	老朽化・破損サインの更新	・既存サインの機能向上とデザイン統一
	他団体設置サインとの調整	・設置・改修の際の調整
	史跡標識の設置	・標識の設置（文化財保護法第 115 条）
便益施設・管理施設	便益施設の調整・新設・改修・撤去	・設置者・管理者の確認や取り扱いの調整 ・見学者の利便性向上のための新設・改修 ・本質的価値に影響を及ぼす便益施設の移設・撤去
	本質的価値の周知	・ガイダンス機能強化の検討
工作物	工作物の調整	・設置者・管理者の確認や取り扱いの調整 ・見学者安全確保のための老朽化工作物の撤去
治山	災害対応	・見学者安全確保のための整備方法の検討
	遺構保護	・遺構保存のための防災整備の検討
地質		・遺構保護方法検討のための地質調査実施 ・サインなどの基礎構造や設置場所の確認
広域関連整備計画	普及活動の継続	大東市・四條畷市共催事業の継続
	関連自治体との連携	飯盛城跡に関わる自治体との文化資源を介した広域連携
遺構の現状	現地で確認した課題は図に示している	53 頁　図 3-22　課題図

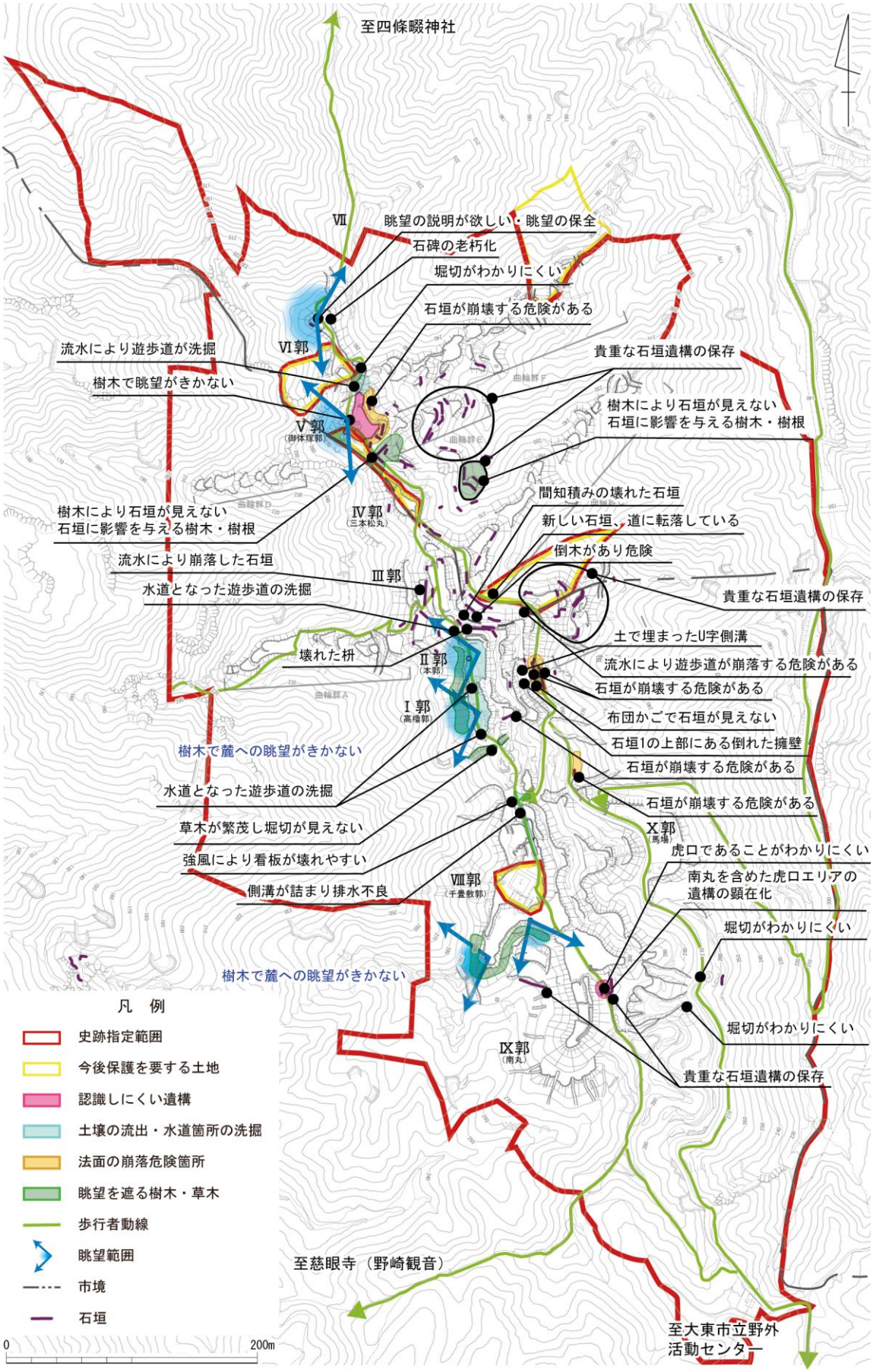
至四條畷神社
Ⅶ
眺望の説明が欲しい・眺望の保全
石碑の老朽化
堀切がわかりにくい
石垣が崩壊する危険がある
流水により遊歩道が洗掘
Ⅵ郭
樹木で眺望がきかない
貴重な石垣遺構の保存
樹木により石垣が見えない
石垣に影響を与える樹木・樹根
Ⅴ郭
（御体塚郭）
間知積みの壊れた石垣
新しい石垣、道に転落している
倒木があり危険
樹木により石垣が見えない
石垣に影響を与える樹木・樹根
Ⅳ郭
（三本松丸）
流水により崩落した石垣
Ⅲ郭
水道となった遊歩道の洗掘
貴重な石垣遺構の保存
土で埋まったU字側溝
壊れた枡
Ⅱ郭
（本郭）
流水により遊歩道が崩落する危険がある
石垣が崩壊する危険がある
Ⅰ郭
（高櫓郭）
布団かごで石垣が見えない
石垣1の上部にある倒れた擁壁
樹木で麓への眺望がきかない
石垣が崩壊する危険がある
水道となった遊歩道の洗掘
石垣が崩壊する危険がある
草木が繁茂し堀切が見えない
Ⅹ郭
（馬場）
虎口であることがわかりにくい
強風により看板が壊れやすい
Ⅷ郭
（千畳敷郭）
南丸を含めた虎口エリアの
遺構の顕在化
側溝が詰まり排水不良
堀切がわかりにくい
樹木で麓への眺望がきかない
堀切がわかりにくい
Ⅸ郭
（南丸）
貴重な石垣遺構の保存
凡　例
史跡指定範囲
今後保護を要する土地
認識しにくい遺構
土壌の流出・水道箇所の洗掘
法面の崩落危険箇所
眺望を遮る樹木・草木
歩行者動線
眺望範囲
市境
石垣
0
200m
至慈眼寺（野崎観音）
至大東市立野外
活動センター

図 3-22　課題図

第４章　基本方針

１．整備の目標

『保存活用計画』では、この貴重な歴史遺産である史跡飯盛城跡を次世代に確実に継承していくことが現代の私たちの役目であるとしている。そのため、史跡飯盛城跡を地域の歴史的ランドマークとして顕在化を図り、人が集い、楽しみ、親しむ、城の持つ多面的な魅力を広める場となるよう整備を行い、市民の理解・協力を得ながら郷土への愛着や誇りを育み、地域振興にも寄与する活用をめざすことを目標として以下の項目を定めている。

史跡飯盛城跡の本質的価値の保全・次世代への継承
中世城郭の調査・研究を推進する場所
地域の歴史的ランドマークとして顕在化、観光振興・地域振興への寄与

２．整備の方針

『保存活用計画』第９章を踏まえて、整備の方針を次のとおり定める。

史跡飯盛城跡の整備の実施にあたっては史跡の本質的価値を構成する遺構の保全と次世代への継承を大前提とする。そのうえで史跡の適切な保存・活用を図るため、「調査研究」、「保存のための整備」、「活用のための整備」、「公開・活用」、「体制整備」に分けて基本方針を示す。なお、史跡整備の具体的な検討にあたっては、本質的価値を構成する要素を保存すること、価値を伝える場にすること、来訪者の安全性を確保することに留意する。

前提事項

・史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する遺構の保全
・史跡飯盛城跡の次世代への確実な継承

調査研究

・史跡飯盛城跡の実態解明と保存・活用のための調査の継続
　１　詳細分布調査
　２　発掘調査・測量調査
　３　関連史資料調査
　４　同時代の城郭との比較研究
　５　保存・活用整備手法の研究

保存のための整備

・本質的価値を構成する遺構の保存と適切な修復
・史跡飯盛城跡を構成するその他の要素と本質的価値を構成する要素の調整を行い、『保存活用計画』に示す「Ｃ　史跡指定地内のおけるその他の要素」は史跡の本質的価値に抵触しない限り存置する。

活用のための整備

・史跡飯盛城跡の本質的価値を伝えるための整備
・見学者が安全に見学・利用できる環境づくりの推進
　１　遺構の表現方法の検討
　２　解説板・サイン類の整備
　３　園路・便益施設・管理施設などの整備の検討
　４　史跡へのアクセス道の利便性向上の検討
　５　既存施設のガイダンス機能強化とガイダンス施設の検討

公開・活用

・史跡飯盛城跡の多面的な魅力に触れる機会の創出
　１　調査・研究成果の公開
　２　周辺の文化財や飯盛山の自然など、史跡飯盛城跡周辺の地域の持つ特性を活用した取り組みの推進
　３　史跡飯盛城跡の魅力を啓発するためのソフト事業の展開
　４　整備の目標を達成するため公開・活用の拠点整理を行うことで、多様なニーズに対応する仕組みを構築

体制整備

・多様な関係者と相互連携をとれる保存・活用体制の構築
　１　両市の関係各課及び市民、民間団体、有識者などとの連携
　２　専門職員の配置と調査成果の蓄積・伝授、調査技術の向上

３．整備の時代設定

史跡飯盛城跡の本質的価値は、「戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事を知るうえで重要な三好長慶最後の居城」であり、「戦国時代末期の築城技術・石垣構築技術を今に伝える革新の山城跡」にある。よって整備の時代設定を、城郭が機能を失った永禄 12 年(1569)頃の戦国時代末期とし、整備の対象は山中に遺存する普請の地上遺構とする。

第５章　基本計画

１．全体基本計画

第４章　基本方針のもと、次のとおり全体基本計画を示す。

（１）調査研究

文化財保護法に則り、遺跡・遺構の保存と後世への継承を第一に、史跡の本質的価値を把握し後世に継承するために必要な調査・研究を行う。

（２）保存のための整備

史跡飯盛城跡の本質的価値を保存するために、遺構の保存状態や立地環境などを踏まえて整備の優先度を検討し、段階的に整備を進める。

遺構の保存や修復にあたっては、現状の保存を第一に、遺構の劣化するスピードを抑え影響を緩和する整備手法を優先的に検討する。史跡指定地内における近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる構成要素（曲輪内の石碑や銅像など）が、本質的価値を構成する要素に影響を与えている場合は、調整を行い、慎重にその取扱いを検討する。

（３）活用のための整備

史跡の本質的価値をより多くの人に伝え、共有し、後世に継承するため、来訪者が史跡に触れ、学び、憩い、楽しむことができる整備を行う。ただし、活用を促進することで遺構のき損が進行することのないよう、公開・活用する範囲を限定し、遺構の保存に十分な配慮を行ったうえで整備を行う。

具体的には、来訪者が安全に史跡内を見学・利用できるように、遺構の表現方法、解説板・サイン類、園路・便益施設・管理施設、史跡のアクセス道の整備を行う。そのほか既存施設のガイダンス機能の強化とリニューアル整備を検討する。

（４）公開・活用

史跡飯盛城跡の多面的な価値や魅力に触れる機会を創出し、理解や認識を深められる魅力を持ったソフトプログラムを開発し、公開・活用を行う。

同時に、本質的価値の一部である調査・研究成果は、積極的に公開する。周辺の文化財や飯盛山の自然、史跡飯盛城跡周辺の地域の持つ特性を活用した取り組みを推進する。

（５）体制整備

史跡の保存、整備、公開・活用を実現するために、多様な関係者（個人や団体など）と行政とがゆるやかに連携した体制づくりを目指す。

個人や団体と行政との役割分担を明確化し、史跡の調査・研究の担い手であり、史跡整備の実務者でもある専門職員の充実を図る。

2．地区別基本計画

（1）ゾーン別整備の考え方(図5-1）

・『保存活用計画』の地区区分図と整合を図る。
・来訪者の安全性と利便性に配慮し、非公開との区分を明確にする。
・ハイキング道と管理車両と緊急車両の動線に供することのできる道路の周辺を中心に必要最小限の整備範囲を示す。
・整備時期は各遺構の保存上の緊急性と、活用上の必要性に応じて、個別に勘案して決定する。

（2）各ゾーンの整備計画

表 5-1　ゾーニング

ゾーン名	位置付け		主な整備の概要	整備時期
山城学習ゾーン	公開・活用	曲輪や石垣、竪堀などの城郭遺構が連なり、公開・活用の中心となるゾーン	急峻な地形に石垣を多用した城郭の防御空間と賓客をもてなす居住空間からなる戦国末期の城郭の特徴を学ぶことのできる環境を整備する。 ・石垣遺構の保存と修復 ・曲輪や石垣の洗掘防止対策 ・眺望確保のための樹木管理と遺構の顕在化 ・園路(ハイキング道)の修繕	短期 中期
遺構保存ゾーン	非公開	非公開の曲輪や石垣などの城郭遺構の保存と修復を行うゾーン	遺構を良好な状態に維持する。 ・大手口や石垣遺構の調査 ・石垣遺構の保存と修復 ・斜面地の森林の保全	短期 中期 長期
斜面地保全ゾーン		城郭外側に広がる斜面地の森林ゾーン	城郭を取り巻くバッファゾーンとして、斜面地の森林を良好な状態に維持する。 ・斜面地の森林の保全	常時 又は 随時

※短期は 5 年、中期は 10 年、長期は 10 年以上を目安とする。

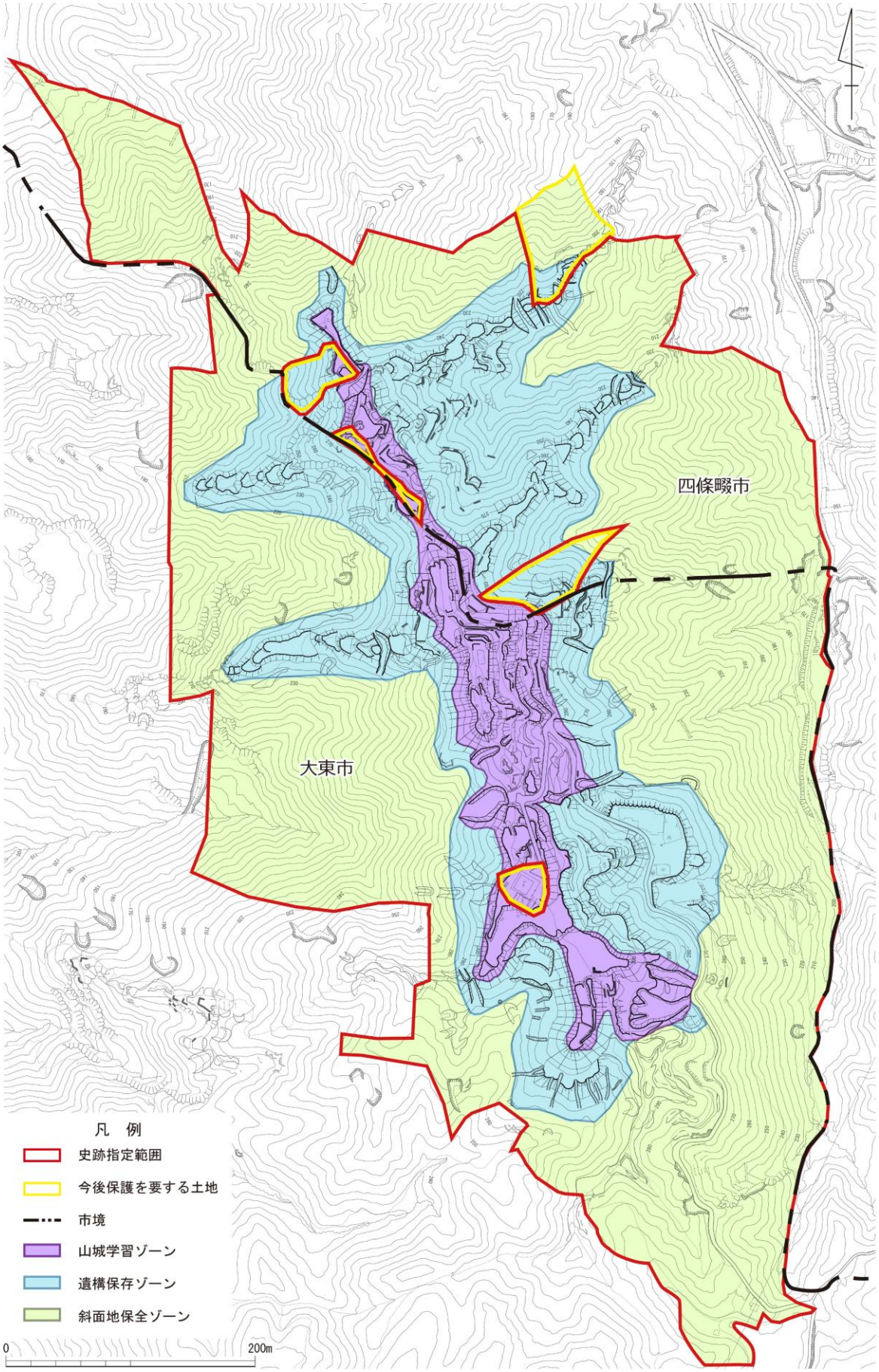
四條畷市
大東市
凡　例
史跡指定範囲
今後保護を要する土地
市境
山城学習ゾーン
遺構保存ゾーン
斜面地保全ゾーン
0
200m

図 5-1　ゾーニング図

３．項目別基本計画

（１）遺構保存に関する計画

史跡飯盛城跡ではハイキング道沿いに残された城郭の石垣を多数観察することができる。しかし、飯盛山の急斜面にはさらに多くの石垣が残されている。また広範囲に分布している石垣は、樹木や土に埋もれているものもあり、全体像を詳細に把握できていない。中には雨水や樹根などにより、傷んで崩落しているものも存在する。同じく曲輪も、雨水や人の通行により侵食されている部分が見られる。

これまでの発掘調査により礎石や塀列建物跡、石組遺構などが確認され、現地で地中保存されている。一方、堀切、竪堀など戦国期における城郭の防御の堅固さを示す遺構は地上に露出している。城内通路の一部はハイキング道として利用されていると考えらえる。

１）調査の推進

・石垣、曲輪をはじめとした地上遺構・地下遺構の調査を継続する。
・特に地下遺構については、石垣の保存整備に伴う発掘調査や測量調査のほか、Ⅴ郭(御体塚郭)曲輪 59 の建物跡確認調査や堀切４の構造確認調査、Ⅷ郭の谷部曲輪の発掘調査などを実施する。
・詳細は「(13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画」を参照する。

２）地形(縄張り)の保存

・洗掘防止と法肩部分の保護による曲輪平坦部の形状を保存する。
・多数の歩行者の通行や洗掘により地面が抉れて傷んでいる遺構については、通行可能な部分を限定して整備し、ハイキング道としての利用とバランスをとりながら保存に努める。

３）地下遺構の保存

・地下遺構は、現状のまま地中保存を継続する。
・雨水による土壌流出などにより遺構までの深さが浅い部分については、盛土や雨水コントロールなどにより遺構を保護する措置を検討する。

４）地上遺構の保存

・地上に露出している石垣などを適切に保存管理していくため、石垣台帳を基に石垣カルテを作成し、文化庁が提示している『文化財石垣耐震診断指針(案)』に基づき史跡飯盛城跡に残る石垣の実情に即した予備診断を実施する。
・石垣カルテや耐震診断の結果を踏まえ、変状が確認された石垣については経過観察を行い、応急対策などの今後の整備方針を検討する際の根拠となる基礎情報を蓄積する(図５-２～図５-４)。将来的には、自動計測や傾斜計の設置、導入を検討する。
・曲輪の一部に、雨水が集中して流れることによる洗掘で法肩が崩れかかっている場所が見られる。崩落が拡大しないよう、土のうを設置するなどの措置を行う。
・雨水排水整備に向けて、流域や水利調査の実施を検討する。

図 5-2　クラックゲージ設置
（愛知県岡崎市　岡崎城跡）

図 5-3　ガラス棒設置
（愛知県岡崎市　岡崎城跡）

図 5-4　ノギスによる測量
（静岡県浜松市　浜松城跡）

５）石垣予備診断（案）

令和５年(2023)７月に文化庁によって公開された「文化財石垣耐震診断指針(案)」は特別史跡・史跡のうち、中・近世城郭の石垣及び重要文化財(建造物)の基礎となっている石垣の耐震対策を進めるにあたって推奨される標準的な手法を示したものである。この診断は史跡や国宝・重要文化財の基礎をなす城郭石垣は、地震時に崩壊する恐れがあるが、耐震性を判断するための具体的な指針がなく、早急に耐震診断指針を示す必要があったため、熊本城の災害復旧等で得られた既存の知見を活用し、全国の城郭石垣の調査分析を加えて作成されたものである。

この指針の目的に基づき、大地震に対しても石垣が人命に重大な影響を与えないよう、主に外観目視・簡単な計測等を行い、管理活用方法の改善、基礎診断の必要性の有無を判断する「文化財石垣予備診断実施要領(案)」の診断基準を示す。ただし、中世山城跡である史跡飯盛城跡の石垣立地状況には適合しない診断項目については削除した(表５−２)。今後、この診断基準に則り、石垣台帳の作成に併せて石垣の安定度評価を進めていく。

表 5-2　石垣予備診断にかかる実施要領(案)の変更点対照一覧表

項目			文化庁・文化財石垣 予備診断実施要領（案）	飯盛城跡に係る変更	変更理由
基礎点項目	石垣の形状	石垣のタイプ	①非石塁 （栗石層＋地山）（０） ②非石塁 （栗石層＋盛土）（１） ③半石塁 （栗石層＋地山）（１） ④半石塁 （栗石層＋盛土）（２） ⑤半石塁突出型 （突出しているもの） （３） ⑥石塁（栗石＋盛土） （２） ⑦石塁（栗石のみ）（３） ⑧栗石なし、盛土のみ （３） ⑨不明（３）	・非石塁 （栗石層＋地山）（０） ・非石塁 （栗石層＋盛土）（１） ・背面栗石なし、地山 （２） ・背面栗石なし、盛土のみ （３） ・不明（３）	史跡飯盛城跡内には、半石塁・石塁タイプがないため。

①基礎点項目

ア　地盤

・硬い地盤　　０点
・普通の地盤　　１点
・軟弱な地盤　　２点
・不明　　１点

イ　石垣のタイプ

史跡飯盛城跡内には、半石塁・石塁タイプは確認できないため、診断項目から削除した。

・非石塁(栗石層+地山)　　０点
・非石塁(栗石層+盛土)　　１点
・背面栗石なし、地山　　２点
・背面栗石なし、盛土のみ　　３点
・不明　　３点

ウ　石垣の高さ、勾配

高さは最も高いところを採用し、勾配は、反りがない石垣は平均勾配、反りがある石垣は頂部から約２m間の最大勾配を採用する。

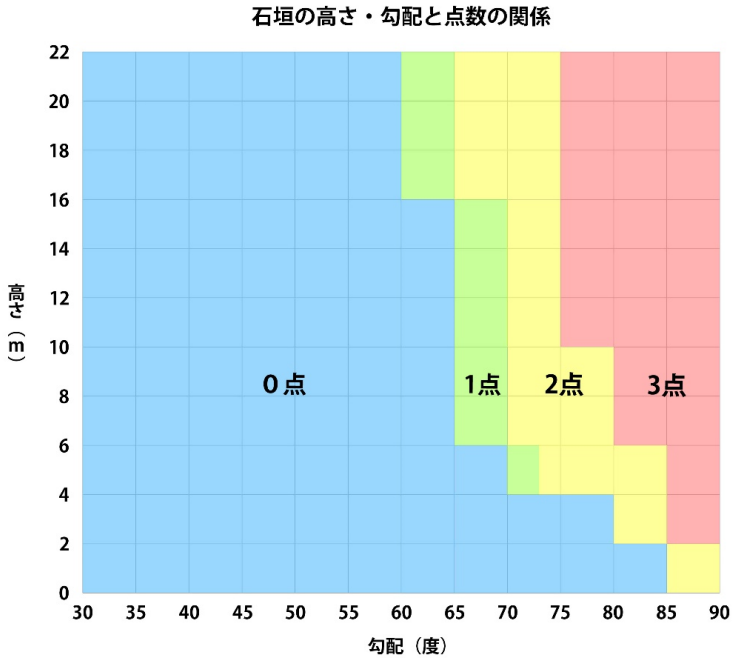

エ　過去の被災・修復履歴

過去の被災履歴を把握することは石垣の強度を知るうえで重要な指標となるため、記録や資料が残っていればそれを参考に評価する。なお、記録が不足している場合は目視等による修理痕に留意して評価とする。

項　目	配　点
崩れたり変状した記録・痕跡はない。	０点
１回変状した記録・痕跡がある。	１点
積み直しを伴わない修理を行った記録・痕跡がある。	
１回崩れた記録・痕跡ある。	２点
程度は不明だが、１回被災した記録・痕跡がある。	
２回以上変状した記録・痕跡がある。	
１回積み直しを伴う修理を行った記録・痕跡がある。	
（不明、判断根拠なし。）	
２回以上崩れた記録・痕跡がある。	３点
程度は不明だが、２回以上被災した記録・痕跡がある。	
２回以上積み直しを伴う修理を行った記録・痕跡がある。	

オ　修理の方法

適切な修理によって改良がくわえられている場合、石垣の性能向上に寄与するため修理方法別に減点項目を設定する。ただし、現代工法による修理は性能向上に寄与している場合であっても文化財にとっては適切ではないものが含まれるため、控えめの減点とする。

項　目	配　点
修理にあたり特段の対策はしていない。 修理方法不明。	０点
修理にあたり原因の分析と伝統工法の範囲で改善が図られた。	-１点
修理にあたり在来仕様にこだわらず現代的な手法を用いて対策がなされた。	
修理にあたり原因の分析と具体的な改良工法がとられた（土壌改良、栗石の粒度改良など）。	-２点
修理にあたり原因の分析と構造解析を行い、必要性能を概ね満たす改良、補強を行った。	-３点

カ　基礎点項目の評価

上記の点数合計が５点以上となった場合、石垣の安定度評価はＮＧとする。

②変状点項目

ア　築石の変状

緩み、築石の目地の開き

・見られない。　０点
・若干の緩み、築石の目地の開きがある。　１点
・緩み、築石の目地の開きが随所に見られる。　２点
・緩み、築石の目地の開きが著しい。　４点

孕み

・見られない。　０点
・わずかに孕みがある　１点
・孕みがある（孕み出し指数６未満）。　２点
・局所的な孕みが著しい（孕み出し指数６以上）。　４点
・全体的な孕みが見られる。　４点

※孕み出し指数＝最大孕み出し量/孕み出しの生じている部分の石垣長さ(高さ)で算出

割れ、抜け落ち、崩れ

・見られない。　０点
・築石、角石の割れ、間詰石の抜け落ちが若干見られる。　１点
・築石、角石の割れ、間詰石の抜け落ちが随所で見られる。　２点
・築石、角石の割れ、間詰石の抜け落ち、築石の崩れが著しい。　４点

イ　石垣周辺の変状

項　目		細　別	配　点	
変状	天端周辺	天端もしくは栗石の沈下、地割れ	該当なし	０点
			天端もしくは栗石の沈下がある	１点
			地割れがあるもしくは地割れが入ったことがある	３点
	基礎部	基礎部分の前倒れ、前滑り、石垣の緩み、目地の開きなど	該当なし	０点
			変状が見られる	３点

ウ　湧水

・表面は乾いている　０点
・水がしみ出ている　１点
・水が流れ出ている　３点

エ　変状の進行状況

・変状はほぼない。　０点
・変状があり観測を行っているが、変化がほとんど無い。　０点
・変状があり観測を行っていないが、目視で大きな変化が無い。　１点
・変状があり観測を行っていないが、目視で変状が進行している。　４点
・変状があり観測を行っており、変状が進行している。　４点

オ　変状点項目

上記の点数合計が５点以上となった場合、もしくは、項目単体の点数が４点の判定(変状顕著)に該当する場合、石垣の安定度評価はＮＧとする。

③総合的評価

基礎点項目と変状点項目それぞれの評点を算出し、総合的な評価を行う。

評価	概　要	配点基準
ア	石垣が概ね安定しているとみなされる。	基礎点合計０～４点 かつ 変状点合計０～３点
イ	石垣は変状による問題は少ないが、形状的に災害時に不安定となる可能性があり、変位観察や活用方法の見直しを検討する。	基礎点合計５点以上 かつ 変状点合計０～３点
ウ	石垣が変状により不安定となっている可能性が高く、変位観察及び活用方法の見直しを行う。	基礎点合計０～４点 かつ 変状点項目４～５点
エ	石垣が変状により不安定となっている可能性が高く、変位観察及び活用方法の見直しを行う。	基礎点合計５点以上 かつ 変状点合計４～５点 ※変状顕著該当なし
オ	石垣が変状により不安定になっている可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測（モニタリング）を行うとともに応急対策の検討を行う。	基礎点合計０～４点 かつ 変状点合計６点以上 もしくは 変状顕著該当あり
カ	石垣が形状、変状ともに不安定である可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測（モニタリング）を行うとともに速やかな応急対策を講じる。	基礎点項目５点以上 かつ 変状点項目６点以上 もしくは 変状顕著該当あり

６）史跡飯盛城跡の石垣保存観察項目

史跡飯盛城跡では山中に立地するという特性から、樹木による石材の変位や風雨による立地斜面の侵食など石垣の保全に影響を与える要因が多い。今後、石垣を保全するにあたり、石垣立地斜面の現況及び周辺の変状を把握することで今後の石垣保全の対策を検討する基礎データとするため、以下の観察項目を設けた(表５-３)。

表 5-3　史跡飯盛城跡の石垣保存観察項目一覧表

項目		観察項目	備考	理由
石垣立地斜面の現況	地形	崖錘地形、台地の裾部、脚部、侵食オーバーハング、集水型斜面 ・該当なし ・１つ該当 ・複数該当		史跡飯盛城跡においては、石垣の立地面が必ずしも平坦面と限らず、石垣の立地する斜面の状況に影響を受ける可能性があるため、新規追加した。
	表層の状況	湧水状況 ・該当なし ・しみ出し程度 ・湧水あり		
		表面の被覆状況 ・木本主体 ・複合(裸地・草本・木本) ・裸地～植生(草本)		
	形状	高さ ・15m以下 ・15～30m ・30～50m ・50m以上		
		勾配 ・45°以下 ・45～70° ・70°以上		
石垣周辺の変状	樹木	・樹木分布 ・樹種 ・樹勢 ・樹根の露出度合い ・樹根の侵入度合い		史跡飯盛城跡は樹木の生育も著しく、石垣の天端周辺においても樹木が確認できる。それら樹木の根に起因する石垣の変状が確認されているため、新規追加した。
	下部斜面	肌落ち、小落石、ガリ侵食、洗掘、パイピング孔、陥没、孕み出し、根曲り、倒木、亀裂、開口亀裂、その他対策工の変状 ・該当なし ・不明瞭な変状あり ・複数該当 ・明瞭な変状あり		石垣の立地面が斜面の場合は斜面の変状に起因する石垣の変状も発生すると考えられるため、新規追加した。
	周辺斜面	隣接する斜面等の変状 (落石、崩壊、亀裂、孕み出し、その他) ・該当なし ・不明瞭な変状あり ・複数該当 ・明瞭な変状あり		

（２）石垣・曲輪等の遺構修復に関する計画

史跡飯盛城跡の縄張りは、飯盛山の地形を造成して造られたものである。しかし、廃城後の経年劣化や樹木の繁茂による自然崩壊、近年の施設整備やハイキング道整備などによる地形改変により、遺構のき損が確認されている。そのため、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で、かつ適切な状態で将来へ継承していくことを目的とした遺構の修復方針を整理する必要がある。

なお、遺構の修復に際しては、遺構の劣化状況を調査したうえで、文化庁や有識者からの指導助言を受けながら進めるものとする。

１）曲輪、土塁、堀の修復方針

・遺構をき損する要因（水流、樹木、獣害など）を排除し、往時の姿へと修復を図る。なお、修復に際しては調査研究成果を踏まえ、遺構の真正性の確保に留意しながら行う。
・後世に設置された各施設は、必要性を検証し、関係者と調整のうえ撤去もしくは指定地外への移設を検討する。
・曲輪の法肩や法面など、雨水による侵食が懸念される場所では、上部に土のうを設置し雨水の流出方向を変更させる手法を検討する。

２）石垣の修復方針

・き損がみられる石垣は、立ち入り禁止区域の設置や破損・変形の要因の除去などの応急的措置を行い、さらなる破損・崩落等を遅らせるとともに、来訪者の安全を図る。
・遺構保存の観点より、石垣の解体・積み直しを前提とした修復（復旧）及び補強は原則行わないものとする。ただし、遺構の保存状況により必要と判断される場合は解体・積み直しを検討する。
・修復（復旧）にあたっては、き損要因の特定に努め、できるだけ部分補修や部分補強にとどめるよう配慮するとともに、石垣をき損する要因（水流、樹木、獣害など）を排除し、石垣本来の姿が顕在化できるような修復（復旧）を行う。
・石垣６・７の露出した根石に対しては、前面に耐候性・耐食性に優れた土留鋼板を設置し、露出した根石と土留鋼板の間に砂利ネット（土のうに砕石を充填したもの）を設置し今後の侵食・崩壊を防止する（図５－５・図５－６）。
・耐震診断及び経過観察の結果によって修復が必要と認められる石垣が確認された場合、個別に修復方針を設定し、工法の検討を行うものとする（図５－７）。
・自然災害などによる突発的な事象によって石垣に変状をきたした場合は、被害が拡大しないような応急対策を行い、その後改めて修復工法を検討する（図５－８）。

図 5-5　土留鋼板設置
（兵庫県佐用町　利神城跡）

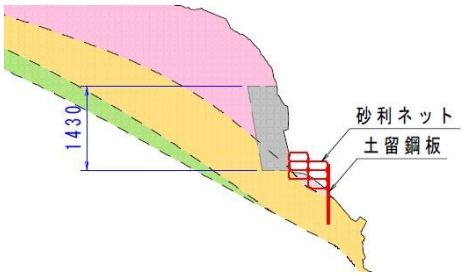

図 5-6　土留鋼板設置断面図

・石垣６・７は、流水が石垣に直接流入しない「排水対策」とこれ以上侵食拡大及び石垣下部の土砂流出を防ぐための「侵食防止対策」を行う（図５-９）。
・石垣６・７のように樹木により築石が不安定化している石垣については、前面に落石防止ネットを設置して崩壊を防止する（図５-10）。

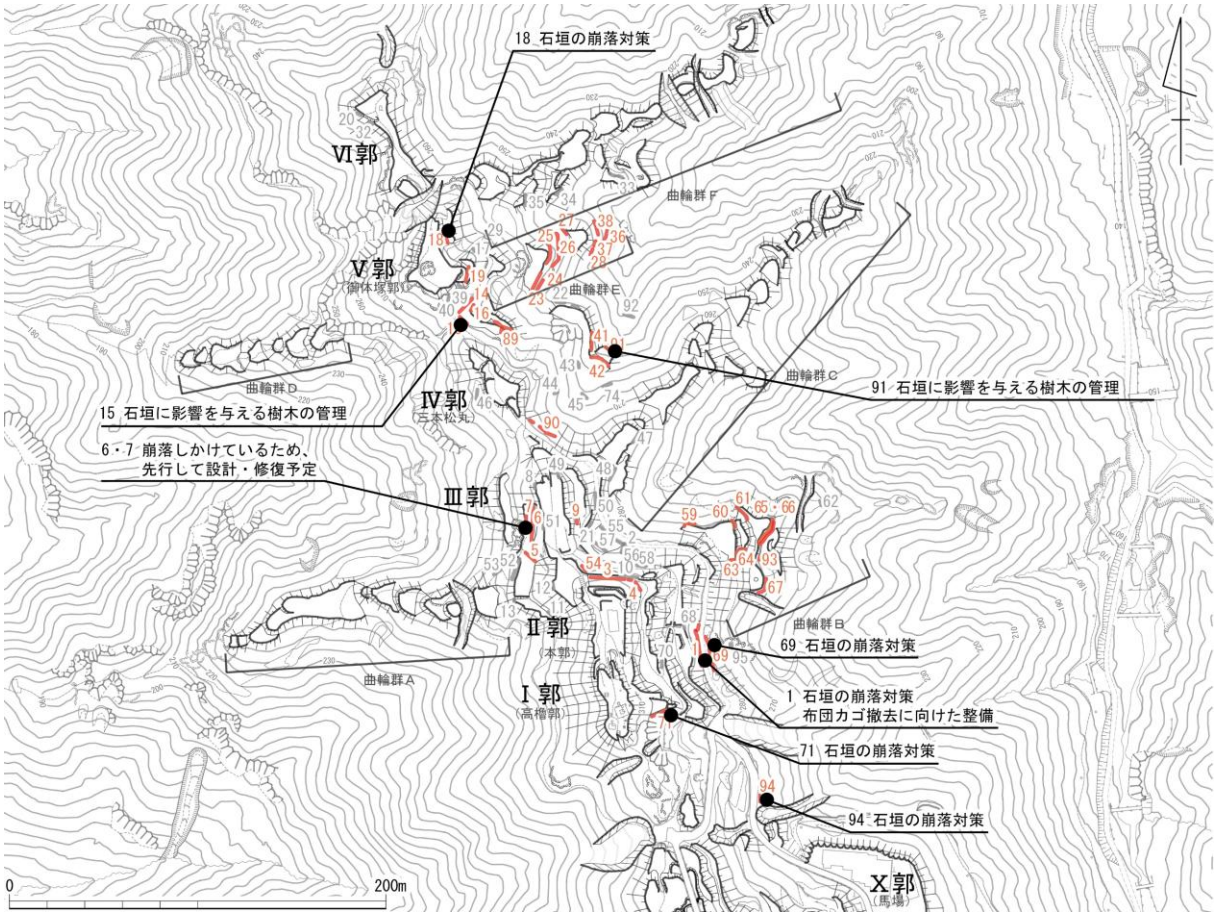

図 5-7　修復対策の検討が必要とされる石垣の位置

図 5-8　土のう+単管パイプ
（史跡飯盛城跡石垣 6・7）

図 5-9　植生土のう充填
（滋賀県近江八幡市　安土城跡）

図 5-10　落石防止ネット
（兵庫県佐用町　利神城跡）

（３）動線計画

地形的な制約から、史跡飯盛城跡へのアクセス手段とアクセスルートは限定されている。

車で史跡飯盛城跡にアクセスする場合は、東側の阪奈道路から大東市立野外活動センターに向けて進入して飯盛城跡駐車場に駐車する。そこから徒歩 15 分程度で史跡飯盛城跡に至る。阪

奈道路の入り口に車両用の誘導看板が１か所設置されている。史跡飯盛城跡の西側から車でアクセスするルートはない。

史跡飯盛城跡の周辺には複数のハイキングコースが存在し、多くの人が歩いて史跡飯盛城跡を訪れる。大東市・四條畷市の市街地方面からのコースは、麓から一気に尾根上の城跡まで登る急傾斜のルートであるが、コースの起点や分岐点に誘導看板が整備されている。しかし、案内が分かりにくく道に迷って城跡にたどり着けなかったという利用者の声もある。登り口付近にハイカー向けの駐車場がないので、ＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅まで電車を利用してアクセスし、徒歩でハイキングコースの登り口である慈眼寺(野崎観音)、四條畷神社に向う。

バスで訪れる人は、ＪＲ住道駅前から路線バスで阪奈道路沿いの竜間バス停まで行き、史跡飯盛城跡まで歩くことになる。

１）歩行者動線

・城郭が機能していた時期の大手道や城内通路の正確な位置や構造は未確定だが、現在のハイキング道の一部は城内通路の位置を通っていると推測される。そこで、歩行者動線は、往時の空間を追体験できるよう既存のハイキング道を活用して尾根上を移動させることを基本とする。
・山城学習ゾーン外の石垣や曲輪などの遺構は非公開とし、動線は設けない。
・多数の歩行者の通行により城内通路が抉れてしまうおそれのある場所への動線は、必要最小限にとどめる。
・安全管理のため利用者の少ないハイキングコースや獣道状の通路の利用は推奨しない。
・史跡指定地内において周辺環境から来訪者に危険が及ぶと判断される場合は、通行止めとう回路の設置を検討する。

２）車両動線

・来訪者の車両の進入は飯盛城跡駐車場までとし、その先は徒歩で移動することを基本とする。
・管理用車両(２ｔトラックまで)の通行は、楠公寺前から飯盛山ＦＭ送信所までの舗装道路を通行することを基本とする。
・多様な交通手段によるアクセスの確保(オンデマンドタクシーの活用を含む)を図る。

３）拠点

・歩行者動線は、以下の拠点を結ぶように配置する(表５-４・図５-11・図５-12)。

表 5-4　拠点一覧

拠点名	位置付け	概　要
城郭見学拠点	城郭遺構や良好に保存された見学の見どころ	曲輪・石垣・堀切・竪堀 良好な眺望が楽しめる場所
アクセス拠点	電車や車で訪れる人の動線の起点	ＪＲ四条畷駅、ＪＲ野崎駅、飯盛城跡駐車場、近鉄「竜間バス停」
歴史文化連携地点	史跡飯盛城跡と合わせて地域の歴史文化に触れられる場	四條畷神社、慈眼寺(野崎観音)、北条神社、正願寺、弥勒寺、龍尾寺、御机神社、住吉平田神社、寺山（旧龍尾寺跡)、茶臼山砦跡、南野砦跡、龍間城跡、野崎城跡、堂山古墳群史跡広場
ガイダンス拠点	史跡のガイダンスを受けたり、マップなどの情報を入手できる場所	四條畷市立歴史民俗資料館、大東市立歴史民俗資料館、大東市立野外活動センター、展望台、野崎まいり公園

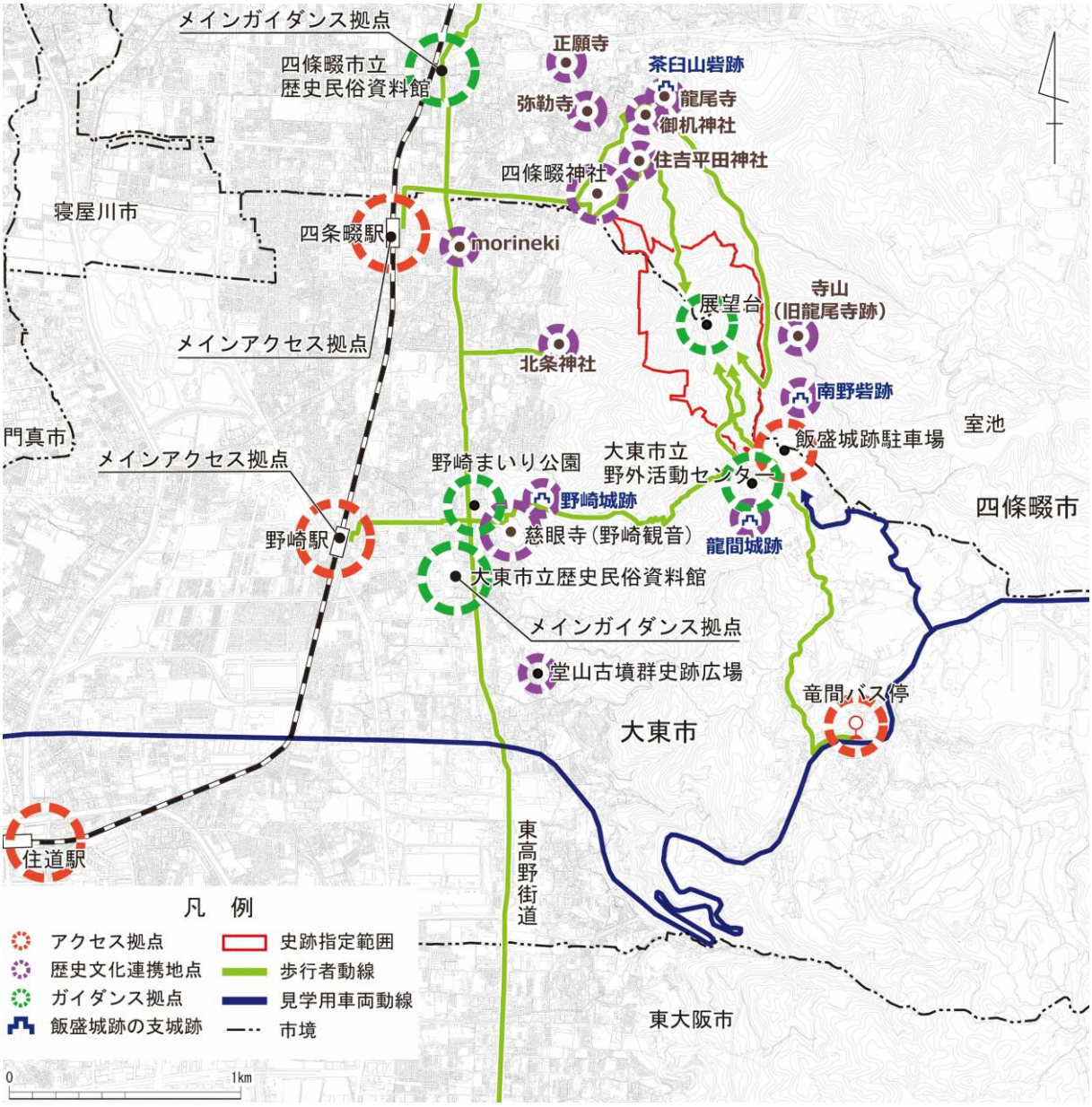

図 5-11　全体動線計画図

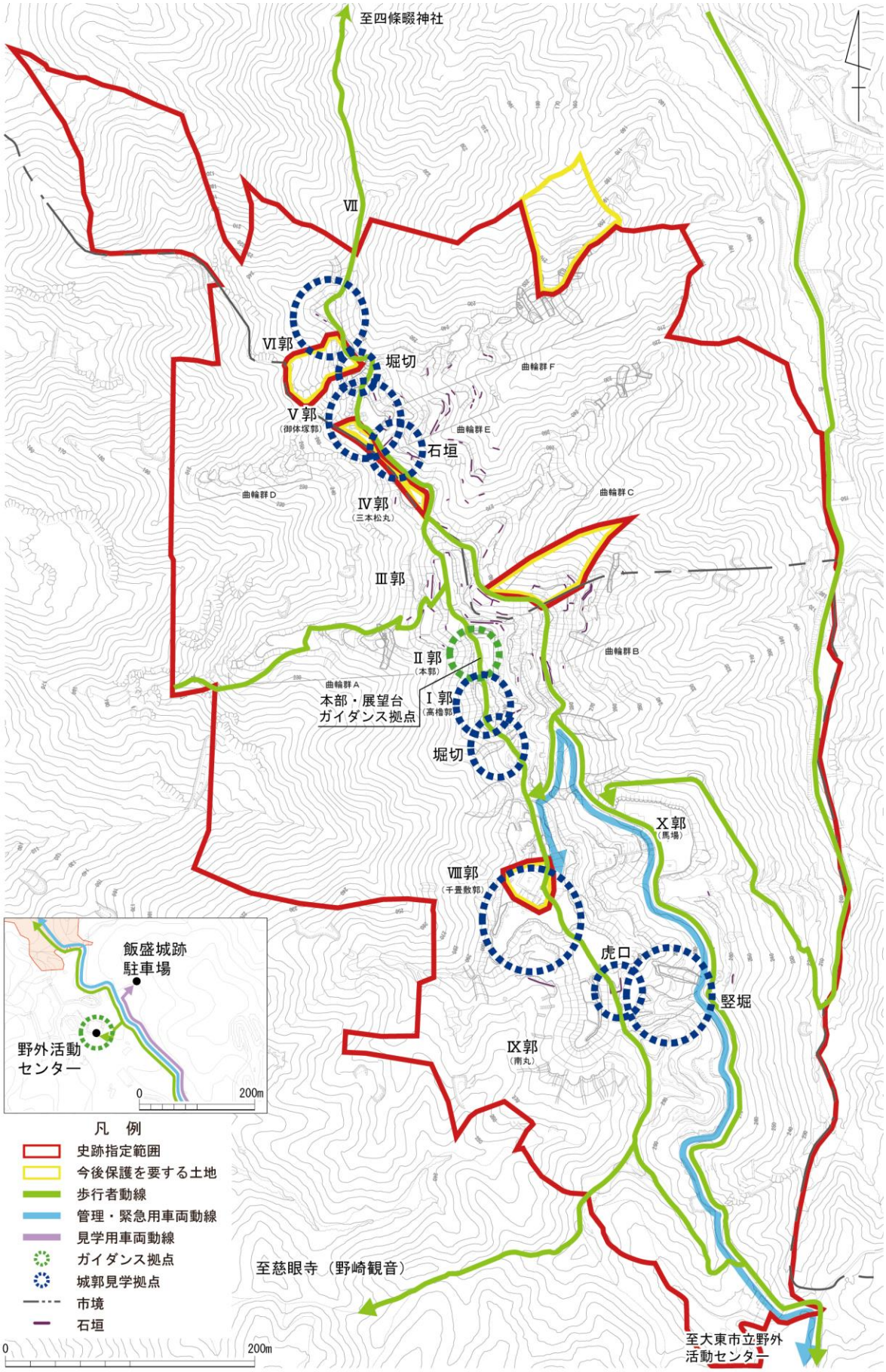
至四條畷神社
Ⅶ
Ⅵ郭
堀切
曲輪群 F
Ⅴ郭
（御体塚郭）
曲輪群 E
石垣
曲輪群 D
曲輪群 C
Ⅳ郭
（三本松丸）
Ⅲ郭
Ⅱ郭
（本郭）
曲輪群 B
曲輪群 A
本部・展望台
ガイダンス拠点
Ⅰ郭
（高橋郭）
堀切
Ⅹ郭
（馬場）
Ⅷ郭
（千畳敷郭）
虎口
竪堀
Ⅸ郭
（南丸）
飯盛城跡
駐車場
野外活動
センター
0
200m
凡　例
史跡指定範囲
今後保護を要する土地
歩行者動線
管理・緊急用車両動線
見学用車両動線
ガイダンス拠点
城郭見学拠点
市境
石垣
0
200m
至慈眼寺（野崎観音）
至大東市立野外
活動センター

図 5-12　動線計画図

（４）地形造成に関する計画

史跡飯盛城跡は、飯盛山の自然地形を切盛し、曲輪のような平坦地や切岸などの急峻な法面が造成されている。この地形は、史跡飯盛城跡が有する本質的価値に直結するものであり、このまま改変されることなく将来にわたって保存していく必要がある。

しかし、近年の史跡内における各種整備によって既に地形改変を受けている部分があり、整備された園路が水みちとなり雨水が集中して洗掘を起こしている様子や、石垣周辺に水みちが発生し、遺構へ影響を与えている様子が確認されている。これらの状況を踏まえ、史跡飯盛城跡における地形造成の考え方を整理する。

１）地形造成の方針

・山の地形そのものが遺構である性質を踏まえ、現況地形の保全を原則とし、造成は最低限とする（図５-13）。
・崩落の危険性がある斜面においては、原因を調査するとともに、法面対策工法を検討する。
・第３章５．（11）に記述した地質・地盤の特性を踏まえて、今後は災害・被災履歴情報の収集に努める。

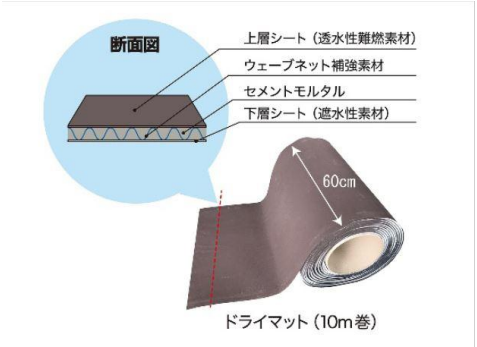

内部に特殊セメントモルタルを含侵したマットを侵食部分に設置する工法で、使用前は柔らかく地面の凹凸にフィットし、アンカーで固定後、雨水や散水によりセメント分が硬化する。
施工面に不透水層が形成され、長期にわたり風化侵食防止効果が期待できる。

図 5-13　水硬化性土木シートによる侵食防止対策の例
（クリアーシステム株式会社ホームページより引用）

２）雨水排水の方針

・指定地内から既設の排水施設までを繋ぐ排水整備は難しいため、盛土や土のうの設置により、雨水の分散化や流速低下を検討する。ただし、地形を大きく改変しなければ効果が無いと判断された場合は、ほかの対策方法も検討する（図５-14）。
・ハイキング道整備に併せて整備された丸太階段が曲輪の流末となり、階段自体が洗掘を受けて歩行性が低下しているうえに、低い曲輪への水みちとなりやすくなっているため、丸太階段の改修を併せて検討する。

植生土のうは、斜面緑化が可能であり、景観性に優れ、遺構への負荷が非常に少ない工法である。雨水により影響が懸念される石垣上部の曲輪端部などに植生土のうを設置して、雨水の流向を変えることが考えられる。

図 5-14　植生土のうによる法肩の形成例
（滋賀県大津市　近江国庁跡）

（５）防災に関する計画

史跡飯盛城跡では、これまでに石垣崩落や、飯盛山に生息するイノシシによって地面が掘り起こされたことによる遺構のき損が確認されており、自然災害や獣害への対策が求められている。そのほか、人為的災害（遺構の破壊行為など）に遭う可能性もあり、これらの災害に遭遇すると、史跡飯盛城跡が有する歴史的価値を損なうだけでなく、地域住民や来訪者も被災する危険があるため、適切な防災計画の整理が必要である。

１）自然災害に対する方針

・史跡飯盛城跡の地形を適切に保存していくため、指定地内での日常的な観察や点検を行うほか、石垣などの特徴的な遺構では石垣カルテを活用した経過観測を実施することで、早期段階で遺構の変状を把握し、自然災害による被害を最小限に留める。
・史跡飯盛城跡における過去の被災履歴を把握し、何度も被災しているような場所があれば、地盤調査などを行い、自然災害に対応した整備を検討する。

２）人為的災害・獣害に対する方針

・史跡飯盛城跡には管理者などが常駐する場所がないため、史跡内を定期的に巡回・監視する体制の構築を検討する。
・来訪者が遺構をき損しないよう、注意喚起サインの設置を検討する（図５-15）。
・イノシシによる掘り起こし対策として、掘り起こし防止ネットの設置など具体的な整備を検討する。

３）来訪者の安全確保に対する方針

・来訪者が安全に遺構を見学できるよう、高所や崖地、非公開エリアに面した場所に侵入・転落防止柵の設置をはじめ、サインなどで安全確保に関する注意喚起を検討する（図５-16・図５-17）。

・史跡指定地の一部が土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)及び土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)に指定されていることから、来訪者向けに被災時の避難誘導路や避難場所の周知を行う手法を検討する。なお、避難計画については、庁内の防災担当部局と協議のうえ進める。
・史跡飯盛城跡はハイキング道が整備されていることもあり、日々多くのハイカーが来訪している。その人たちが現地で変状を確認した際に、速やかに市役所へ連絡をもらえるような協力体制を構築する。
・来訪者のけがや体調悪化への救急対応に備えて、ＡＥＤの設置や事業者に携帯電話の電波状況の改善を呼び掛ける。
・来訪者のけがや体調悪化等の非常時に備え、管理用車両動線へ緊急車両を誘導して、緊急車両が史跡指定地内に進入できるよう関係機関との情報共有に努める。

図 5-15　注意喚起サイン
（静岡県浜松市　浜松城跡）

図 5-16　立入規制(ロープ柵)
（兵庫県朝来市　竹田城跡）

図 5-17　落石防護ネット
（栃木県佐野市　唐沢山城跡）

（６）遺構の表現に関する計画

地上に露出した遺構(曲輪、石垣、堀切、竪堀など)は、現地でその形状を確認できるが、樹木や草木が繁茂すると視認しづらくなる。特に草木が繁茂する夏季には、曲輪平坦面と急斜面の崖地との境界が不明瞭になり、歩行者にとって危険である。

城郭の主要動線である大手、搦手、城内通路については、詳細が分かっていないため、調査が必要である。

建物跡などの地下遺構は、解説サインが少なく、ほとんど現地で存在が分からない状態にある。

１）地上遺構

・公開・活用を行うエリア内の地上遺構(曲輪、石垣、土塁、堀切、竪堀、切岸、土橋)は、樹木や草木の維持管理を適切に実施し、現状をそのまま見せる。曲輪や切岸は地形そのものを見せる。
・虎口などこれまでの発掘調査で確認された遺構の周辺は、城郭としての特徴的な空間を理解できるよう樹木を整理する。
・主要な遺構に解説サイン、名称サインを設置する。

２）地下遺構

・見学可能範囲にある地下遺構は当面地下保存を維持するため、それぞれ解説サインを設置して理解を促進することとし、今後の調査の進展に応じて表現の方針を検討する。

３）眺望

・曲輪や堀切、竪堀の眺望ポイントを設置し、樹木の伐採、草刈りなどによりその形状を明確に視認できるようにする。

（７）修景及び植栽に関する計画

史跡の保護のため、森林の持つ土砂災害防止機能・土壌保全機能・水源涵養機能・文化機能・生物多様性保全といった多面的機能を発揮できる植栽マネジメントを行い、自然環境との調整を図る。

現地調査により危険木及び遺構、眺望に影響を及ぼす支障木など 346 本を確認した。その結果、支障木は、概ね遺構保存に影響を及ぼす「遺構影響木」、見学･利用者の安全に影響する「危険木」、遺構への視線や眺望を遮る「遮蔽木」の３種類に分類した。

遺構影響木は、石垣への圧迫、根の巻き込み、枯死による崩落の危険など状態も程度もさまざまであり、また、現状は問題ないが成長とともに危険性が増す可能性のある樹木も見られた。危険木は、通路や曲輪にある枯損木などで、倒れて見学・利用者の安全な通行を阻害する恐れがあるもの、枝の落下などにより危険を及ぼす恐れがあるものが見られた。遮蔽木は、ハイキング道から石垣や曲輪の見通しを阻害しているものがみられたほか、樹木の成長により眺望を遮っている場所が確認された(図５-18～図５-20)。

一方、現在曲輪の平坦部や曲輪斜面に、市民が自発的に園芸品種のあじさいを植栽している箇所が存在する。植栽や改植により地下遺構が掘り返されることに加えて、戦国時代の飯盛城にあじさいがあったという誤った理解を生む可能性がある。

図 5-18　曲輪 59 にあるサクラ危険木(枯死)

図 5-19　石垣３の直上にある遺構影響木

１）支障木の取扱い方針

・調査した支障木を、①遺構影響木、②危険木、③遮蔽木のいずれかに区分し、処置の優先度を緊急措置、順次措置、経過観察の順で評価した。
・２つ以上の区分に該当する樹木については、措置の緊急性や危険度のレベルが高いほうに分類した。
・支障木は、個別に処置の優先度の判断基準を考慮して、優先度の高い順に処置する(表５-５)。

表 5-5　支障木の取扱い方針

支障木の区分	処置の優先度の判断基準	主な処置
①　遺構影響木	影響を与える遺構保存の緊急性や石垣の価値	・必要最小限の伐採 ・剪定 ・下草刈り ・現状維持
②　危険木	見学・利用者への危険性	・必要最小限の伐採 ・剪定
③　遮蔽木	樹木の立地する場所と活用の重要性	・剪定(枝打ち) ・(必要に応じて)伐採

・支障木の処置は、「伐採」、「剪定」、「下草刈り」、「現状維持」のいずれかを、個別に検討して決定する。なお、遺構に影響を及ぼす伐根は行わない。
・伐採の必要性や手法などの検討にあたっては、必要に応じて樹木医などによる指示を仰ぐ。
・将来的には林内全体の管理として、広葉樹林への転換、定期的な間伐、竹林の拡大防止処置などが求められ、管理体制の構築や長期的な計画作成を検討する。
・処置後の状態を維持する。

樹木管理にあたっての基本的考え方

- 伐採の判断、手法の検討にあたっては必要に応じて樹木医などによる指示を仰ぐ
- 自然公園法や森林法(保安林)、砂防法などの法令を遵守する
- 対象木が民有地の場合は、事前に所有者に承諾を得る
- 伐採後、必要に応じて土壌の補填などを行い、腰回りの強化を施す
- 伐採は遺構が崩れるリスクもあるため必要最低限とする
- 基本的に伐根はせず、断幹や強剪定も樹勢を衰えさせる原因になりうるため必要最小限とする

2）花木の取扱い方針

・主要な曲輪に植栽されたサクラのうち、枯死や衰退が進んだものは、速やかに伐採する。
・樹勢の強いサクラは、市民の意向を踏まえて中長期的な視野で取扱いを決定する。
・曲輪 84、89、90 の周辺には、市民が植栽し維持管理している園芸品種のあじさいの植栽や花壇が存在する。これら花木の植栽や維持管理をしている市民に、個人の土地に立ち入りしていることを周知する。
・このうち曲輪や切岸の遺構を傷めている植栽は、維持管理者に撤去を促す。
・遺構への影響がなく適切に手入れされているものについては、当面現状維持とし、許可・届出を徹底する。
・花木の維持管理は、市民との協働による取り組みを継続する。

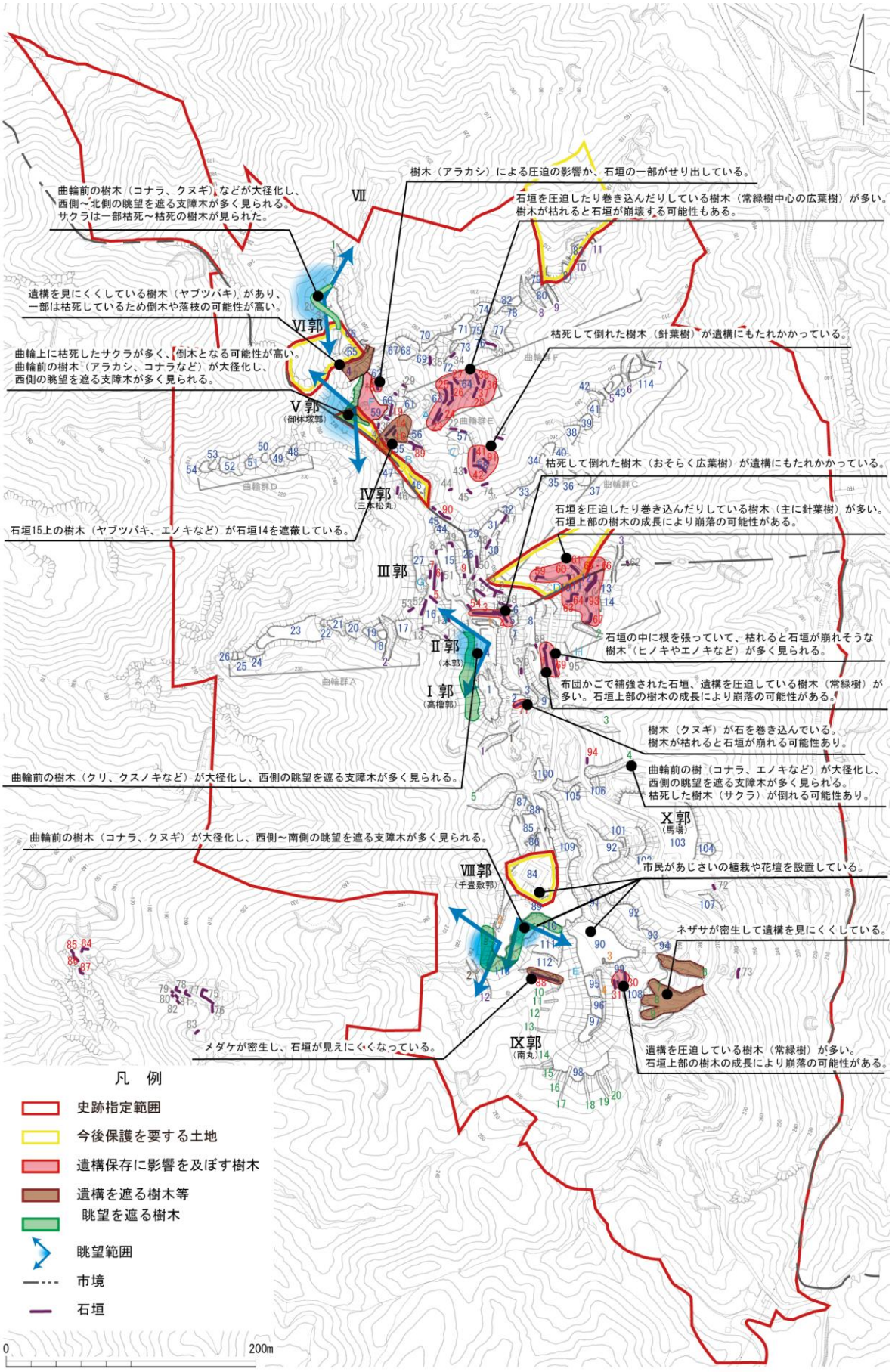
樹木（アラカシ）による圧迫の影響か、石垣の一部がせり出している。
曲輪前の樹木（コナラ、クヌギ）などが大径化し、
西側～北側の眺望を遮る支障木が多く見られる。
サクラは一部枯死～枯死の樹木が見られた。
Ⅶ
石垣を圧迫したり巻き込んだりしている樹木（常緑樹中心の広葉樹）が多い。
樹木が枯れると石垣が崩壊する可能性もある。
遺構を見にくくしている樹木（ヤブツバキ）があり、
一部は枯死しているため倒木や落枝の可能性が高い。
Ⅵ郭
枯死して倒れた樹木（針葉樹）が遺構にもたれかかっている。
曲輪上に枯死したサクラが多く、倒木となる可能性が高い。
曲輪前の樹木（アラカシ、コナラなど）が大径化し、
西側の眺望を遮る支障木が多く見られる。
Ⅴ郭
（御休塚郭）
枯死して倒れた樹木（おそらく広葉樹）が遺構にもたれかかっている。
Ⅳ郭
（三本松丸）
石垣を圧迫したり巻き込んだりしている樹木（主に針葉樹）が多い。
石垣上部の樹木の成長により崩落の可能性がある。
石垣15上の樹木（ヤブツバキ、エノキなど）が石垣14を遮蔽している。
Ⅲ郭
石垣の中に根を張っていて、枯れると石垣が崩れそうな
樹木（ヒノキやエノキなど）が多く見られる。
Ⅱ郭
（本郭）
布団かごで補強された石垣、遺構を圧迫している樹木（常緑樹）が
多い。石垣上部の樹木の成長により崩落の可能性がある。
Ⅰ郭
（高櫓郭）
樹木（クヌギ）が石を巻き込んでいる。
樹木が枯れると石垣が崩れる可能性あり。
曲輪前の樹木（クリ、クスノキなど）が大径化し、西側の眺望を遮る支障木が多く見られる。
曲輪前の樹（コナラ、エノキなど）が大径化し、
西側の眺望を遮る支障木が多く見られる。
枯死した樹木（サクラ）が倒れる可能性あり。
Ⅹ郭
（馬場）
曲輪前の樹木（コナラ、クヌギ）が大径化し、西側～南側の眺望を遮る支障木が多く見られる。
Ⅷ郭
（千畳敷郭）
市民があじさいの植栽や花壇を設置している。
ネザサが密生して遺構を見にくくしている。
メダケが密生し、石垣が見えにくくなっている。
Ⅸ郭
（南丸）
遺構を圧迫している樹木（常緑樹）が多い。
石垣上部の樹木の成長により崩落の可能性がある。
曲輪群A
曲輪群C
曲輪群D
曲輪群E
曲輪群F
凡　例
史跡指定範囲
今後保護を要する土地
遺構保存に影響を及ぼす樹木
遺構を遮る樹木等
眺望を遮る樹木
眺望範囲
市境
石垣
0
200m

図 5-20　樹木影響図

（８）案内・解説施設に関する計画

１）全体

・動線計画に基づく、計画的なサイン整備を行う(図５-23・図５-24)。
・板面が劣化しているものや機能性が十分でないサイン類を優先して更新・撤去し、最終的に統一されたデザインによるサイン整備を目指す。
・既存サインで本体が再利用できるものは板面更新で対応する。
・Ⅱ郭に所在する展望台１階には、史跡飯盛城跡の探訪マップや解説パンフレットを設置し、サイン整備と併せて、公開活用・普及啓発の促進を図る。
・他団体設置の看板については、更新の際にデザインの統一を図るよう調整する。

２）史跡指定地内のサイン計画

・総合案内板・解説板を動線計画に基づいて設置する。総合案内板は史跡のエントランスに相当する箇所、解説板は郭ごとに歴史的価値を伝える板面を設置する。
・史跡指定地内では風の強い尾根上にある史跡の立地特性に応じて、今後の維持管理に配慮したサインを設置する。
・将来的にはＶＲアプリの利便性向上の検討を行い、多様な公開活用・普及啓発に資するものを目指す。
・史跡指定地内の拠点ではトイレ位置と所要時間を明記し、楠公寺のバイオトイレの利用を促進する。

３）史跡指定地内における新設・更新サインの仕様

①意匠等
・板面デザインを揃えることで統一感を出す。
・多様な来訪者を想定し、ユニバーサルデザインを考慮したサインとする。
・サインの躯体については、自然景観に配慮した色彩とする。

②材質
・サインの材質は、維持管理がしやすい金属を原則とする。
・注意喚起等を示すサインＤのタイプについては、木製を想定し、周辺状況の変化に応じて適宜更新しやすいものとする。

③構造
・既設サインの更新にあたってはできるだけ支柱や基礎の再利用を基本とする。
・支柱や基礎を新設する場合は、原則的に地下遺構に配慮し、地盤の掘削を行わない据置型(接地型)、もしくは打込み式サインを採用する(図５-21・図５-22)。

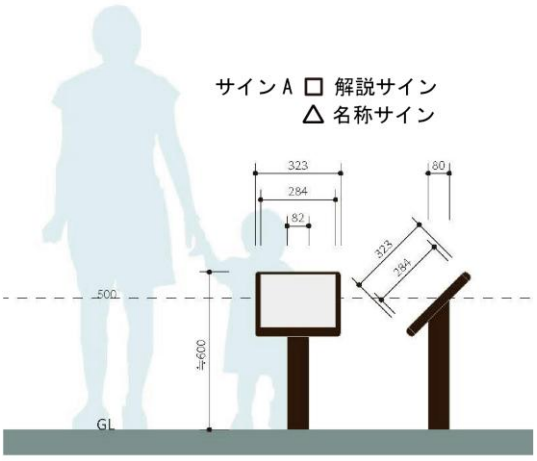

文字フォント：UD 明朝体
材質：（本体）アルミ押出形材
アルマイトブロンズ仕上

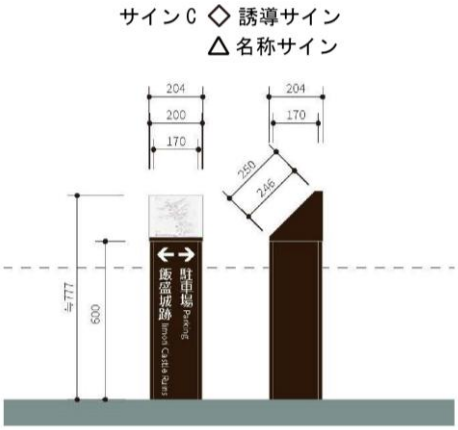

文字フォント：UD ゴシック
材質：（本体）アルミ押出形材　アルミ板
アルマイトブロンズ仕上
（キャップ）ステンレス　塗装仕上

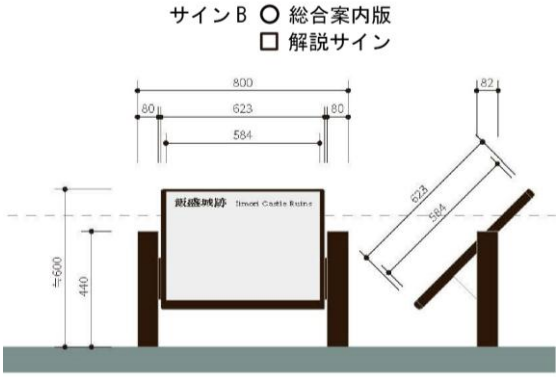

文字フォント：UD 明朝体
材質：（本体）アルミ押出形材
アルマイトブロンズ仕上

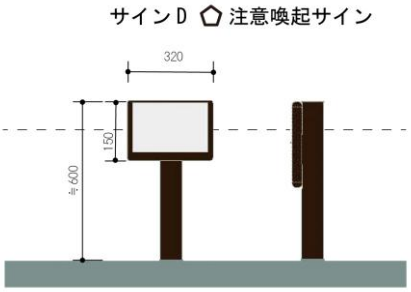

文字フォント：UD 明朝体
材質：（本体）木製、T 字型

図 5-21　サイン姿図

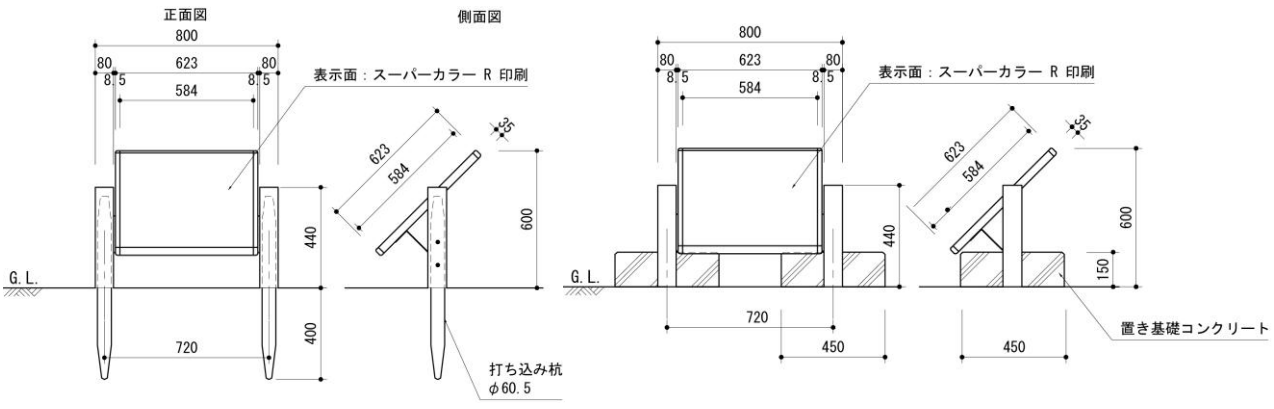

図 5-22　サイン構造図（左：基礎打込み型、右：基礎据置き型）

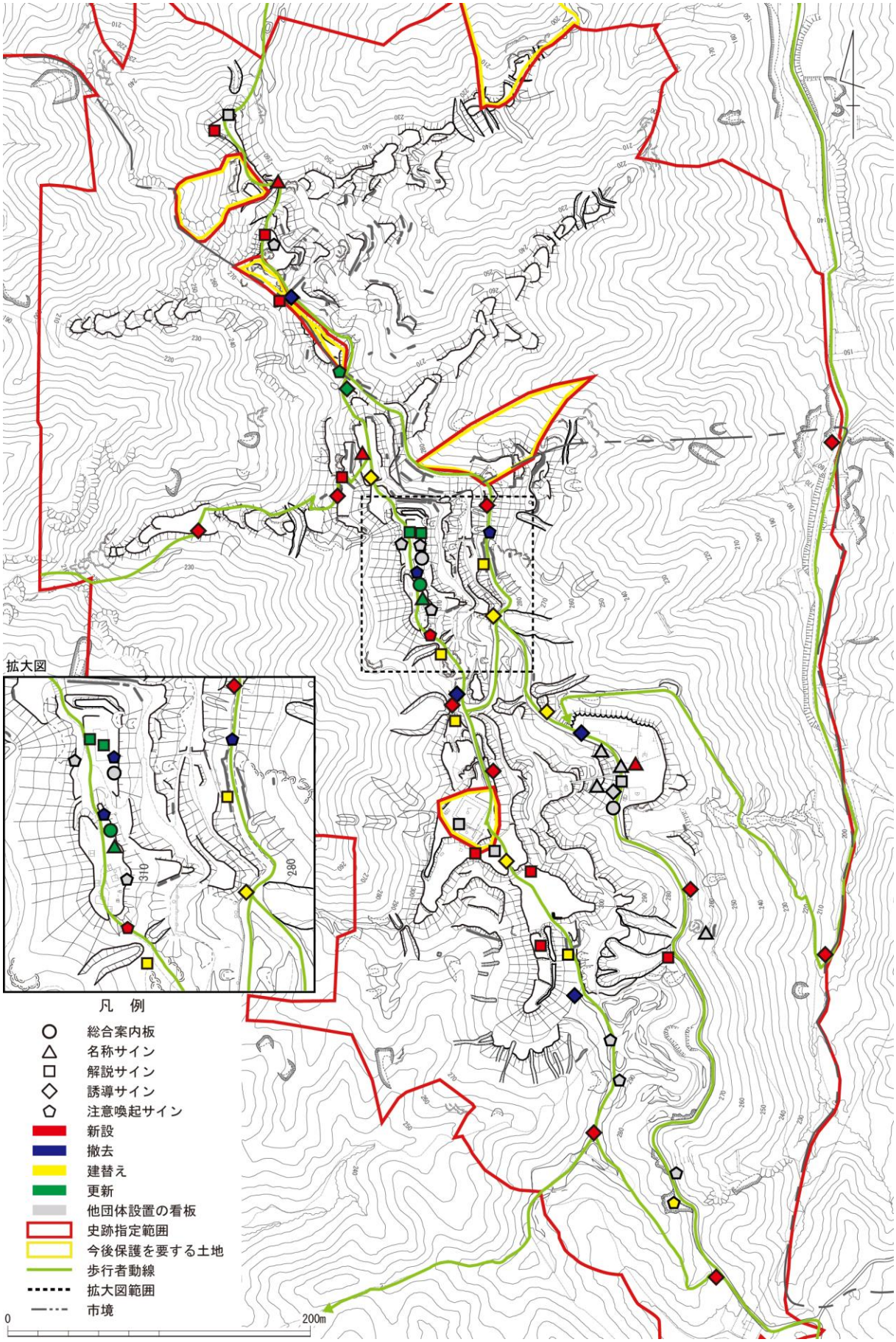

図 5-23　サイン整備基本計画図

４）広域サイン計画

・ＪＲ四条畷駅から史跡飯盛城跡や四條畷市立歴史民俗資料館へアクセスするハイキング道において、総合案内板や誘導サインを新設する(図５-24)。

・ＪＲ住道駅からのアクセスや同駅前に史跡飯盛城跡の看板設置などを検討する。

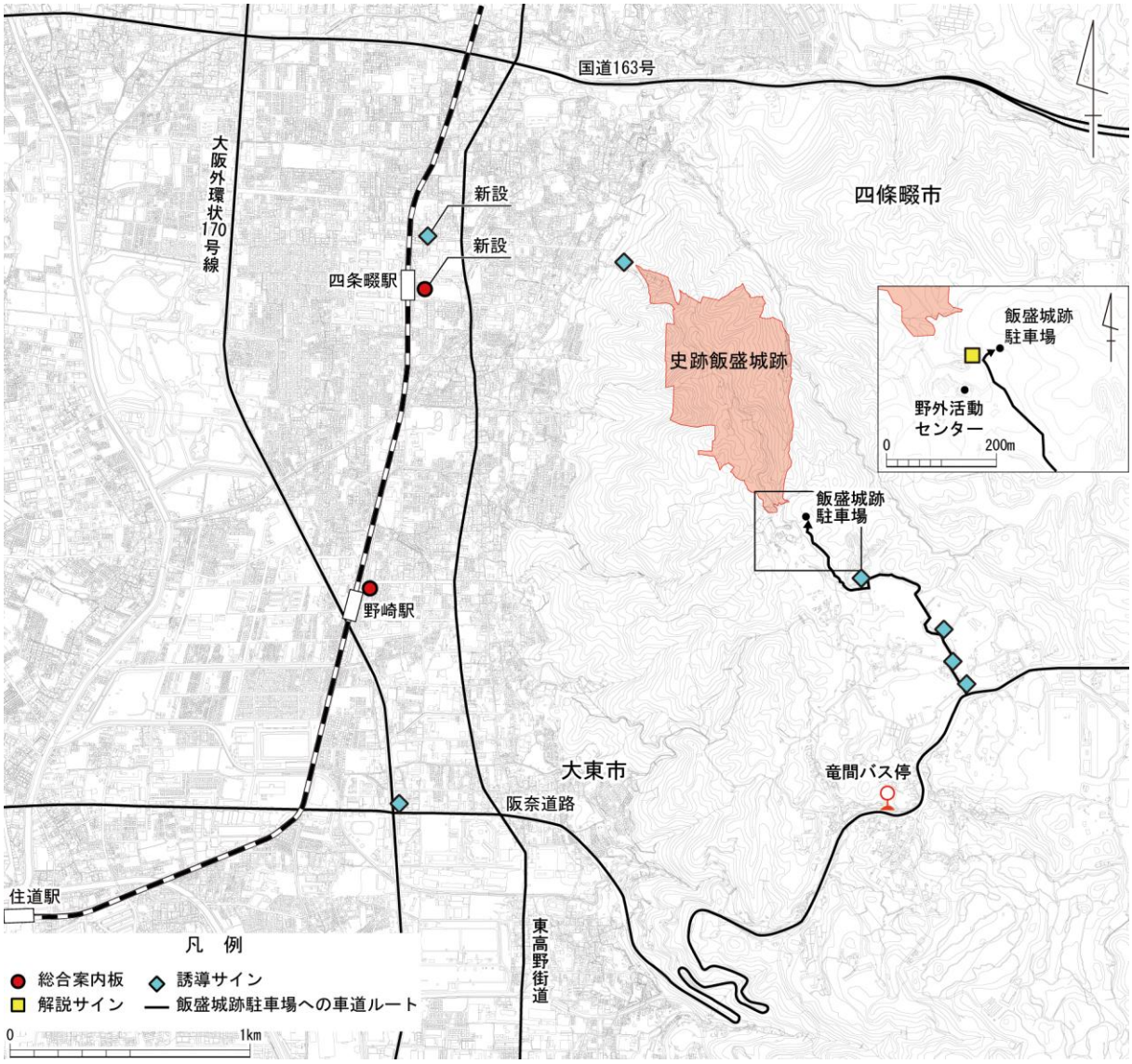

図 5-24　広域サイン整備計画図

（９）管理施設及び便益施設に関する計画

図 5-25　史跡境界標
（三重県伊賀市　史跡伊賀国府跡）

・「文化財保護法」第 115 条第１項に史跡標識・境界柱・説明板の設置が定められている。『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』に基づきⅠ郭の遺跡標柱を修正・更新して史跡標識にする。また、史跡境界標を設置する。材質については、石造またはコンクリート造とする(図５-25)。史跡全体の概要を示す史跡説明板については、Ⅰ郭の②総合案内板を板面更新によって整備するものとする。

図 5-26　デッキ階段整備事例
（沖縄県うるま市　勝連城跡）

・地下遺構を適切に保存したうえで、来訪者が安全で健康的に史跡内を周遊できるよう必要な施設を適切に配置する。
・ハイキング道の洗掘が顕著な階段部分には、ステップ部分が浮いたデッキ階段を設置する(図５-26)。
・遺構を傷つけにくい盛土構造のハイキング道を整備する。
・拠点からのトイレ位置と所要時間をサインで案内する。
・ベンチは既存を活用した整備とする。劣化のみられるものについては、順次適切に修繕する。
・史跡飯盛城跡に近い大東市立野外活動センターへ来訪者を誘導し、史跡飯盛城跡の理解を深めたうえで登城してもらう。
・来訪者の安全確保のため、柵の設置がない崖地や危険箇所またはロープ柵や破損している転倒防止柵について順次整備を行う。
・維持管理に必要な道具を保管する倉庫の導入を検討する。
・千畳敷郭にベンチの設置を検討する。

（10）公開・活用及びそのための施設に関する計画

・史跡飯盛城跡に関するガイダンス機能を有する施設として、大東市・四條畷市の歴史民俗資料館のガイダンス機能を強化する。
・飯盛山では通信機器が使用不可能になっているエリアが存在する。そのため、来訪者の安全やデジタルコンテンツ活用のためにも、電波塔の設置などで電波状況の改善を図れるよう通信事業者との協議を行う。
・史跡の本質的価値の理解と普及を促進するために、史跡飯盛城跡に近い大東市立野外活動センターのガイダンス機能強化を検討する。
・史跡指定地内にWi-Fiの導入を検討する。
・眺望機能強化を検討する。
・将来的には新規ガイダンス施設を設置することを検討する。

（11）周辺地域の環境保全に関する計画

・史跡が立地する周辺の森林景観保全に向けて、地域住民の協力を得ながら、外部関係機関や庁内関係部局と意見交換や情報共有をして積極的な連携を図る。

（12）地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

・史跡飯盛城跡周辺には、四條畷神社や慈眼寺(野崎観音)をはじめ、北条神社や堂山古墳群史跡広場など、東高野街道沿いを中心に徒歩や自転車で周遊できる地域資源が存在する。既存のまち歩きマップを活用し、史跡飯盛城跡だけではなく周辺の地域資源にも足を運んでもらえるように情報発信や普及活動に力を入れる。

（13）整備事業に必要となる調査等に関する計画

１）史跡全体の調査研究

・史跡指定地内には未調査の遺構があるため遺構把握のための分布調査を継続的に実施する。
・把握済みの遺構は測量調査や発掘調査などを行い、史跡飯盛城跡の状況をより詳細に把握する。調査成果は、データとして保存整理するほか、今後作成する石垣台帳に反映する。
・史跡飯盛城跡の状況を解明するための発掘調査については、地形条件による制約があるため、曲輪などの発掘調査が可能な特定区域での実施を検討する。
・調査研究にあたっては、必要に応じて国や府、有識者、研究機関などの助言や協力などを受ける。
・市が主体的に実施する調査研究に限らず、史跡飯盛城跡に関する調査研究成果の情報収集に努める。
・遺構法面保全のため、土砂流出を防止する森林マネジメントの研究を検討する。
・イノシシの掘り起こしによる地上・地下遺構の損壊を防ぐため、獣害防止の研究を検討する。
・石垣予備診断は、早期の実施を検討する。

２）地質

・今後も遺構(とりわけ石垣・土塁・堀切)を適切に保存する。そのために、地質に関する情報を得る目的の調査検討を継続する。

３）整備に伴う調査の計画

今後想定される史跡整備に伴う発掘調査や測量調査は次のとおりである。

①短期計画(令和７(2025)年度～令和 11(2029)年度)

ア.石垣測量調査

石垣３・４・９・17・19・41・42・43・44・45・54・65・66・67・71・74・90・91・93・94

イ.Ⅴ郭(御体塚郭)曲輪 59 の建物跡確認調査

ウ.Ⅴ郭(御体塚郭)堀切４の構造確認調査

エ.石垣１・69 保存整備に伴う発掘調査

②中期計画(令和 12(2030)年度～令和 16(2034)年度)
ア.Ⅷ郭（千畳敷郭）曲輪 110・111・112 の発掘調査
イ.Ⅴ郭（御体塚郭）石垣 29・39・40 の測量調査
ウ.Ⅵ郭石垣 20・32 の測量調査
エ.Ⅵ郭曲輪 65・66 の発掘調査

（14）公開・活用に関する計画

・両市の歴史民俗資料館及び大東市立野外活動センターについて、史跡飯盛城跡に関する内容を充実させる。
・史跡飯盛城跡に関連する資料類の展示や解説などは、大東市・四條畷市の文化財担当部局が主体となって、両市の歴史民俗資料館や大東市立野外活動センター、大東市立野崎まいり公園などで行う。
・飯盛山のふもとに広がる「ｍｏｒｉｎｅｋｉ」を活用し、自力で山頂を訪れることが困難な方も史跡飯盛城跡を楽しむことが可能となるよう、民間事業者と協力して公開・活用方法や史跡見学の拠点づくりなどの検討を進める。
・「クローズアップ飯盛城」などシンポジウムを初めとして、イベント、展示、講座、体験教室等を行う。
・史跡飯盛城跡のパンフレットを入手できる環境を拡充するため、歴史文化連携地点にパンフレットボックスなどの設置協力を検討する。

（15）管理・運営に関する計画

・ハイキング道の定期的な点検を行う。
・トイレやベンチ、展望台、史跡見学用駐車場などの管理・便益施設の定期的な点検と維持・管理を行う。
・市民と行政との柔軟な協力体制による整備を継続し、成長する史跡を目指す。
・整備のための協働を実現する体制づくりを行う。
・役割分担を明確化し、行政が行うことと個人・団体の協力のもと行うことを明確化する。
・史跡の調査・研究と史跡整備を担う専門職員の充実を図る。

４．事業計画

令和７(2025)年度から着手する整備事業は喫緊の課題である石垣の保存について、基礎データを得るための測量調査や石垣台帳の作成、石垣の保存整備が挙げられる。さらに来訪者の利便性向上のためのサイン類の設置や、安全確保のための対策、史跡の本質的価値の顕在化のための草木管理など多岐にわたる。一度に多くの事業に着手することは実施体制・費用において負担が大きいことから、着実に事業を実施するために事業に優先順位を設けることとする。

優先的に史跡指定地内の整備を行うこととし、最優先で取り組む必要がある内容を「短期計画」、関係機関との調整のうえ、各調査成果に基づき成果を反映して取り組む必要がある内容を「中期計画」と「長期計画」に位置づける。事業期間は第５章２．地区別基本計画（２）各ゾーンの整備計画にも記載したとおり、「短期計画」は令和７(2025)年度～11(2029)年度の５年、「中期計画」は令和 12(2030)年度～令和 16(2034)年度の５年、「長期計画」は令和 17(2035)年度以降として設定する。

事業の進捗については、飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会で報告を行い、専門家の立場からの評価や今後の対応・対策について指導・助言を得ることとし、その結果を踏まえて５年を目途に必要と判断される場合は見直しを検討する。

（１）短期計画(令和７(2025)年度～令和 11(2029)年度)

保存整備では、喫緊の課題である石垣の保全に対応するため、基礎データを得るための石垣測量調査を実施し、その調査成果を反映させた石垣台帳を作成する。また、遺構維持管理のための樹木管理を行う。さらに、文化財保護法に基づいた史跡標識・説明板を設置するとともに、大東市域では史跡を確実に保護するため史跡指定地内外を示す史跡境界標を設置する。

活用整備では、来訪者の利便性向上のためのサイン類設置と安全対策を行う。また、曲輪の整備を目的とした確認調査を実施するとともに部分的に崩落している石垣について保存整備に伴う発掘調査を実施する。

（２）中期計画(令和 12(2030)年度～令和 16(2034)年度)

保存整備では、短期計画に引き続き石垣の測量調査及び石垣台帳の作成を行い完了する。

活用整備では、曲輪の整備を目的とした確認調査と部分的に崩落している石垣について保存整備を短期計画に引き続き実施する。また、来訪者の利便性向上のため園路整備を検討する。

両市歴史民俗資料館のガイダンス機能強化を検討し、展示内容の充実を図る。

（３）長期計画(令和 17(2035)年度以降)

保存整備では令和 17(2035)年度以降も引き続き遺構の維持管理事業を継続して実施し、データを蓄積することでより良い現状把握・遺構管理の方法について検討する。

活用整備では、短期・中期計画の実施状況からガイダンス機能に関する整備や園路整備について検討を行う。また、史跡と史跡指定地外に位置する飯盛城の支城や交通ネットワークの回遊性を高める整備を検討する。

また、史跡指定や築城などの周年記念には、講演会などのイベントの開催を検討する。

表 5-6　事業スケジュール

分類	内容		短期 R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	中期 R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	長期 R17以降 (2035)
保存整備	石垣測量調査	大東市	石垣67 71、93、94	石垣 3・4、9、54	報告書 作成								
		四條畷市	石垣41 42、91		石垣43、44 45、74、90		石垣17 19、65、66	石垣29 39、40	石垣 20、32		報告書 作成		
	石垣整備	大東市		石垣6・7 保存整備	報告書 作成	石垣1・69 基本設計	石垣1・69 発掘調査	石垣1・69 実施設計	石垣1・69 保存整備	報告書 作成			
		四條畷市		Ⅴ郭周辺石垣保全									
	石垣台帳作成												
	遺構維持管理	大東市	石垣3 倒木除去	石垣71 生育樹木管理			遺構状態点検						
		四條畷市			石垣15生育 樹木管理	堀切4付近 樹木管理	遺構状態点検						
	史跡標識 ・境界標	大東市		標識・説明板設置 （大東市）境界標の設置									
		四條畷市		標識・説明板設置				（四條畷市）地籍調査検討					
活用整備	誘導標識・ 解説板の設置	大東市			誘導標識 設置	解説板設置							
		四條畷市	標識等設置準備調査		誘導標識 設置	解説板設置							
	園路整備									Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ郭階段デッキ整備検討			
	遺構公開整備				Ⅵ・Ⅷ郭 眺望確保	Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ郭 樹木管理	草木日常管理						
	史跡アクセス道点検		点検・管理										
	便益施設の維持管理		点検・管理										
	来訪者安全対策		点検・管理	AED設置									
	ガイダンス機能強化					歴史民俗資料館の統一的な展示計画の検討		展示替え	ガイダンス機能強化検討				
調査・研究	遺構確認調査	大東市									曲輪110、111、112		
		四條畷市				曲輪59 堀切4			曲輪 65、66				
	地質・植生に関する 調査研究												
事業 情報発信	講座・パンフレット等												
管理 維持	専門職員の配置と 技術向上												

第６章　完成予想図

図 6-1　史跡飯盛城跡の将来的な整備イメージ

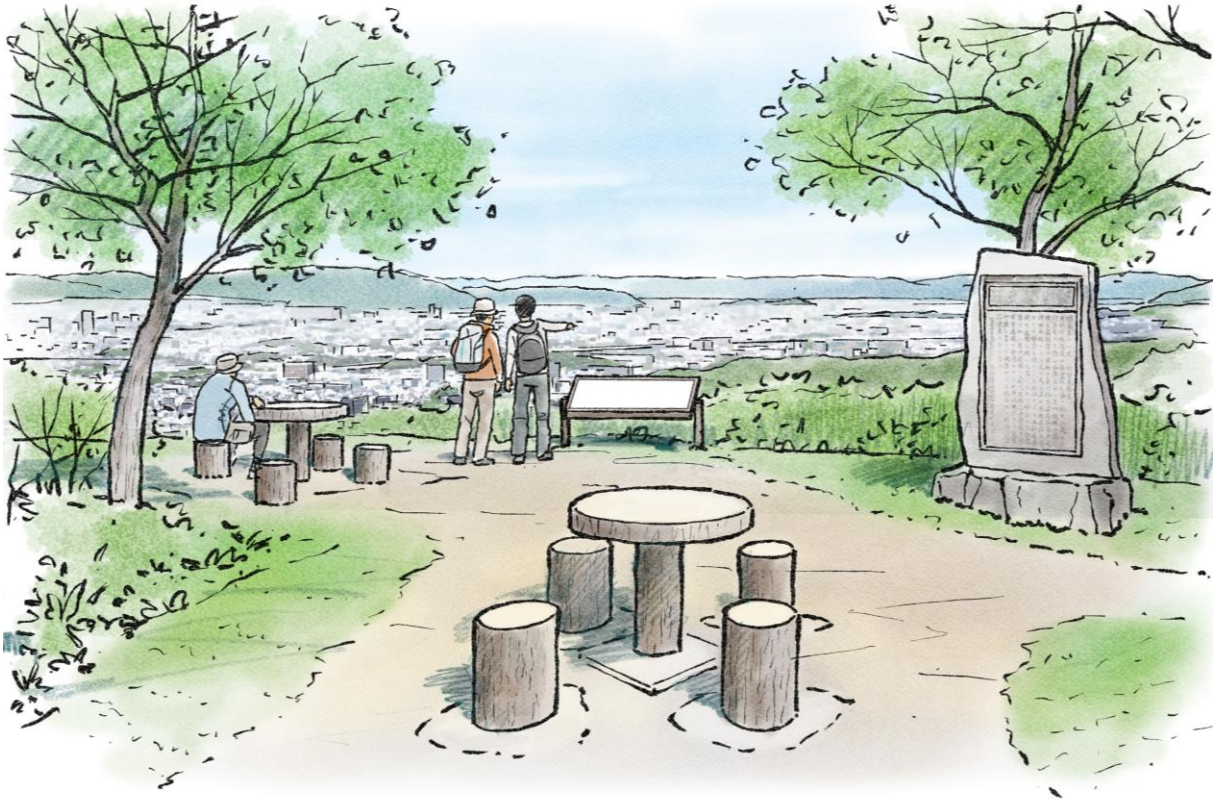

図 6-2　VI郭の整備イメージ

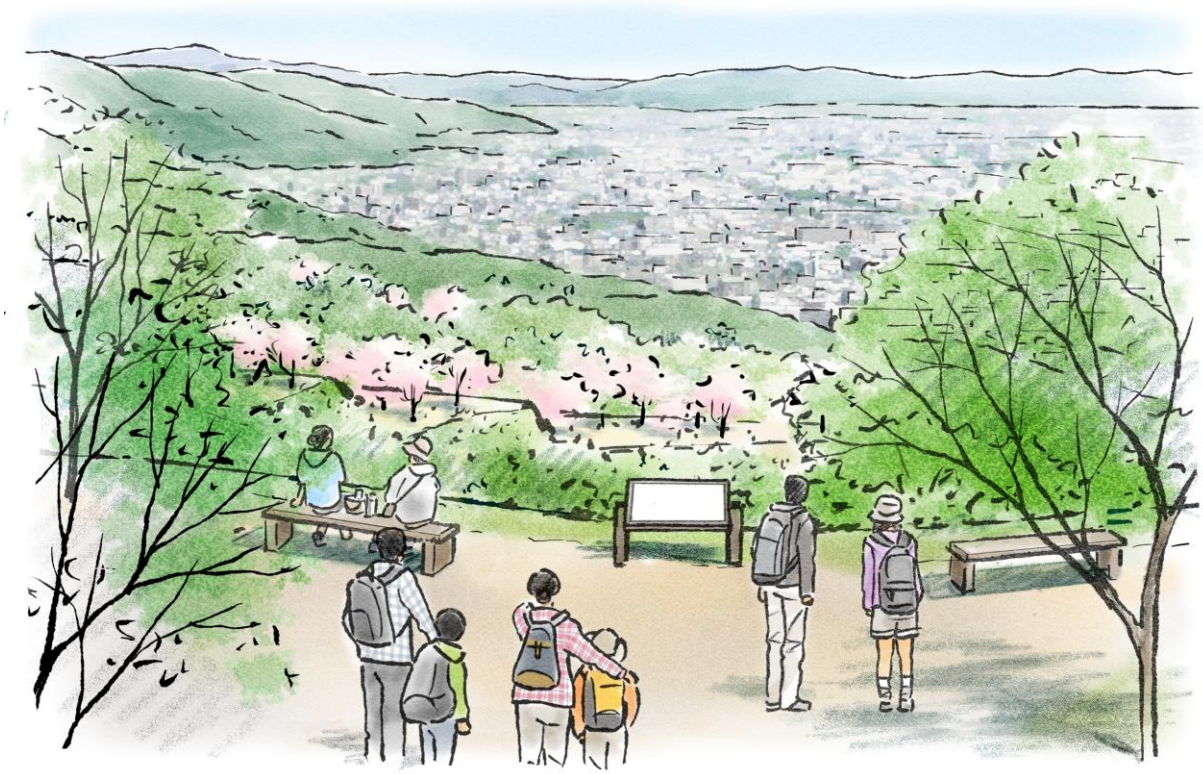

図 6-3　Ⅷ郭（千畳敷郭）の整備イメージ

図 6-4　石垣 14 の整備イメージ

図 6-5　石垣 1・69 の整備イメージ

巻末資料

■文化財保護法及び関連法令等（抜粋）

□文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年５月 30 日第 214 号
改正：令和４年６月 17 日法律第 67 号）

第一章　総則
（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
２　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章　史跡名勝天然記念物
（指定）
第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
２　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
３　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
４　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
５　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
６　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。
（仮指定）
第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
２　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
３　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
（所有権等の尊重及び他の公益との調整）
第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
２　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
３　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。
（解除）
第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、

文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
3　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。
（管理団体による管理及び復旧）
第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
（所有者による管理及び復旧）
第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。
（管理に関する命令又は勧告）
第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
（復旧に関する命令又は勧告）
第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
3　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
2　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）
第百二十四条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝

天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

４　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

７　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

２　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

３　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

２　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

２　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

３　前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

４　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

５　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三　前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

２　前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四　第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百二十九条の五　文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百二十九条の六　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適

合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
（管理団体等への指導又は助言）
第百二十九条の七　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
2　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。
（保存のための調査）
第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章　補則
第三節　地方公共団体及び教育委員会
（地方公共団体の事務）
第百八十二条　地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
2　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
3　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
4　第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

□文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年９月９日政令第 267 号
改正：令和５年３月 23 日政令第 67 号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。
一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
2　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
3　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法

第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7　第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年７月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号
改正：平成 31 年３月 29 日文部科学省令第７号）

（許可の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市

町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十　現状変更等の内容及び実施の方法
十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三　現状変更等に係る地域の地番
十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五　その他参考となるべき事項
２　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二　出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添附書類等）
第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　現状変更等の設計仕様書及び設計図
二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ばゝうゝを表示した実測図
三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
２　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）
第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
２　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
（国の機関による現状変更等）
第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
２　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
第六条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項
２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

□文化財保護法施行令第５条第４項第１号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

（平成 12 年４月 28 日文部大臣裁定）

Ⅰ　共通事項
(一)現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
(二)次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
①　史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
②　史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
③　史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
④　地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
(三)都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
(四)都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第

三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二)次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ケ月を超える場合
③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

(四)新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一)新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一)「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
③ 小規模な観測・測定機器
④ 木道

(二)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二)設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三)標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二)改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三)木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

□史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和 29 年文化財保護委員会規則第７号
改正：平成 31 年３月 29 日文部科学省令第７号)

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

２ 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
三 指定又は仮指定の年月日
四 建設年月日

３ 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板に

は、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
二　指定又は仮指定の年月日
三　指定又は仮指定の理由
四　説明事項
五　保存上注意すべき事項
六　その他参考となるべき事項
２　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
（標柱及び注意札）
第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。
（境界標）
第四条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
２　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
３　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
４　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。
（標識等の形状等）
第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
（囲いその他の施設）
第六条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年文化財保護委員会規則第８号
改正：平成 31 年３月 29 日文部科学省令第７号）

（管理責任者選任の届出書の記載事項）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　管理責任者の氏名又は名称及び住所
六　管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
七　選任の年月日
八　選任の事由
九　その他参考となるべき事項
（管理責任者解任の届出書の記載事項）
第二条　法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　管理責任者の氏名又は名称及び住所
六　解任の年月日
七　解任の事由
八　新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項
（所有者変更の届出書の記載事項等）
第三条　法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　旧所有者の氏名又は名称及び住所
五　新所有者の氏名又は名称及び住所
六　所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
七　変更の年月日
八　変更の事由
九　その他参考となるべき事項
２　前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
（管理責任者変更の届出書の記載事項）
第四条　法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
六　新管理責任者の氏名又は名称及び住所
七　新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
八　変更の年月日
九　変更の事由
十　その他参考となるべき事項
（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）
第五条　法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
五　変更前の氏名若しくは名称又は住所
六　変更後の氏名若しくは名称又は住所
七　変更の年月日
八　その他参考となるべき事項
（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等）
第六条　法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
八　滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
九　滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
十　毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
十一　滅失、毀損等の事実を知つた日
十二　滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
２　前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
（土地の所在等の異動の届出）
第七条　法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
２　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。
（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）
第八条　国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

（昭和 29 年文化財保護委員会規則第９号
改正：平成 31 年３月 29 日文部科学省令第７号）

（復旧の届出）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八　復旧を必要とする理由
九　復旧の内容及び方法
十　復旧の着手及び終了の予定時期
十一　復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十二　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
一　設計仕様書
二　復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
三　復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書
（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）
第二条　前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
（終了の報告）
第三条　法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。
（復旧の届出を要しない場合）
第四条　法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
二　法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
三　法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。
（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）
第五条　法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
２　法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
二　法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

□自然公園法(抜粋)

（昭和 32 年法律 161 号
改正：令和４年法律第 68 号）

第一章　総則
(目的)
第一条　この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　自然公園　国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
二　国立公園　我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
三　国定公園　国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。
四　都道府県立自然公園　優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。
五　公園計画　国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
六　公園事業　公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。
七　生態系維持回復事業　公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。
(国等の責務)
第三条　国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのつとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、

それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
2　国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。
（財産権の尊重及び他の公益との調整）
第四条　この法律の適用に当たつては、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三条で定めるところによるほか、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
（指定）
第五条　国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。
2　国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。
3　環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。
4　国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
（指定の解除及び区域の変更）
第六条　環境大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。
2　環境大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
3　前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第二章　国立公園及び国定公園
（特別地域）
第二十条　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。
2　第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。
3　特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。
一　工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
二　木竹を伐採すること。
三　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
四　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
五　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
六　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
七　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
八　屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
九　水面を埋め立て、又は干拓すること。
十　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
十一　高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
十二　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
十三　山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
十四　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
十五　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
十六　湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
十七　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
十八　前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。
4　環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
5　都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
6　第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
7　特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
8　特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
9　次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。
一　公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為
二　認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
三　認定自然体験活動促進事業（第四十二条の六第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第四十二条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為
四　第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
五　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境

省令で定めるもの

□森林法(抜粋)

（昭和 26 年第 249 号
改正：令和５年法律第 63 号）

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。
一　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
二　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
２　この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
３　この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。
（承継人に対する効力）
第三条　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章　森林計画等
（地域森林計画）
第五条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。
２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　その対象とする森林の区域
二　森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
三　伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
四　造林面積その他造林に関する事項
五　間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
六　公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
七　林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
八　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
九　鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
十　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
十一　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
十二　保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
３　地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
４　第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
５　都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。
（森林計画区）
第七条　第五条第一項の森林計画区は、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。
２　農林水産大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（地域森林計画等の遵守）
第八条　森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。
２　森林管理局長は、前条第一項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。
（開発行為の許可）
第十条の二　地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
一　国又は地方公共団体が行なう場合
二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
三　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
一　当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
一の二　当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
二　当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
三　当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
３　前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
４　第一項の許可には、条件を附することができる。
５　前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
６　都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（監督処分）
第十条の三　都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第三章　保安施設
第一節　保安林
（指定）
第二十五条　農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。
一　水源のかん養
二　土砂の流出の防備
三　土砂の崩壊の防備
四　飛砂の防備
五　風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
六　なだれ又は落石の危険の防止
七　火災の防備
八　魚つき
九　航行の目標の保存
十　公衆の保健
十一　名所又は旧跡の風致の保存
２　前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。
３　農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
４　農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。
第二十五条の二　都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
２　都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
３　都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。
（解除）
第二十六条　農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。
２　農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
３　前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。
第二十六条の二　都道府県知事は、民有林である保安林（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。
２　都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
３　前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。
４　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該保安林が、第一号に該当するとき、又は第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第二号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならない。
一　第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの
二　その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林
（指定又は解除の申請）
第二十七条　保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。
２　都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。
３　都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。
第二十八条　農林水産大臣又は都道府県知事が前条第一項の申請に係る指定又は解除をしない旨の処分をしたときは、その申請をした者は、実地の状況に著しい変化が生じた場合でなければ、再び同一の理由で同項の申請をしてはならない。
（保安林における制限）
第三十四条　保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
二　次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
三　第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
四　第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合
五　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
六　第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
七　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
八　除伐する場合
九　その他農林水産省令で定める場合
２　保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、

次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
二　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
三　第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合
四　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
五　軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
六　その他農林水産省令で定める場合
３　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。
４　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。
５　都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
６　第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。
７　前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
８　第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。
９　第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
１０　都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。
（保安林における択伐の届出等）
第三十四条の二　保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。
３　前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる択伐による立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。
４　都道府県知事は、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。
５　第一項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。
（保安林における間伐の届出等）
第三十四条の三　保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。
２　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。
（保安林における植栽の義務）
第三十四条の四　森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項又は第三項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
（損失の補償）
第三十五条　国又は都道府県は、政令で定めるところにより、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。
（受益者の負担）
第三十六条　国又は都道府県は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限度において、前条の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。
２　農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に対し、その負担すべき金

額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。
3　農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎても同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。
4　前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林水産大臣は国税滞納処分の例によつて、都道府県知事は地方税の滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

□砂防法(抜粋)

（明治 30 年法律第 29 号
改正：令和４年法律第 68 号）

第一章　総則
第一条　此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ
第二条　砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス
第三条　此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ範囲外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得
第三条ノ二　此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス

第二章　土地ノ制限及砂防設備
第四条　第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得
②　前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

□景観法(抜粋)

（平成 16 年法律第 110 号
改正：令和６年法律第 40 号）

第一章　総則
(目的)
第一条　この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
(理念)
第二条　良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
2　良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
3　良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
4　良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
5　良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。
(地方公共団体の責務)
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(定義)
第七条　この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。
2　この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
3　この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
4　この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
5　この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。
6　この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

第二章　景観計画及びこれに基づく措置
(景観計画)
第八条　景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。
一　現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
二　地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
三　地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
四　住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
五　地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
2　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
二　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
三　第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項

の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
四　次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
イ　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
ロ　当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
ハ　景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
（１）　道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
（２）　河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
（３）　都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
（４）　津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
（５）　海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
（６）　港湾法第三十七条第一項の許可の基準
（７）　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可の基準
ニ　第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
ホ　自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
３　前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
４　第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
一　第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
二　次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
イ　建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
ロ　建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
ハ　壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
ニ　その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
５　景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
６　景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
７　都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
８　市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあっては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
９　景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
１０　第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあっては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
１１　景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。
（策定の手続）
第九条　景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
２　景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
３　都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
４　景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
５　景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
６　景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
７　前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
８　前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。
（届出及び勧告等）
第十六条　景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。
一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設

等」という。）
三　都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
四　前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
3　景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
4　前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
5　前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
6　景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。
7　次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為
三　景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
四　景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
五　景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
六　第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
七　国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
八　第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
九　景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
十　地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
十一　その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
（行為の着手の制限）
第十八条　第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。
2　景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。
（現状変更の規制）
第二十二条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
2　景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
3　景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
4　第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

□大阪府景観条例（抜粋）

（平成 10 年 10 月 30 日条例第 44 号）

第一章　総則
（目的）
第一条　この条例は、大阪府環境基本条例（平成六年大阪府条例第五号）の理念にのっとり、景観形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的とする。
（定義）
第二条　この条例の用語の意義は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）の定めるところによる。
2　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　景観形成　良好な景観を創造し、又は保全することをいう。
二　公共施設等　国の機関又は地方公共団体が設置する庁舎、研究所その他の公用に供する施設並びに公共施設及び学校、図書館、病院その他の公共の用に供する施設をいう。
三　公益施設　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二

条第二号に規定する電気通信設備並びに鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)に基づく鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)に基づく軌道の事業の用に供する施設をいう。
(景観計画の策定)
第九条　景観計画は、景観形成基本方針に即して定めるものとする。
２　法第八条第三項の良好な景観の形成に関する方針(以下「景観形成方針」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　景観形成の目標に関する事項
二　公共施設等及び公益施設の景観形成に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、景観形成を図る上で重要な事項
(事前協議)
第十条の二　景観計画区域のうち規則で定める区域内において法第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為をしようとする者は、景観制限事項(法第八条第二項第二号の行為の制限に関する事項をいう。以下同じ。)の適用が除外される場合のうち規則で定める場合に該当するものとして届出をしようとするときは、当該届出に先立ち、知事と協議しなければならない。
(変更の届出等)
第十一条　法第十六条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了するまでの間に、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)又は当該届出に係る行為の着手予定日及び完了予定日に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
２　法第十六条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を取りやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

□大東市景観条例(抜粋)

(令和元年９月 25 日条例第 17 号)

第一章　総則
(目的)
第１条　この条例は、本市における良好な景観の形成に関し基本となる事項を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市が持つ特性と地域資源を活かした市民が愛着や誇りを感じることのできる景観を形成することを目的とする。
(定義)
第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 建築物 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。
(2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のものであって、規則で定めるものをいう。
(市の責務)
第３条　市は、良好な景観の形成を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
２ 市は、前項の施策を策定し、これを実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。
３ 市は、法第７条第４項に規定する公共施設その他の市が設置する公共施設を整備するに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
(景観計画)
第９条　市長は、法第８条第１項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、大東市附属機関条例（平成 24 年条例第 29 号）に規定する大東市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
(事前協議)
第 13 条　法第 16 条第１項又は第２項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、市長に協議しなければならない。
(届出を要しないその他の行為)
第 14 条　法第 16 条第７項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(1) 法第 16 条第１項第１号及び第２号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る
行為
(2) 法第 16 条第１項第３号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為
(3) 他の法令又は条例に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等であって、規則で定める行為
(4) 次に掲げる変更に係る行為
ア 法第 16 条第３項の規定による勧告に基づく変更
イ 法第 17 条第１項又は第５項の規定による命令に基づく変更
ウ 第 17 条第１項の指導又は助言に基づく変更
(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

□大東市景観計画(抜粋、要約)

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
（１）届出対象行為
景観計画区域(市全域)に対する届出対象行為を以下のとおり定めます。
建築物の新築等：建築面積 1,000 ㎡超、
高さ 15m 超
工作物の新築等：建築面積 1,000 ㎡超、
高さ 15m 超
開発行為：建築面積 1,500 ㎡超

□文化財石垣耐震診断指針(案)　(抜粋)

１.目的
本指針は、特別史跡・史跡のうち、中・近世城郭の石垣や国宝・重要文化財（建造物）の基礎となっている石垣の耐震対策を進めるにあたって推奨される標準的な手順と方法、補強を行うにあたって取り得る補強方法と留意点について示すものである。
石垣に関する安全性確保の考え方は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の趣旨に準じ、大地震に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標とし、性能が不足する場合まずは立入を制限するなど活用方針を見直しする対処方針の作成を行い、立入制限等による安全性確保が困難な場合は史跡や建造物等の文化財的価値を著しく損なわない範囲で安全対策工の設置、補強を実施するものとする。
なお、本指針及び予備診断、基礎診断実施要領は、現状の知見、研究成果に基づき定めたものであり、今後新たな事例、知見、研究成果の蓄積により改定の可能性がある。

２.適用範囲
本指針は特別史跡・史跡に指定されている中・近世城郭の石垣、及び国宝・重要文化財（建造物）の基礎となっている石垣に適用する。
上記以外の石垣（グスクや築石が極めて小さいなどの特殊な石垣）は適用範囲外とするが、本指針の趣旨に鑑み、適用可能な範囲で耐震対策を検討するのが望ましい。
適用範囲のうち、以下のいずれかに該当する規模のものは、本指針の耐震診断の手法によらず別途安全性を確認することで足りるものとする。
（１）最も高い部分が高さ１ｍ未満の石垣
（２）天端、下端長さがいずれも３ｍ未満の石垣

なお、本指針は被災後の応急対応について定めたものではない。被災後の緊急を要する対応は臨機応変に行うこと。

3.診断対象

石垣のうち、最も高い部分が高さ1m以上かつ天端、下端長さがいずれも3m以上の石垣を診断の対象とする。

石垣の診断は面単位で行い、位置及び断面は、石垣の中でも最大の高さを有し、石垣全体を代表する断面で行う。ただし、延長が長く形状や状態が異なる場合などは必要に応じ複数の断面で実施してもよい。

診断に先立ち、あらかじめ石垣カルテを作成した上で診断を実施するのが効率的で望ましいが、石垣の安全対策は緊急を要するため、崩れた場合人的安全性、文化財的価値や、社会的な影響が大きいものは、石垣カルテの有無によらず優先的に診断を行う。

4.診断の流れ

耐震診断は「予備診断」、「基礎診断」、「専門診断」の三段階からなる。

「予備診断」は、主に外観目視・簡単な計測等から管理活用方法の改善、基礎診断の必要性の有無を判断するものである。

「基礎診断」は、基本的には非解体あるいは部分的な調査により地盤の性状、石垣の形状、性状を把握した上で実施する診断である。

「専門診断」は、修理にあたっての補強や安全対策工の検討、設計のために行う診断である。地盤の物性値、石垣背面の構造、詳細な調査を行って解析等を用いて行う。手法は、基礎診断の手法に準じた診断もしくはより実情に即した手法を用いて解析を行う。

予備診断によりイ～カと判定されたものは、活用方針の見直し、経過観察などの対処方針の策定を行う。

基本的な進め方は、まず「予備診断」を実施し、対処方針を策定する。その後、耐震緊急性の高いものから「基礎診断」を行い、結果により「専門診断」に移行し、修理にあたっての安全対策工や補強の設計を実施し、安全対策工・補強に移行する。

ただし、修理を行う予定がある、破損が進行しているなど明らかに対策が急がれる石垣の場合は、この順番によらず上位の診断を実施してもよい。また、応急的措置、部分補修、部分補強などの応急対応の場合は、専門診断を行わず必要な設計により対策を実施してよい。

その場合は必要に応じて改めて基礎診断以降の対応を行うものとする。

なお、各診断で耐震対策完了と判定されたものも、念のため上位の対策を実施することは推奨される。

□文化財石垣予備診断実施要領(案)

第1節　総則

(3)診断

予備診断は、基礎点項目（地盤、石垣の形状、過去の履歴）と変状点項目（石垣の変状）それぞれについて評点を算出し、評点を参考に総合的な評価を行うものとする。

(4)判定

判定は、以下のア～カの6段階いずれかの判定を行う。イ～カの判定のものは問題ありで、イからカの順に耐震緊急性がより高くなる。

ア　石垣がおおむね安定しているとみなされる。
（基礎点項目0～4点かつ変状点項目0～3点）

イ　石垣に変状による問題は少ないが、形状的に地震時に不安定である可能性があり、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。
（基礎点項目5点以上かつ変状点項目0～3点）

ウ　石垣が変状により不安定になっている可能性が高く、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。
（基礎点項目0～4点かつ変状点項目4～5点、4点（変状顕著）の項目なし）

エ　石垣が形状、変状ともに不安定である可能性があり、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施　する必要がある。
（基礎点項目5点以上かつ変状点項目4～5点、4点（変状顕著）の項目なし）

オ　石垣が変状により不安定になっている可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測（モニタリング）を行うとともに速やかに基礎診断を実施、あるいは変状の進行があるなど緊急性の高いものは専門診断を実施する必要がある。
（基礎点項目0～4点かつ変状点項目6点以上もしくは4点（変状顕著）の項目あり）

カ　石垣が形状、変状ともに不安定である可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測（モニタリング）を行うとともに速やかに基礎診断を実施、あるいは変状の進行があるなど緊急性の高いものは専門診断を実施する必要がある。
（基礎点項目5点以上かつ変状点項目6点以上もしくは4点（変状顕著）の項目あり）

（5）予備診断書

上記の内容をまとめた予備診断書を作成する。

診断書は、(書式)またはエクセル一覧表にまとめ、以下の資料を添付するものとする。

ア　石垣の位置を示した配置図（各面の石垣番号を明記すること）

イ　石垣の写真（石垣カルテがない場合）

第2節　診断手順

1．基礎点項目

a.地盤

地盤の性状は地震の大きさに大きな影響を与える。一般的に硬い地盤ほど揺れにくく、柔らかい地盤ほど揺れが大きくなる。軟弱地盤は石垣の基礎など常時の変状にも影響を及ぼす重要な要素である。

立地する地盤（石垣下部）の性状により、以下のいずれかに区分する。

①硬い地盤（地盤種別 Ⅰ種地盤相当）（0）
良好な洪積地盤及び岩盤。

②普通の地盤（地盤種別 Ⅱ種地盤相当）（1）
Ⅰ種地盤及びⅢ種地盤のいずれにも属さない洪積地盤及び沖積地盤。

③軟弱な地盤（地盤種別 Ⅲ種地盤相当）（2）
沖積地盤のうち軟弱地盤。腐葉土、泥土その他（盛土含む）で構成される軟弱な土質の地盤。

④不明 （1）

b.石垣の形状

ア　石垣タイプ

石垣は形状、構造、背面の状況によって大きく強度が異なる。内部が栗石のみで構成される石塁タイプ、半石塁タイプで頂部が突出する形などは、地震時に崩壊しやすい。反対に背面が地山で構成されるものは、地震による影響を受けにくい。

以下に倣って石垣の分類を行う。

①非石塁（栗石層＋地山）（0）
・・・石垣が築石と栗石層からなり、背面側の地面より立ち上がりがなく、背面が地山で構成されているもの。

②非石塁（栗石層＋盛土）（1）
・・・石垣が築石と栗石層からなり、背面側の地面より立ち上がりがなく、背面が盛土で構成されているもの。

③半石塁（栗石層＋地山）（1）
・・・石垣が背面側の地面より立ち上がりがあり、背面が地山で構成されているもの。

④半石塁（栗石層＋盛土）（2）
・・・石垣が背面側の地面より立ち上がりがあり、背面が盛土で構成されているもの。

⑤半石塁突出形（突出しているもの）（3）
・・石垣が背面側の地面より立ち上がりがあり、立ち上がり部の条件が以下のいずれかに該当するもの。

a.天端幅 W≦5m 以内のもの
b.背面側石垣高さ H≧5m 以上のもの
c.H/W≧1.0 のもの

⑥石塁（栗石＋盛土）（２）
・・・石垣の内部が栗石と芯となる盛土で構成されているもの

⑦石塁（栗石のみ）（３）
・・・石垣の内部が栗石のみで構成されているもの。平地に突出して建つ櫓台や郭部の石垣など、両面が築石で構成されるものに多い。

⑧栗石なし、盛土のみ（３）
・・築石の背後に栗石層がなく、盛土表面に直接積み上げたもの（旧土塁の表面保護のようなもの）

⑨不明（３）
・・・わからないもの。

イ　石垣の高さ、勾配

石垣の高さ、勾配は石垣の強度に影響するもので、特に石垣の勾配は影響が極めて大きい。緩やかなものほど壊れにくく、急なものほど壊れやすい。また石垣には概ね一定勾配であるものと、反りのあるものがあるが、反りのあるものは勾配が急となる上部ほど壊れやすく、平均勾配より頂部の最大勾配が重要である。また高さも勾配ほどではないが地震力の増幅に影響するとみられ、高いものほど壊れやすい傾向がある。

石垣の形状は、高さ、勾配の組み合わせで評点を算出する。この評点は熊本城跡の熊本地震での被害状況と高さ、勾配の関係を分析して設定したものである。

高さは最も高いところを採用し、勾配は、反りがない石垣は平均勾配、反りがある石垣は頂部から約２m間の最大勾配を採用する。

①高さ２m未満かつ勾配８５°以上（２）
　　かつ勾配８５°未満（０）
②高さ２m以上４m未満
　　かつ勾配８５°以下（２）
　　かつ勾配８０°以下（０）
③高さ４m以上６m未満
　　かつ勾配８５°以下（２）
　　かつ勾配７３°以下（１）
　　かつ勾配７０°以下（０）
④高さ６m以上１０m未満
　　かつ勾配８０°以下（２）
　　かつ勾配７０°以下（１）
　　かつ勾配６５°以下（０）
⑤高さ１０m以上１６m未満
　　かつ勾配７５°以下（２）
　　かつ勾配７０°以下（１）
　　かつ勾配６５°以下（０）
⑥高さ１６m以上
　　かつ勾配７５°以下（２）
　　かつ勾配６５°以下（１）
　　かつ勾配６０°以下（０）
⑦上記以外（３）

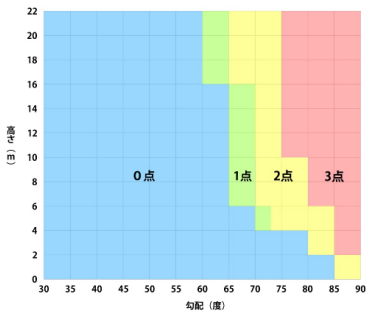

図 1.石垣の高さ・勾配と点数の関係
（文化庁『文化財石垣予備診断実施要領(案)』より引用）

b.過去の履歴

ア　被災・修理履歴

石垣が過去に地震や大雨等により変状や崩落を起こした記録は石垣の強度を知る上で重要な指標となる。地盤や背面の状況など元々の構造に問題がある石垣は、過去に何度も被災したものも多い。それぞれの城郭の石垣は大きな地震に遭遇しているものばかりではないため注意が必要であるが、少なくとも何らかの原因で被災しているものは注意が必要である。

記録や資料があるものはそれらを参考に、不足しているものやないものは、目視等により積み替えや修理の痕跡があるかどうか十分注意して点数をつける。記録や痕跡がはっきりしないが、可能性が高いと判断した場合はより高い点数を選択し、特記事項に理由を記述する。複数当てはまる場合は一番点数が高いものを採用する。それでも不明な場合は２点を選択する。なお、目視や痕跡等による判定は判断が難しいため、複数人で確認するなど精度を高めるよう努める。

①崩れたり変状した記録・痕跡はない。（０）
②２回以上崩れた記録・痕跡がある。（３）
③１回崩れた記録・痕跡ある。（２）
④２回以上変状した記録・痕跡がある。（２）⑤１回変状した記録・痕跡がある。（１）
⑥程度は不明だが、２回以上被災した記録･痕跡がある。（３）
⑦程度は不明だが、１回被災した記録・痕跡がある。（２）
⑧２回以上積み直しを伴う修理を行った記録・痕跡がある。（３）
⑨１回積み直しを伴う修理を行った記録･痕跡がある。（２）
⑩積み直しを伴わない修理を行った記録･痕跡がある。（１）
⑪不明。（２）

イ　修理の方法

修理により適切な改良が加えられた場合、石垣の性能向上に寄与する。そのため、修理の方法別に減点項目として点数を設定した。より具体的に性能を向上する工法ほど減点を多く設定している。現代的な手法については、文化財石垣にとって適切ではないものもあり、コンクリート擁壁や練積の使用は文化財的価値の観点から推奨されないが、過去の改修でそれらが実施済であり、石垣の性能を向上させているものについては、控えめの減点を与えることとしている。特段の改良がないもの、不明なものは点数なしとする。

以下に該当するものの点数を付ける。

①修理にあたり特段の対策はしていない。（０）
②修理にあたり原因の分析と伝統工法の範囲で改善が図られた。（－１）
③修理にあたり原因の分析と具体的な改良工法がとられた（土壌改良、栗石の粒度改良など、④を除く）。（－２）
④修理にあたり原因の分析と構造解析を行い、必要性能を概ね満たす改良、補強を行った。（－３）
⑤修理にあたり在来仕様にこだわらず現代的な手法を用いて対策がなされた。（－１）
⑥不明（０）

２.変状点項目

石垣の変状は、石垣の強度を下げるだけでなく、何らかの変状の要因があることを示唆するものである。変状が著しいものは、たとえ局所的であってもそこから全体的な崩壊に至るきっかけとなる場合もある。ここでは、それぞれの変状が特に顕著なものは、変状点項目に問題あり、となるような点数を与えている。各項目で該当する部分の点数を選択する。

a．築石の変状

ア　緩み、築石の目地の開き

①見られない。（０）
②若干の緩み、築石の目地の開きがある。（１）
③緩み、築石の目地の開きが随所に見られる。（２）
④緩み、築石の目地の開きが著しい。（４）

イ　孕み

孕みは、石垣の変状で、局所的に石垣がふくらんだ状態である。孕み出し指数とは、石垣の安定性評価手法として用いられる指数で、最大孕み出し量／孕み出しの生じている部分の石垣長さ（高さ）で算出され、６以上が不安定とされる（西田一彦・

玉野富雄「歴史遺産としての城郭石垣の安定性評価方法の工学的提案」『地盤に係わる維持・補修・管理技術に関するシンポジウム』土木学会 1998 年)。

ほか、孕み出し指数では表現しづらいが、局所的ではなく全体的に孕んだ石垣も問題がある。閾値を設定するのは難しいが、最大孕み出し量 20cm 以上のものは注視すべきであろう。

①見られない。(0)
②わずかに孕みがある。(1)
③孕みがある(孕み出し指数6未満)。(2)
④局所的な孕みが著しい(孕み出し指数6以上)。(4)
⑤全体的な孕みが見られる。(4)

ウ 割れ、抜け落ち、崩れ

①見られない。(0)
②築石､角石の割れ､間詰石の抜け落ちが若干見られる。(1)
③築石、角石の割れ、間詰石の抜け落ちが随所で見られる。(2)
④築石、角石の割れ、間詰石の抜け落ち、築石の崩れが著しい。(4)

b．周辺の変状

ア 天端または栗石部の沈下、地割れ

石垣天端または栗石部が沈下、あるいは地割れが入るということは、地震等何らかの原因によって石垣の栗石が沈み込んだ、あるいは盛土部分などが動いたことを示す。これに伴い築石も何らかの形、多くは正面側へ孕みもしくは倒れ込みなどで動いた可能性があり、不安定と考えられる。直近の地震などであれば地割れが確認できるが、経年により不明となることもあるため、注意が必要である。

①見られない。(0)
②天端または栗石部の沈下が見られる。(1)
③天端周辺に地割れがある、地割れが入ったことがある。(3)

イ 基礎部の変状

基礎部の変状は、軟弱地盤などで築石下部の地盤の支持力が十分なく、沈下あるいは滑動など何らかの問題が発生している可能性がある。地震時よりは、経年により明らかとなり易い事項である。基礎部の変状には、基礎部分の前倒れ、前滑り、布積みの場合横列が通っていない、それにより生ずる石垣の緩み、築石の目地の開き等がある。

①見られない。(0)
②基礎部の変状が見られる。(3)

c.変状の進行状況

変状がある場合、それが進行しているのか、安定しているのかは緊急性を知るためにも重要な指標である。進行が確認できるものであれば、緊急に対応を行う必要がある。

変状の進行がほとんどない場合は、常時は安定している可能性が考えられるが、地震に対しては必ずしも安定しているとは言いがたいことは念頭に置く必要がある。

変状の進行を把握するには、目視や簡易的な方法等により確認する変位観察や、継続的な計測等によりにより進行具合を把握する動態観測(モニタリング)を行うのが望ましい。手法としては、落石や浮き石の確認、簡易的な方法であるガラス棒やクラックゲージや、実測を行うトータルステーションによる定点観測や三次元レーザー測量等による比較、その他様々な方法がある(参考:変位観察・動態観測(モニタリング)の種類)。前者は石材同士の目地の伸縮の微細な変位を確認することができ、後者は石垣全体の変位を継続観測することが可能である。ただし、微細な変位は温度等の日較差、年較差や微動でも生じる可能性があり、測量はどうしても測量誤差(一般的に±5㎜程度)が避けられない。複数の手法を併用するなど進行を適切に捉える配慮が必要である。

①変状がほぼない(0)。
②変状があり観測を行っているが､変化がほとんど無い。(0)
③変状があり観測を行っていないが､目視で大きな変化が無い。(1)
④変状があり観測を行っており､変状が進行している。(4)
⑤変状があり観測を行っていないが､明らかに変状が進行している。(4)

d．湧水

石垣にとって大雨は主な変状要因であり､普段から湧水があり水みちがあるものであれば､大雨時に水圧がかかり不安定となる可能性がある。水みちとなっているところは水が供給されているため、汚れや草が生えやすい部分となる。地震とは直接関係するものではないが､不安定要素の一つとして評点に加える。

①表面が乾いている。(0)
②水がしみ出している。(1)
③水が流れ出している。(3)

3.判定

ア 石垣がおおむね安定しているとみなされる。
(基礎点項目0～4点かつ変状点項目0～3点)

イ 石垣に変状による問題は少ないが､形状的に地震時に不安定である可能性があり、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。
(基礎点項目5点以上かつ変状点項目0～3点)

ウ 石垣が変状により不安定になっている可能性が高く､活用方法の見直し､変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。
(基礎点項目0～4点かつ変状点項目合計4～5点、4点(変状顕著)の項目なし)

エ 石垣が形状、変状ともに不安定である可能性があり、活用方法の見直し､変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。
(基礎点項目5点以上かつ変状点項目4～5点､4点(変状顕著)の項目なし)

オ 石垣が変状により不安定になっている可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測(モニタリング)を行うとともに速やかに基礎診断を実施､あるいは変状の進行があるなど緊急性の高いものは専門診断を実施する必要がある。
(基礎点項目0～4点かつ変状点項目合計6点以上もしくは4点(変状顕著)の項目あり)

カ 石垣が形状､変状ともに不安定である可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測(モニタリング)を行うとともに速やかに基礎診断を実施､あるいは変状の進行があるなど緊急性の高いものは専門診断を実施する必要がある
(基礎点項目5点以上かつ変状点項目合計6点以上もしくは4点(変状顕著)の項目あり)

■主な出典資料

【飯盛城跡関連】

・『飯盛城跡総合調査報告書』（大東市教育委員会・四條畷市教育委員会、令和２年３月）
・『史跡飯盛城跡保存活用計画』（大東市・四條畷市、令和６年３月）

【動植物関連】

・『むろいけの自然』（特定非営利活動法人里山サロン、平成 28 年３月）
・大阪府森林資源解析調査（令和２[2020]年度調査）

【その他】

・５万分の１地質図幅「大阪東北部」（国立研究開発法人 産業技術総合研究所[現 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター]、平成 13 年）
・色別標高図（国土地理院 地理院タイル）
・治水地形分類図 更新版（2007～2021 年）（国土地理院 地理院タイル）
・土地利用詳細メッシュデータ（50ｍメッシュ）（国土交通省 国土数値情報）
・令和２年度国勢調査（総務省 統計局）
・平成 28 年経済センサス－活動調査（総務省・経済産業省）
・令和元年度工業統計調査（総務省・経済産業省）
・2015 年農林業センサス（農林水産省）
・大阪府観光統計調査（平成 22 年[2010]）

史跡飯盛城跡整備基本計画

令和７(2025)年３月 31 日発刊

編集・発行

大東市

〒 574-0076 大東市曙町４番６号
TEL 072-870-9105 FAX 072-870-9687

四條畷市

〒 575-8501 四條畷市中野本町１番１号
TEL 072-877-2121 FAX 072-877-8300

印刷・製本

豊橋合同印刷株式会社

〒441-8083　愛知県豊橋市東脇４丁目 8-16
TEL 0532-32-5533　FAX　0532-32-6928

大東市印刷物番号
06－86